

經濟統計学会編

社会科学としての 統計学

第4集

2006

産業統計研究社

刊行のことば

経済統計研究会(1985年に経済統計学会へと名称変更)は、「社会科学に基礎を置く統計理論の研究」を目的として1953年に創立された。1955年6月に研究会の機関誌である『統計学』が創刊され、それ以来その発行は年2回を基本として続けられてきた。その間1976年8月に創刊20周年記念号(第30号)、1986年8月に創刊30周年記念号(第49・50合併号)、1996年3月に創刊40周年記念号(第69・70合併号)を発行し、それぞれの期間における学会の研究経過を振り返り、会員の研究成果と統計学各分野の動向をサーベイしてきた。今回の記念号は、創刊50周年という大きな節目に当たるとともに21世紀最初の記念号であるということで、この10年間の会内外の業績を踏まえ、次の半世紀を展望するという視点から、今日の激動する世界と日本の社会経済状況が社会科学としての統計学に問いかけている諸課題を明らかにし、それに答えようという大志をもって取り組んだ。

経済統計学会は全国研究大会を1957年以来毎年開催しているだけでなく、月例研究会を関東、関西、北海道、九州などで、並行して50年以上に亘って続けている稀有な学会である。1つ1つの報告に十分な時間を使いじっくり討論する月例研究会は経済統計学会の特徴のある研究を形成する重要な場であり続けている。また最近21世紀に入ってからミクロ統計部会、労働統計部会、日中統計部会、ジェンダー統計部会、健康・生活統計部会、政府統計部会などの研究部会を設けそれぞれの分野の統計の研究を深めようとしている。我々はこれらの現時点までの成果を出来うるかぎりこの記念号に盛り込もうと努力した。

50年という期間は相当に長い期間である。

経済統計研究会の創立あるいはその基礎を築くうえで大きな役割を果たされた会員のうちには、現在もなお御元気で会の行く末を心配しながら温かく見守って下さっている方々もおられるが、既に亡くなられた方も多し。時代は変化し、統計研究の内容も方法も変わっていく。しかし我々は、長年の間に先輩会員の残して下さった貴重な研究成果を徹底的に大事にしてそれを踏まえて新たな研究に立ち向かいたいと考える。そうした時にのみ着実な前進が可能になると思うからである。10年ごとに記念号を編集し、また今回は50年の節目という観点も入れて、会と会員の研究活動を総括しているのはそのためである。

経済統計学の研究は、50年を経、取り巻く社会・経済と社会科学・思想状況の変化のなか、新しく入ってこられた若い世代の研究が中心になるにつれ、変化しつつある。しかし経済統計学会の先輩の形成してきた伝統は今も生きているし今後も生きていくであろうと思う。その伝統の一端を述べると以下のようなになる。

第1に、経済統計学会は、社会・経済統計そのものを大事にし、それを研究することが誰よりも好きな人たちの集まりであるということである。我々は社会経済統計そのものを我々の研究対象と考える。社会経済統計がどのように作成されているか、社会経済統計をどのように作成すべきであるか、社会経済統計は何をどう反映しているか、必要であるにもかかわらず作成されていない社会経済統計にどのようなものがあるか、社会経済統計はどのように利用されているか、社会経済統計どのように利用すべきであるか等々、社会・経済統計に関するあらゆる問題を統計学の課題と考え、協力して研究している。この点で

我々の研究対象は、統計数理学の研究対象と重なる部分もあるが、それとは別の非常に広く複雑な内容を擁している。

第2に我々は、経済学をはじめとする諸社会科学の成果に依拠し、またその発展に貢献するということをめざして社会・経済統計を研究している。この50年において経済学・社会科学の潮流はかなり変化した。経済統計研究会の創立に重要な役割を果たされた会員のうちには社会科学としてマルクス経済学を想定されていた方々が相当数おられた。現在、若手・中堅会員の想定する社会科学には新古典派経済学をはじめいろいろなものがあり多様性に富んでいる。もちろん若手・中堅会員の中にもマルクス経済学を受け継ぎ新しい方法を取り入れ発展させようと考えている者もいる。我々は社会・経済統計を研究するという場で多様な社会科学の相互批判と相互協力を推し進めていこうと考える。社会・時代の変化に取り残されることなく、しかし流行に流されることなく、無用な対立はさけつつも曖昧な妥協はせず、真に学問的な研鑽を積んでいきたいと思う。

第3に、我々は、国民生活の向上と社会の進歩に役立ちたいという願いを心に秘めて、統計学の研究に取り組んでいる。統計学は、生活をまもり豊かにする国民の諸分野の活動に貢献すべきであるし、その学問的質を真に高めることを通じてそれが可能になると考えている。いろいろな分野で闘っている人たちに社会・経済統計と統計方法という優秀な武器を提供できたらと願っている。

経済統計研究会を創立した先輩から我々が受け継がねばならない最も大事な点は、なものにもとらわれない鋭い批判精神であると思う。批判精神という牙をぬいてしまうと学会は魅力の乏しいものにおちぶれてしまうで

あろう。

現在の日本では、強行に推し進められている大学改革とも関係して、かつてないほどに業績主義が蔓延している。しかし我々は、学会を単にスマートにそつ無く業績を作っていく場ではなく、社会・経済統計を本気で研究する、あるいは統計を道具として社会・経済を本気で研究していく場としていきたいと志している。その点で、経済統計学会は、若い会員が成長しやすいよう配慮しなければと考えるとともに、試行錯誤をふくむ長期の泥臭い研究、なかなか形になる成果は得られないが本当に重要だと信じて日夜努力している会員の研究にも温かい眼を注いでいる。

現在日本でも世界でも政府統計・社会・経済統計をどう改革していくかという論議が盛んに行われている。第2次世界大戦後に作られた統計制度をその後の大きな社会経済の変化に対応するよう改革しようという議論である。本書で扱われている研究は、このような議論に貢献できる内容を含んでいると思う。そのような議論を深めていく手がかりとしても本書が読まれることを期待したい。そのような議論と切り結ぶ中で我々もさらに研究を深めたいと考えている。

この記念号は、全ての会員と社会・経済統計に関心をもつ多くの人々の座右におかれ、長期にわたって、今後の社会・経済統計研究の出発点、展開のヒントを得るための尽きせぬ泉となることをめざして執筆された。本書は、社会統計・経済統計の研究者のみならず社会科学の諸分野の研究者、社会統計・経済統計を使用する種々の分野の方々に参考してもらえることを期待するとともに、多くの方々から批判・コメント等をいただけると幸甚である。

経済統計学会会長
泉 弘志

目 次

刊行のことば

第1部 社会科学としての統計学——その今日的課題——

- 第1章 統計の作成・公表・利用における公共性…………… 金子 治 平(3)
 コメント…………… 山田 満(14)
- 第2章 地域における統計の作成と利用…………… 藤江 昌 嗣(17)
 コメント…………… 菊地 進(28)
- 第3章 個票データと統計利用…………… 坂田 幸 繁(31)
 コメント…………… 岩井 浩(42)
- 第4章 民間企業におけるデータの蓄積と利用…………… 池田 伸(45)
 コメント…………… 佐野 一 雄(57)

第2部 統計作成と統計制度をめぐる新たな展開

- 第5章 社会・経済の変容と政府統計の変化
- Ⅰ センサスと統計調査の変容…………… 西村 善 博(63)
 コメント…………… 岩崎 俊 夫(74)
- Ⅱ 産業・職業分類の変容…………… 長澤 克 重(78)
 コメント…………… 松川 太一郎(87)
- Ⅲ 政府業務記録と統計利用…………… 岡部 純 一(90)
 コメント…………… 森 博 美(102)
- 第6章 民間統計の現状と利用可能性…………… 山田 茂(104)
 コメント…………… 佐藤 智 秋(113)
- 第7章 統計制度改革の国際的動向と統計品質論…………… 水野谷 武 志(116)
 コメント…………… 小川 雅 弘(128)

第3部 統計利用をめぐる諸問題

<統計解析>

- 第8章 計量モデル分析…………… 井口 泰 秀(133)
- 第9章 データ解析法…………… 田浦 元(144)

<個別領域>

- 第10章 人 口…………… 廣嶋 清 志(154)
- 第11章 産業・企業…………… 藤井 輝 明(164)
 御園 謙 吉

第12章	労働	小野寺 剛	(174)
第13章	家計	大井 達雄	(184)
第14章	金融・財政	伊藤 国彦	(194)
第15章	国民経済計算	金丸 哲 光藤 昇	(204)
第16章	産業連関	朝倉 啓一郎	(214)
第17章	環境	吉田 央 光藤 昇	(224)
第18章	食料・農業	香川 文庸	(234)
第4部 部会における研究の成果と課題			
第19章	ジェンダーと統計	杉橋 やよい	(247)
第20章	労働と統計	福島 利夫 村上 雅俊	(258)
第21章	中国統計	矢野 剛	(268)
第5部 社会科学としての統計学 —— その伝統と継承 ——			
第22章	統計史	上藤 一郎	(283)
	コメント	長屋 政勝	(289)
第23章	統計学史	芝村 良	(293)
	コメント	木村 和範	(303)
第24章	人口センサスの方法転換問題と統計学研究の課題	濱 砂敬郎	(305)
第25章	実質社会科学説の「勝利」とその後	大西 広	(318)
第26章	経済統計学会の歴史の四齣	伊藤 陽一	(323)

『統計学』バックナンバー目次については、経済統計学会ホームページをご覧ください。

第2部 統計作成と統計制度をめぐる新たな展開

第5章 社会・経済の変容と政府統計の変化

I センサスと統計調査の変容

西村善博

はじめに

統計の調査環境の悪化により1970年代以降、欧米諸国では、人口センサス実施の困難性が顕在化し、北欧諸国を中心に、統計調査に基づくセンサス(「調査型センサス」)から行政レジスターに基づくセンサス(「登録簿型センサス」)への移行が進行する(工藤, 1995)。その後、登録簿型は北欧諸国以外の国々へも広がりつつある。調査型を維持する場合も、たとえば、標本調査をもとに調査結果の補正を実施する国が現れている。他方、事業所センサスに関して、欧米諸国では、近年、事業所や企業を対象とする標本調査のための母集団情報の提供という事業所センサスの機能に特化したビジネスレジスターの整備が急速に進展している。

このような欧米諸国の動向に対して、我が国では、今のところ伝統的な調査方式(全数調査の実施)が堅持されている。しかし、人口センサス(国勢調査)に関しては、人口構造の転換期を迎えている今日、その実施の困難性が顕在化してきている(濱砂, 2005)。また事業所センサス(事業所・企業統計調査)に関しても、最近、事業所や企業の把握漏れが深刻化し、その対策として税務記録等の行政情

報の活用を採り入れた経済センサスの実施が計画されている(舟岡, 2005)。

従来、センサスには構造統計表の作成と標本設計のための母集団情報の提供という二重の機能(あるいは目的)があるとされてきた。以下では、当該分野の統計に関する国際動向を踏まえ、これらの二重機能の変化という観点から、今日のセンサスの多様化を特徴付けるとともに、我が国の政府統計の課題について論じてみることにしたい。

1. 人口センサスの変容

ここではまず、すでに登録簿型センサスに移行を完了した北欧諸国等や現在移行を計画中のドイツの事情を紹介する。次に、調査型を維持しつつも、伝統的な調査方式とは異なる英米仏におけるセンサスの変容について言及する。

1.1 登録簿型への移行

(1) 北欧諸国

世界で最も早く登録簿型センサスに移行した国はデンマークである。同国では、早くも1966年に所要の法制度を整備し、統計作成を統計調査によることなくレジスターだけを源泉としたレジスターベースの統計制度への

移行を行った。そこでは中央人口レジスターが68年に設置され、それに基づく登録簿型センサスが81年に実施されている(工藤, 1989, 1995, 2000)。

デンマークに続き、1990年にはフィンランドも登録簿型に完全に移行した。ノルウェーでは、2001年センサスが、人口の項目についてはレジスター、住宅の項目については統計調査に基づき実施された(Harald, U., 1999)。80年代からそれへの移行が検討されていたスウェーデンでは、2005年センサスを完全にレジスターに基づき実施する予定である(Bruhn, Å., 2001)。

登録簿型センサスでは、基本レジスター(中央人口、住居・建物、企業・事業所)が個人識別番号によって結合され、そのサテライトレジスターとして各種の行政レジスターが結合される。このようなシステムの整備によって、公式統計の作成だけでなく、任意の時点・地域・フォーマットで集計・作表を行った統計の提供や、人員・経費の大幅な削減が可能となる。その反面で登録簿型センサスは、①行政資料の概念が統計上の概念と必ずしも一致しないので変換や推計が必要であり、②源泉を異にする行政資料は相互リンクができないものが多く、③レジスターでカバーできないデータは、統計調査により収集する必要があるといった欠点も持っている(工藤, 2000)。

このような登録簿型センサスは、北欧諸国以外にも広がりつつあり、たとえば、オランダでは、2001年センサスが、人口の項目についてはレジスター、住宅の項目については標本調査に基づいて実施された(Linder, F., 2004)。また、次に紹介するように、ドイツでは、個人識別番号を利用できない条件下での登録簿型センサスが構想されている。

(2) ドイツの登録簿型センサス構想

ドイツ連邦政府は、1996年夏期に1983・87年センサスの経験を踏まえて、2000年ラウンド人口センサスを全数調査として実施しないことを決定した。その結果、連邦内務省と連邦・州統計局は、行政レジスターのデータを連結する統計レジスター構築に関する調査研究プロジェクトを発足させた(濱砂, 2000)。連邦・州統計局は、登録簿型センサスモデルの開発を担当し、試験調査の結果も加味して次期センサスのモデルを勧告する。以下、ドイツ連邦統計局職員の報告(Szenzenstein, J., 2004)に依拠して、その主な内容を紹介する。

登録簿型センサスモデルの主なデータ源は、地方自治体の人口レジスター(PR)、連邦雇用庁(FEA)の雇用レジスター、それに郵送調査として実施される住宅調査である。これらを連結するために、①自治体PRを中央人口レジスター(CPR)として統合し、②CPRデータファイルをFEAデータファイルとマイクロレベルで結合し、③世帯編成のために、住宅調査データとCPRデータを照合する必要がある。これら一連の作業には、個人情報保護上の法的制約から個人識別番号の利用を禁じられていることから、それは諸特性値(名前、性、出生地、住所)をもとに行われる必要がある。

CPRの作成に先立って、各自治体PRの記録が連邦標準と整合的かどうかを点検する必要があるが、それらには重複登録や登録漏れといった不備がある。なお、一時的・永続的重複登録問題については、独自の点検方法が考案されている。

他方、世帯の編成に関しては、CPRと住宅調査の結果に基づいて、個々人のグループ化が必要となる。世帯の定義は、基本的に世帯・住居概念であり、住宅単位を占有してい

る総人数が世帯を形づくるとみなされ、その概念の具体化として、5段階からなる世帯の編成方式が提示される。

さらに試験調査によって、自治体PRの質やCPRにおける重複登録の発見・除去方法の効率性が評価され、世帯編成のためのさまざまな種類のデータリンケージとアルゴリズムがテストされる。その結果、個人識別番号によらなくても、マイクロデータの正確な1対1のレコードリンケージが実現可能であり、氏名等の特性値が利用可能ならば十分に正確であることが経験的に確認された。しかし、精度の観点からセンサス結果として受け入れ難い点もあり、いくつかの改善方策が提案されている。

こうして連邦・州統計局は、①2つの基準日に関する全自治体PRファイル、②FEAや他の行政機関からのレジスターデータ、③家主を対象とする住宅調査、④施設や学生宿舎を対象とする調査、⑤CPRの重複登録の点検、⑥CPRと住宅調査による世帯の編成、⑦大規模な補完的標本調査(人口1万人以上の地方自治体を対象)、といった要素からなる次期センサスのモデルを政策決定者に勧告している。

2011年EUセンサスラウンドへの参加が期待されているこの新構想センサスは、従来のセンサスの1/3の実施費用で済み、また回答負担の大幅な軽減に寄与するものと期待されている。しかし、詳細な地域レベルで完全なセンサス情報あるいは信頼できるセンサス結果を保証できないという問題がある。

1.2 調査型センサスの変容

(1) 英国のワンナンバーセンサス

英国のセンサスにおける重要な問題は人口の過小把握(濱砂, 2000)である。そのため英国では、2001年センサスでワンナンバーセ

ンサスが実施された。以下では、Cruddas, M. and Diamond, I. (2000)をもとに、その概略を述べる。

英国におけるセンサスの主な利用の一つは、年次人口推計値の基準データの提供にある。その基準は、センサスの把握漏れ水準を考慮に入れる必要がある。伝統的に、これはセンサス事後調査(PES)による収集データおよび(全国レベルでは)以前のセンサスに基づく人口推計値との比較をもとに測定されてきた。1991年センサスの場合、把握漏れのレベルは推定2.2%とさほど高くなかったものの、すべての社会人口層や地域において一様に生じたものではなく、またPESに基づく推計値と以前のセンサスに基づく推計値との間に大きな乖離が存在した。これは、PESが把握漏れレベル及びその変化の程度を適切に評価できなかったことによる。

このため2001年センサスでは、カバレッジの最大化が優先課題となり、それを達成するために多数の手段が講じられた。たとえば、記入が容易になるように調査票が再設計され、人口の定義が再検討され、調査票の郵送による返却が実施され、回答率が最低レベルと見なされた地域に調査員が集中投入された。

このような努力にも拘らず、ある程度の把握漏れが生じることが予想されたことから、把握漏れを測定し、センサスカウントと人口推計値との間の明確な関係を提供し、把握漏れに合わせて全センサスカウントを調整することを目的とするワンナンバーセンサス(ONC)計画が立案された。その処理過程は、大要次の通りである。

①センサス捕捉調査(CCS)の実施によって、郵便コード(地理的単位で平均15世帯)標本を再調査する。CCSでは把握漏れを測定するために、少数の重要な変数に関するデータを収集する。CCSデータは、確率に基づくマッ

チング手続きを使って、個々のセンサス記録と照合される。②センサス及びCCSの結果をもとに、英国の各地域について、性・年齢別人口推計値を求める。地域は、設計集団(Design Group)、大規模な地方自治体地区(LAD)、小規模LAD集団から成る。設計集団の推計値を求め、それから全国・LADレベルの推計値を導出する。④全国・設計集団・LADレベルの推計値が、それらの妥当性を評価するために、以前のセンサスに基づく推計値と比較される。⑤個人・世帯レベルの記録を推定把握漏れレベルによって補定(imputation)し、調整済み個人・世帯データ及び個人・世帯表を作成する。

(2) 米国における2010年センサスの再設計

米国では、1970年センサス以来郵送調査が実施されている。当初2000年センサスでは、把握率を改善するために、本調査(全数調査)の回答率の改善に加えて第2次調査として標本調査(総合捕捉測定調査)が計画されていた(濱砂, 2000)。しかし最高裁の違憲判決(1999年1月)により、標本調査による調整済みセンサスデータを議員定数の配分に使うことが不可能になった。このため米国では英国のようなワンナンバーセンサスの導入が断念され、センサスのロングフォーム(詳細票)については、年次大規模標本調査としてアメリカ地域社会調査(ACS)を別途実施することで、センサス本体については、マスター住所ファイル・デジタル地図(MAF・TIGER)強化計画に基づいて、ショートフォーム(基本票)のみで実施するというセンサス再設計計画が策定された(Waite, P.J., 2002, Vitrano, F.A., 2004)。その結果、センサスは基本票のみとなり把握度の改善が期待できることから、法令上の使命(議員定数の配分、選挙区画改正のためのデータ収集)をより直接的に充足す

るものと考えられている。なお、ACSは、1996年以降、試験的に実施され、2005年に、フルサイズ(300万世帯を対象)で実施される予定である。

ところで、MAF・TIGER強化計画とは、センサス局の人口統計データ収集計画を支援するため使われる地理・住所ファイルの総合的な整備のことである。MAFは米国(プエルトリコ等を含む)の居住区、施設、企業等に関する最新の郵送先住所リストであり、ACSによって更新される。住所はセンサスブロックに割当てられ、米国のデジタル地図であるTIGERとリンク可能である。TIGERは、調査員が位置を確認するために利用するすべての街路・川などや、センサス・世帯調査データを表章するために使われるすべての行政区、センサス調査区、センサスブロックに関する境界、名称、地理コードを記録している。さらには、すべての住宅単位の所在地を記録している。

センサス局では、街路の位置等を修正することでTIGERの再調整を行い、その精度を高め、GPSを活用した調査員への活動支援システム(都市部とは違う住所表示地域において住宅を見つけるなど)を構築する計画である。これによって、調査員の作業量の軽減やセンサスの把握度の改善が期待されている。

以上のほかにも、多数の処理がセンサスの費用を削減し、精度を改善するために再構築される予定である。今後、2005年に第2回全国センサス試験調査、06年に第2回現地調査、08年に最終的なりハーサル・センサスが予定されている。

(3) フランスのローリングセンサス

フランスでは、当初1997年に予定されていた第33回一般人口センサスが99年に延期されたのを契機に、予算の平準化への対応も

射程に入れた新センサスの導入が計画され、2004年1・2月、ローテーション方式に基づく新たなセンサスへと移行した。

計画は1999年以降本格化し、全国統計情報評議会(CNIS)における国立統計経済研究所(INSEE：中央統計局)と統計利用者グループ間の長期的な協議(1999年)、センサスの革新に関するSFdS-INSEE方法論セミナー(2000年10月等に開催、なおSFdSはフランス統計学会の略号)、2002年統計方法論会議(2002年12月)において、センサス設計の基本方針が検討される。他方、センサス関連法に関しては、2002年2月末、身近な民主主義に関する2002年2月27日法第2002-276号(特に、その第V編「センサス実施作業(République française, 2002)」)として公布され、2003年の中頃以降、センサスの主要な実施規則が制定される。

このような経過を経て2003年10月、次のような調査の基本方針が示される(INSEE, 2003)。すなわち、人口1万人未満の小コミュニティについては5グループに分けられ、5年ローテーションで毎年、各グループを構成する全コミュニティが悉皆的に調査される。一方、人口1万人以上の大コミュニティについては、毎年、住所標本に対する調査によって実施される。INSEEはコミュニティと連携し建物登録簿(RIL)を絶えず更新するが、それを標本抽出枠として利用する。住所は5グループに分けられ、毎年グループのうち1つが選択される。そのグループにおいて、コミュニティ住宅の8%に相当する住所標本が抽出され、その住所に属する住宅の全体が調査される。5年後に、グループのローテーションによって、大コミュニティ全域の40%の人口が調査されることになる。

なお、共同利用施設、家のない人々・移動住宅居住者については特別な調査規定が設け

られる。海外領土に関しては、新センサスの適用外であって、従来の伝統的なセンサスが5年毎に実施される。

このような調査の基本方針は、2002年の中頃に、ほぼ決定的となっていた(Grosbras, J-M., 2003a)。これに対して、5年間の調査結果に基づきその中間年の推計値として求められる詳細な統計結果については、その時点で、決定的な推計方法を提示するまでには達していない(Grosbras, J-M., 2003b)。

2. 事業所センサスの変容とビジネスレジスター

現在、世界の主要各国では、企業・事業所を対象とする調査実施のためのフレームとしていわゆるビジネスレジスターが本格的に整備され、稼動している。ビジネスフレームに関しては定期的に国際円卓会議(International Roundtable on Business Survey Frames)が開催され、各国間での経験交流が行われている。また、欧州諸国ではビジネスレジスターの整備がEUの共通統計政策として推進されており、なかでも英国とオランダが最も先進的であるとされている(森, 2004)。そこで以下では、米国センサス局の新ビジネスレジスターと英国国家統計局(ONS)の省庁間ビジネスレジスター(IDBR)の概要を紹介する。

2.1 米国センサス局の新ビジネスレジスター

これまでの米国では、ビジネスレジスターとして、センサス局の標準統計事業所リスト(SSEL)や労働統計局(BLS)のロンジチューディナル(縦断的)データベースが知られていた。センサス局の新ビジネスレジスター(BR)は、このSSELに代わるもので、2002年経済センサスに向けて構築・整備され、2004年1

月からその完全な運用が開始された。

センサス局BRは、企業は有給雇用者あり企業(雇用主企業)と有給雇用者なし企業(非雇用主企業)から構成される。その中に非雇用主企業が含まれることや行政データ利用の拡充といった点がSSELとの顕著な違いである。以下、Hanczaryk, P.S.(2003), Winters, F.(2005b)をもとに、センサス局BRの情報源等に言及する。

センサス局BRの主要な情報源は、5年周期で実施される経済センサスである。2002年経済センサスでは、雇用主企業の事業所のうち複数事業所企業と大規模単独事業所企業を対象に郵送調査が実施された。雇用主企業のうち小規模単独事業所企業については、後述の連邦行政記録が用いられる。なお、センサス局BRは、経済センサスの実施に際して、メールリスト、結果の受取りと追跡のためのチェックインファイル、返却情報の保管庫として役立つ。

経済センサスの非実施年では、会社組織調査(COS)が大規模複数事業所企業の組織構造を把握するための主要な手段である。COSは年次標本調査(約5万の企業を対象)であり、対象企業は、各事業所の活動状況、新設、閉鎖、スピノフ、買収(スピノフや買収の場合、関係会社の名称と所在地)についての報告を求められる。

また、その非実施年では、COSとともに行政記録がBR更新の主要情報源である。ここでは、内国歳入庁(IRS)、労働統計局(BLS)、社会保障庁(SSA)から提供される行政情報が広範に利用されている。とくにIRSは、単独事業所雇用主企業とすべての複数事業所企業に対応した雇用主識別番号(EIN)登録済み雇用保険雇用主負担分支払企業について、その名称、所在地、第1四半期の雇用、全四半期給与支払額、売上高等のデータを提供する。

このようなデータの提供は、センサス局に、小規模雇用主企業に対する郵送調査を実施する場合に比べて効率的、低コストの情報収集をもたらしている。さらにセンサス局は、非雇用主企業(零細企業)の情報源として、もっぱら企業所得税申告書を利用している。IRSデータの最大の利点はその適時性にあり、センサス局は、IRSから週1回の頻度でデータを受取り、レジスターの更新を行っている。

新規に開業した企業や組織の納税者は、EIN、申告様式SS-4の適用をIRSに届け出る。それを受けてIRSは、SSAに記録ファイルを転送し、SSAはその様式で報告された主要活動などの情報をもとに、申請者の産業分類上の格付けを行う。SSAはセンサス局に対し、EIN、北米産業分類(NAICS)コード、推定雇用等を月次ベースで提供する。

上記以外の情報源として、労働統計局(BLS)から提供されるものもある。BLSは、州職業安定局から、雇用・賃金四半期センサス(QCEW)プログラムの一環として、民間・公共部門の産業分類等のデータを受取る。BLSはセンサス局と産業分類を共有しており、センサス局の産業分類格付け作業に協力している。

センサス局BRはそれ自体が統計としても公表されており、雇用主企業に関して、州や郡といった地域レベルでの事業所数、第1四半期雇用者数、第1四半期給与支払額および年次給与支払額が得られる。また、非雇用主企業に関する情報についても、州・郡レベルで公表されている。この他にも毎年の最終BRは、センサス局職員および外部利用者(センサス局の州データセンターを通じて)による経済分析のためのビジネス母集団に関するロンジチューディナルファイルを構築・整備するために、センサス局の経済調査研究センターによって保管・利用されている。

最後に、センサス局BRの技術的な構成と問題点について付言する。BRは、オラクルデータベースとして、4つの基本となる親表(EIN_UNITS等)とそれに関連する子表、さらには3つのコア表(LINKS等)から構成される。現状の問題点として、BR上の種々の表、単位を関係付けるLINKS表が効率的、体系的に設計されていないことが指摘されている。

2.2 英国国家統計局(ONS)のIDBR

英国における省庁間共同利用のビジネスレジスターとして、1994年にIDBRが導入された。IDBR創設の主な契機として、国内的には、それまで旧中央統計局と旧雇用省が独自に維持していたレジスターを調査フレームとした調査結果に基づく推計値の間に耐え難い不整合の存在、他方対外的には、EU統計局の統計基準化政策の一環としてのビジネスレジスター(BR)整備の推進がある。以下、これらの主な内容を紹介する(森, 2004, ONS, 2001, Perry, P. and Vale, S., 2003)。

1993年のEUの発足に伴い、域内の貿易・企業活動が大幅に自由化された結果、統計作成の新たな課題(域内貿易統計の作成、企業活動のより正確な把握)が生じた。これを受けて、「統計目的のためのビジネスレジスター構築における共同体の調整に関する1993年7月22日付理事会規則第2186/93号」(EEC, 1993b)が公表される。この規則制定後、EU諸国はBRの創設あるいは既存BRのEU基準への適応を進めるとともに、95年以降、この規則の勧告に対する取組状況の報告をEU統計局から求められることになった。

IDBRは、英国税関当局(HMCE)のVAT登録業者データと内国歳入庁(IR)のPAYE登録雇用主に関するデータを主たる情報源としている。国家統計局(ONS)は、HMCEからは毎週、毎月あるいは四半期毎に、IRからは

四半期毎に、業務データの提供を合法的に受けている。またONSは、会社登記所(Companies House)の四半期毎の企業情報を法人のVATレコードとPAYEレコードのリンク支援情報として利用している。さらに、ダンアンドブラッドストリート社による英国の会社、その海外の子会社や親会社に関する年次情報を企業グループデータの更新に利用している。こうした情報源のほかにONSでは、IDBRの維持・更新情報を入手するために、年次レジスター調査(ARI)等も実施している。

IDBRのカバレッジはVATとPAYEの2つのレジスター情報の質に制約される。VAT登録については年間取引額により登録義務対象企業の下限が設定され、それ未満の企業にはVAT登録の義務がない。その他、VAT適用免除産業や非課税取引に属する企業も対象外である。PAYE登録については、雇用者全員の所得がいずれも所得税の課税限度額に満たない企業については登録を免除される。VAT登録義務の適用外企業等であっても、PAYE等の情報によって、その存在や事業活動が確認できた場合には、IDBR登録に加えられる。

ビジネスレジスターの情報源としてVATあるいはPAYE情報を利用する時の大きな限界の一つは、それらが場所的単位(local unit: 事業所)に関する情報を保有していないことである。このためARIが全経済(農業を除く)にわたって場所的単位を確認するためのツールとして開発された。すなわち、ARIは年次企業調査(ABI)とともに、小地域に関する統計の提供という利用者の要求を満たすように設計されている。

IDBRでは、行政単位、統計単位、報告単位(reporting unit)という3つの単位が設定されている。行政単位は情報源の制度上の区分に係わり、VAT登録業者(VAT traders)、PAYE登録雇用主(PAYE employers)からなる。

統計単位として、企業、企業集団、場所的単位、活動種類単位(KAU)がある。これらは統計単位に関するEU規則(EEC, 1993a)に準拠したものである。報告単位は企業の郵送先住所を有し、企業が自身の調査データをONSに報告するための単位である。報告単位は一般に企業と同じであるが、企業内の場所的単位等に分割されることもある。なおIDBRに収録されている項目は基本的に上記の理事会規則第2186/93号付録Ⅱに準拠しているが、他にも独自に追加されている項目がある。

IDBRの利用には統計利用と限定的な行政利用がある。統計利用については、ビジネスサーベイのための標本抽出枠(フレーム)、郵送先リストとしての利用と直接的な分析ツールとしての利用に分けられる。前者には分析の分野を特定するための情報の提供、非回答企業等について、推定が可能となるような補助的な情報の提供、企業の報告負担のモニタリングの促進などの役割も含まれる。後者の直接的な分析として、ビジネス分布に関する静態調査、ビジネス動態分析、利用者から要求される特別分析(これはしばしば政府の政策変更に関する評価を支援するものである)がある。他方、行政面での利用では、通商産業省(DTI)やウェールズ議会等による産業界へのサービス提供や、HMCEによる標準産業分類(SIC(92))コードの更新などがある。

IDBRの将来として、行政データ利用の拡充や小地域統計の利用増等が課題とされている。前者は、企業の報告負担の軽減の観点から、統計調査の積極的統廃合の可能性を、後者については、他のいかなる行政資料からも得られない事業所ベースでの詳細な小地域情報を提供するものとして、中央、地方政府から期待されている。

3. 今後の課題－むすびにかえて

3.1 センサスの多様化と我が国の課題

人口センサスに関して、近年、多様化の傾向が強まっている。そのベクトルの一つの軸は、調査型から登録簿型への移行である。この場合、住宅の項目を含め、完全に移行したかどうかにより相違がある。現在移行が計画中のドイツでは、2011年EUセンサスラウンドへの参加が期待されており、今後の動向について注視していく必要がある。なお我が国の国勢調査は、現状ではその対極に位置する。

すでに本文でも見たように、英米仏といった調査型センサスを維持している諸国においても、調査実施の形態は必ずしも一様ではない。英国では、別途大規模標本調査から得られた本調査での調査漏れの規模と分布情報を用いて本調査結果を補正し、調整済み統計値を作成するワンナンバーセンサス方式を採用している。英国型ワンナンバーセンサスへの移行を断念せざるを得なかった米国では、詳細票の調査事項を標本調査としてセンサスから分離し、センサス本体の調査事項を軽減することで把握精度の確保を図ることになった。そのために、マスター住所ファイル・デジタル地図(MAF・TIGER)強化計画に基づいた調査区整備作業が現在精力的に行われている。米国の場合、センサスそれ自体としては全数調査として計画され、この限りでは、我が国と同様の方式への回帰ともいえる。一方、フランスは、標本調査を組み込んだローテーション型センサスという新たなモデルの構築を目指している。そこでは、標本抽出枠として使用する建物登録簿(RIL)の整備が重要な課題である。

人口センサスにおける標本調査の位置づけからみると、我が国と米国は伝統的なセンサ

ス方式であり、英国とフランスは相互に異質な形で標本調査を組み込んだ人口センサスモデルとなっている。他方、調査の実施基盤としてのフレームの整備という点では、米国のMAF・TIGERは潜在的にフランスのRIL的な役割を内包しており、人口・世帯調査の共通調査基盤の構築を指向するものとして注目される。

事業所センサスの分野に関して、欧米諸国では、企業、事業所等を対象とする各種標本調査での標本抽出枠ならびに調査結果復元のための母集団情報としてのビジネスレジスターの整備が急速に進展している。特にその構築・維持にあたっての主要な情報源として、行政記録(特に税務記録)が重視されている。そのために、所要の法令の制定や関係省庁間の協力関係がすでに制度化されている。

ところで、我が国における国勢調査ならびに事業所・企業統計調査の現状はどうか。

2005年10月の平成17年国勢調査の実施が様々な困難に直面したことから、今後の国勢調査の在り方を検討するために、2006年1月、総務省に「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」(06年1～7月を予定)が設置された。そこでの検討内容として、①国民の理解がより得られやすい調査票の配布・回収方法の改善方策、②調査困難の状況等を勘案した調査員業務の見直し、③国民がより記入しやすい調査項目や記入方法の検討などが予定されている(総務省、2006a)。これらの検討課題を見る限り、現段階では調査型センサスが指向されているように思われる。しかし、地方自治体や調査員からのヒヤリングをみると、調査事項の軽減や行政資料の利用を求める声もある(総務省、2006b)。いずれにせよ、懇談会の議論も含め、今後の事態の展開を注視する必要がある。

他方、我が国の事業所・企業統計調査は、事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種標本調査実施のための母集団情報となる事業所及び企業の名簿を整備することを目的としている(総務省統計局、2003)。しかし、最近では、SOHO形態の小規模事業主や個人事業主の出現、法人企業の特定の部署を事務所として商業登記された子会社企業の存在を背景にして、調査員の目視による事業所の把握では捉えられない企業・事業所が増えている。このため、法人企業統計の会社法人数と事業所・企業統計の会社法人数が大きく乖離する状況が生じていると指摘されている(松田・菅、2005)。

こうした事業所・企業統計調査における深刻な把握漏れを受けて、2009、11年に実施が計画されている経済センサス(仮称)では、限定的な形での税務登録情報さらには企業登記情報といった業務情報の活用が検討されている。なお、経済センサスは、09年は名簿整備、11年は経理項目の調査を目的としている(舟岡、2005、松田・菅、2005)。我が国の場合、行政情報を統計目的で活用するための法制度が未整備であることから、少なくともその本格的な整備が実現するまでの間は、基本的に調査に依拠して事業所・企業名簿の整備を行わざるを得ないように思われる。しかし、開廃業といった企業動態の実際動向を考慮に入れると、行政記録の利用とそれに必要な省庁間の協力体制の早急な構築が課題であるように考えられる。

3.2 センサスの多様化と統計学の課題

本節で考察したような近年のセンサスの多様化について、統計学においてどのように理論的に一般化あるいは特徴付けが可能であろうか。構造統計表作成と母集団情報の提供と

いうセンサスが本来有していた二重の機能という観点から検討を試みる。

人口センサスに関して、登録簿型センサスの場合、その二重機能が行政レジスターに基づいて実現される必要がある。たとえば、行政資料の概念と統計上の概念の整合性をとるための処理など、調査型センサスでは不要な課題に取り組む必要が生じる。調査型センサスを維持している英国の場合、地域的に均一でない把握漏れの存在により、本調査の結果は母集団情報として偏りを持つことから、構造統計表の作成についても標本調査による調整済みの推計値に依拠することになる。米国の場合、母集団情報の提供が可能であるにせよ、構造統計表の作成に関しては、別途、ACS(標本調査)の結果を利用することになるだろう。フランスの場合、ローテーションセンサスに移行したので、フランスの全行政区域について、個々の年次調査の次元で、二重機能を確保することは難しい。ただし、5年間の調査結果をもとに、その中間年の時点における推計値として詳細な統計結果が作成されることから、推計値として構造統計表の提供が行われる。

このように、人口センサスが調査型を維持している場合でも、ある特定時点での一回限りの調査実施によって、その二重機能を一元的に確保することは難しい。

他方、ビジネスレジスターは、事業所センサスが本来的に有していた機能のうち母集団情報の提供という機能要素に特化したものである。ビジネスレジスターの場合、一般に行政記録への依存度が高く、逆に、母集団情報の提供という機能も行政記録の質に制約される。このため、ビジネスレジスターの質を担保する目的で、実態把握のための統計調査が実施されている。

ところで、センサスを多標識の静態調査と

して捉えるとき、そこでは統計単位の全数性、同時性が含意されている。しかしセンサスの多様化は、その全数性、同時性を一回限りの実査ではなく別の手段で確保することを迫っている。登録簿型人口センサスの場合、この二つの性質は統計調査とは別の次元で確保されなければならない。一方、調査型の場合、一回の実査ではそれらの確保が難しいことから、推計や補正することで全数性の要件が確保される。さらに、異時点の調査結果を基礎資料として利用する場合には、同時性の確保も求められる。この問題は、フランスの新センサスが直面している課題である。また、上記の母集団情報と全数性を一体的に捉えることが不可能であり、両者間に齟齬が生じている。ビジネスレジスターの場合、行政記録への依存が高く、全数性も同時性も行政記録に基づき確保される必要がある。統計調査の結果をその情報源として利用する場合は、当然、それと行政記録との接合が課題となる。

近年のセンサス多様化は、統計調査という組織的な情報獲得方式を採らない統計作成方式の拡充(登録簿型人口センサス)、調査型人口センサスを維持する場合でも、一回の実査ではセンサスの二重機能、全数性・同時性を確保できないという状況の出現、事業所センサスの母集団情報の機能に特化したビジネスレジスターの整備として整理できる。

これまでの社会統計学では、センサスの二重機能、全数性・同時性を一回限りの実査によって確保できることを前提に構成されてきた。しかし現在、世界で進行しつつあるセンサスの多様化は、我が国の国勢調査や経済センサスの将来、ひいては政府統計体系の新たな視点からの再構築という統計行政上の課題を提起しているだけでなく、統計学に対しても、伝統的なセンサス観、さらには統計調査そのものの在り方についての基本的な発想の

転換を迫っているように思われる。その意味で、センサスの多様化に伴って生じている諸問題は、現代統計学が取り組むべき新たな重要課題として位置付けられる。

参考文献

- 舟岡史雄(2005)「経済社会統計の整備について」『経済統計学会第49回全国総会プログラム報告要旨集』。
- 工藤弘安(1989)「レジスター・ベースの統計制度」『研究所報』法政大学日本統計研究所 No.16。
- (1995)「レジスター・ベースの人口・住宅センサス」『経済研究』成城大学 第127号。
- (2000)「レジスター・ベースの統計について」『統計学』経済統計学会 第79号。
- 濱砂敬郎(2000)「2000年世界人口センサスの動向—ドイツ・欧州を中心に—」『統計学』経済統計学会 第79号。
- (2005)「人口センサスの国際的な動向と平成17年国勢調査」『学術の動向』日本学術会議。
- 西村善博(2003)『フランスの新人口センサス計画の動向』『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 81。
- 森博美(2004)『イギリスにおけるビジネス・レジスターについて—Inter-Departmental Business Registerの制度と運用—』『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 86。
- 総務省(2006a)「報道資料(平成18年1月20日公表)『国勢調査の実施に関する有識者懇談会』の開催」<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/houdou.htm> (2006年2月アクセス)
- 総務省(2006b)「平成17年国勢調査の実施上の問題と課題」, <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/pdf/problems.pdf> (2006年2月アクセス)
- 総務省統計局(編集・発行)(2003)『平成13年事業所・企業統計調査報告 第1巻 事業所に関する集計全国結果 その1 全事業所に関する結果』。
- 松田芳郎・菅幹雄(2005)「企業統計の新たな視点と展開」『経済セミナー』No. 611。
- Harald, U.(1999) "Population and Housing Censuses in Norway Towards a Register based Solution", Joint ECE/Eurostat Work Session on Registers and Administrative Records for Social and Demographic Statistics, Geneva, 1999.3. <http://www.unece.org/stats/documents/1999/03/registers/3.e.pdf> (2005年9月アクセス)
- Bruhn, Å.(2001) "The 2005 Population and Housing Census in Sweden will be totally Register-Based", Symposium on Global Review of 2000 Round of Population and Housing Censuses: Mid-Decade Assessment and Future Prospects, UN, NY, 2001.8. http://unstats.un.org/unsd/demographic/meetings/egm/Symposium2001/docs/symposium_13.htm (2005年9月アクセス)
- Linder, F.(2004) "The Dutch Virtual Census 2001: A new approach by combining Administrative Registers and Household Sample Surveys", *Austrian Journal of Statistics*, Vol. 33, Number 1 & 2. <http://www.stat.tugraz.at/AJS/ausg041+2/041+2Linder.pdf> (2005年11月アクセス)
- Szenzenstein, J.(2004) "The New Concept and Method of the Next German Census", 経済統計学会第48回全国研究総会(General Session "Population Census and Micro-based Use of Census Results"), 2004年9月, 配付資料。
- Cruddas, M. and Diamond, I.(2000) "The Methodology for Achieving a One Number Census in 2001", INSEE-Eurostat Seminar: The Censuses after 2001, Paris, 2000.11. http://www.insee.fr/fr/nom_def_met/colloques/insee_eurostat/semie_textes.htm (2006年2月アクセス)
- Waite, P.J.(2002) "Census 2000 Methods and the Vision for the 2010 Census", Workshops on Population Census and Census Micro Data, Fukuoka and Tokyo, 2002.11.
- Vitrano, F.A.(2004) "Planning for 2010: A Reengineered Census of Population and Housing", 経済統計学会第48回全国研究総会(General Session "Population Census and Micro-based Use of Census Results"), 2004年9月, 配付資料。
- République française(2002), "Des opérations de recensement", Titre V dans le Loi n° 2002-276 du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité, *JO*, 2002.2. 28. [西村善博(編・訳)「新人口センサス関連法」(西村, 2003, pp.48~54)を参照。]
- Grobras, J-M.(2003a) "Les plans de sondage", *SFdS, Journal de la Société Française de Statistique*, tome 143, n° 3-4, 2002 (2003.10)。
- (2003b) "Les données produites par commune et leur utilisation", *SFdS, Journal de la Société Fran-*

- caise de Statistique*, tome 143, n° 3-4, 2002 (2003.10).
- INSEE (2003) "Dossier de presse: Le recensement de la population à partir de 2004", 2003.10. http://www.insee.fr/fr/ppp/comm_presse/liste_comm_presse.asp (2005年12月アクセス)
- Hanczaryk, P.S. (2003) "Progress Report", 17th International Roundtable on Business Survey Research. Rome, 2003.10. http://forum.europa.eu.int/Public/irc/dsis/businesssurvey/library?1=/2003_rome/session_s1progresssrepor&vm=detailed&sb=Title (2005年12月アクセス)
- Winters, F. (2005a) "Country Progress Report", 19th International Roundtable on Business Survey Frames, Cardiff, 2005.10. http://forum.europa.eu.int/Public/irc/dsis/businesssurvey/library?1=/2005_cardiff/session_n_progress&vm=detailed&sb=Title (2005年12月アクセス)
- (2005b) "Enhancements in Register Quality at the U.S. Census Bureau", 19th International Roundtable on Business Survey Frames, Cardiff, 2005.10. http://forum.europa.eu.int/Public/irc/dsis/businesssurvey/library?1=/2005_cardiff/business_coverage&vm=detailed&sb=Title (2005年12月アクセス)
- ONS (Office for National Statistics) (2001) "Review of the Inter-Departmental Business Register", National Statistics Quality Review Series, Report No. 2. http://www.national-statistics.org.uk/downloads/theme_commerce/IDBRB_v2.pdf (2006年1月アクセス)
- EEC (1993a) "Council Regulation (EEC) No 696/93 of 15 March 1993 on the statistical units for the observation and analysis of the production system in the Community", *OJ*, No L76, 1993.3.30. http://forum.europa.eu.int/irc/dsis/bmethods/info/data/new/legislation/statistical_units.html (2006年2月アクセス)
- EEC (1993b) "Council Regulation (EEC) No 2186/93 of 22 July 1993 on Community co-ordination in drawing up business registers for statistical purposes", *OJ*, No L 196, 1993.8.5. [森博美(訳)「統計目的のためのビジネス・レジスター構築における共同体の調整に関する1993年7月22日付け理事会規則(EEC) No. 2186/93」森(2004), pp.36~42.]
- Perry, J. and Vale, S. (2003) "Dissemination of Information on Business Registers in the UK", Joint UNECE/Eurostat Seminar on Business Registers, Luxembourg, 2003.6. <http://www.unece.org/stats/documents/ces/sem.50/8.e.pdf> (2006年2月アクセス)

コメント

岩崎俊夫

「センサスと統計調査の変容」のテーマは、執筆者の西村会員によれば、欧米諸国の人口センサス、事業所センサスで、統計調査が困難性になってきていることへの対応を、とくに統計表の作成と標本設計のための母集団情報の提供という二重機能の変化に焦点を絞って紹介し、日本の政府統計の課題を展望することである。

このテーマを掲げる当該の論稿へのコメントの視点を、以下のように定めたい。第一に、センサス統計の調査環境の悪化に対する欧米諸国の対応への西村会員の評価、姿勢の確認である。第二に、当該の論稿が学会誌『統計

学』記念号への寄稿であることに関わって期待される、当該分野での会員による研究業績の整理の範囲についてみておく必要がある。第三に、学会の研究活動のなかでの当該の論稿の位置づけ、あるいは従来研究との繋がりについて評価をしておきたい。そして第四に、重要な課題はわが国のセンサスが直面している困難をどのように克服するかという点であるから、他の国々での経験および従来研究の整理、検討という観点から、このことについてどのような展望が示されているかが点検されなければならない。

わたし自身は、統計調査論、統計制度論の

専門家ではないので、コメンテーターとしての限界を自覚している。信頼にたる正確な社会経済統計を保証する統計調査、統計制度のあり方がわたしの関心事である。くわえて、わたしは調査への個人的な関心から、昨年(2005年)の国勢調査では調査員の活動を経験した。とくにその経験から学んだことをここでは書かないが、わが国の国際調査が曲がり角にあることの新たな実感もちながら、以下でコメンテーターとしての責務を果たしたい。

* * *

上記の視点にたつて、西村論文の特徴をあらかじめ簡単にまとめておきたい。第一の点について、西村会員は諸外国で事情はかなり異なるが、センサスは多様化の方向にあり、その変容のベクトルのひとつの軸を「調査型から登録簿型への移行」(p.70)と考えている。第二に学会会員の研究業績の整理では、工藤弘安会員、濱砂敬郎会員、森博美会員の業績を踏まえ、それらに依拠し、継承しながら、さらに発展的な議論を行っている。第三の点について、当該論稿は「統計調査環境の悪化」という論点でかつて本学会でも取り上げられた議論の延長にある。また、本稿はかつて大屋祐雪会員が提起された「客観の視座」から見た調査論をベースにしていることは疑いない。西村会員はそのことには何も言及していないが、理論的系譜は明瞭である。ここでは、そのことを指摘するとどめる。第四の点について、既に各国で多様化が進行している統計調査あるいは統計制度の改革を細かく追跡し、社会統計学はセンサスにおける統計単位の全数性、同時性の保証に関して発想の転換をすべしとの問題提起を行っている。この議論の延長上に、わが国のセンサスが直面している課題への指針を期待したが、この点については、主張がやや曖昧との印象を受けた。

西村会員の論稿ではまず、「人口センサスの変容」で諸外国の動向を正確にまとめている。その際、変容のあり方を登録簿型センサスに移行完了した北欧諸国、この型への移行を計画中のドイツ、調査型を維持しながらも伝統的な方式におさまらない型を模索するイギリス、アメリカ、フランスといった国々の3タイプに類型化している。ドイツについては、「ドイツ連邦統計局職員の報告」に依りながら、登録簿型センサス構想が詳細に紹介されている。またイギリスのワンナンバーセンサス、アメリカのマスター住所ファイル(MAF)・デジタル地図(TIGER)強化計画、フランスのローリングセンサスの基本方針が簡明に解説されている。

これら一連の諸国でのセンサス行政の改革は、人員、経費の削減、回答負担の軽減、精度の向上を結果としてもたらした、あるいはもたらすであろうとの指摘がある。なお、登録簿型センサスの難点として列挙されている「①行政資料の概念が統計上の概念と必ずしも一致しないので変換や推計が必要である、②源泉を異にする行政資料は相互リンクができないものが多い、③レジスターでカバーできないデータは、統計調査により収集する必要がある」といった諸点が人口現象の統計的認識にどのように具体的に欠陥としてあらわれるのかについて、簡単にでも説明がほしかった。また、ドイツのセンサス構想との関連で触れられている登録簿型センサスモデルの開発の試験調査についての記述のなかで、「精度の観点からセンサス結果として受け入れ難い点もあり」(p.65)という指摘があるが、その具体的内容を知りたかった。

ここで一点だけ、疑問をあげる。それはセンサスの改革によって期待される精度の向上(客観的事実を反映する統計の真实性の保証)が、コストの削減、回答負担の軽減など制度

的な事柄と並列して記述されていることである。効率性や低コストの実現は制度独自の目標課題であるが、同時に統計の真実性の保証と無関係ではない。しかし、真実性の保証は、制度の改善だけに限られない。両者は議論する次元を異にする問題である。並列ではなく構成的(立体的)な論点整理が必要であろう。

西村論文は、次いで「事務所センサスの変容とビジネスレジスター」に言及している。各国が取り組むビジネスレジスターのなかで、とくにアメリカセンサス局の新ビジネスレジスターとイギリス国家統計局の省庁間ビジネスレジスターへの展望がある。諸外国で各種標本調査での標本抽出枠ならびに調査結果復元のための母集団情報であるビジネスレジスター整備の進展状況、とくにその構築・維持にあたっての主要な情報源である行政記録(特に税務記録)重視の実情、法整備の現状が詳らかにされている。文献リストとあわせて評価に値する情報提供である。

* * *

西村会員による人口センサス、事業所センサスの国際的動向の分析は手堅くかつ詳細であり、記念号にふさわしい成果である。学会のこの分野での貴重な貢献であり、正確な里程標になっている。この点を強調してなお、若干、気がついたことがあるので、それらについて述べてみたい。

西村会員は、かつて「統計調査環境の悪化」との関わりで問題提起された調査統計(とくにセンサスにおける構造統計表作成と母集団情報の提供という二重の機能の確保)の諸問題を、近年のセンサスの多様化という新しい条件のもとでどのように考えるのか、その点を新しい次元の問題設定のなかで考えなければならないと主張している。それは統計行政上の課題であるが、同時に「統計学に対して、伝統的なセンサス観、さらには統計調査

そのものの在り方についての基本的な発想の転換を迫っている」(pp.72-73)と述べている。この主張はおそらく、人口センサスは世界的にみて、調査型から登録簿型へ移行の方向にあるという認識を前提としてのことであろう。

ところで、西村会員にはわが国の国勢調査の現状をどのように位置づけ、そして進むべき方向、指針をどのように展望されているのであろうか? 現状については、次の言及がある、「欧米諸国の動向に対して、わが国では、今のところ伝統的な調査方式(全数調査の実施)が堅持されている」「人口センサスにおける標本調査の位置づけからみると、我が国と結果的に米国が最も伝統的センサス方式」(pp.70-71)である、「米国の場合、センサスそれ自体としては全数調査が実施され、この限りでは、我が国と同様の方式への回帰ともいえる」(p.70)と。これらの指摘から、現在のわが国のセンサスが世界的な流れである「多様化」のなかにあるのか、そこから取り残されているのかを読み取るとすれば、どのようになるのであろうか。この点が今ひとつ、はっきりしない。また、将来像のあるべき姿については、明確に書かれていない。判断は保留されている。諸外国のセンサスの動向の詳しい整理がありながら、ひるがえってわが国の国勢調査の現状を見たときの、その指針となるべき方向性の提言がない。わたしは、この点で隔靴搔痒の感を否めなかった。

当該の論稿では、従来の社会統計学がセンサスの二重機能、全数性・同時性を一回限りの実査によって確保できることを前提としてきたが、その前提は今日ではもはや覆されていて、発想の転換を行って問題に対処すべきことが強調されているが、この視点はわが国の人口センサス、事業所センサスの現状の分析、あるいは今後のあり方の提示に、どのような具体的な効力と成果をもたらすと了解さ

れているのであろうか？「現代統計学が取り組むべき新たな重要課題として位置づけられる」(p.73)のは確かであるが、それ以上の指摘がないのは、残念である。

2005年の国勢調査が多くの困難に直面したことは、周知である。いろいろな検討がなされ、細かな点の改善が今後なされるであろうが、次回も従来型の調査型が継続されるようである。西村会員の見通しもそうである。西村会員のこの見通しは、国勢調査が実査のあり方を抜本的に変えるべきであるとか、登

録簿型に方向転換すべきとか、というように考えておられるのであろうか。あるいは、大胆に発想を転換して改革の方向を打ち出すべき時期にきているが、そうはなりそうもない現状を追認した言い方なのであろうか。この論稿からはよく分からない。「懇談会の議論を含め、今後の事態への展開を注視する」(p.71)だけでなく、この点へのより踏み込んだ考察と言及があれば、西村会員が言いたかったことをもっと正確に深く理解でき、論点も明確になったと思われる。

II 産業・職業分類の変容

長澤克重

はじめに

過去10年間における産業分類および職業分類についての研究動向を見ると、本学会の会員であるか否かを問わず、アカデミックな立場からの研究論文が少なくなっていることをまずあげなければならない。会員の研究としては、かつては取り組まれていた歴史的・理論的な研究(例えば、三瀧, 1983, 杉森, 1991)が見られなくなり、このテーマに関わる論文が極めて少なくなっており、研究関心が低下していることが伺える。また、会員外の研究も含めた全般的な動向をみても、実務家サイドからの実践的なアプローチ・改訂内容紹介が見られる以外は同様な傾向がうかがえる。英文論文についても、各種データベース、検索エンジンで調べる限り出てくるものはほとんどが実務家サイドからの文献であり、日本に限らず世界的な傾向であるとも考えられる。

理論的・歴史的なアプローチによる研究はもとより、分類の改訂内容・改訂動向それ自体についてもあまりフォローされてこなかった観があるため、本節ではこの間の産業分類・職業分類の改訂動向をフォローしつつ、改訂をめぐる論点をまとめることとするが、主な対象は国内および国際的な標準産業分類・標準職業分類である。また、この間の社会経済構造の変化を分析するためにつくられた産業分類・職業分類を、社会経済のICT化¹⁾

の実態分析にかかわるものに限定して取り上げ紹介・検討する。

1. 産業分類について

1.1 国際標準産業分類(ISIC)の改訂

国際標準業分類(ISIC)は1948年に創設された後、1958年(Rev.1)、1968年(Rev.2)、1990年(Rev.3)にそれぞれ改訂を行い、2002年の部分的改訂(Rev.3.1)を経て現在に至っている。第3次改訂(Rev.3)は、サービス業を中心に大分類の増加(10から17へ)がはかられという大幅な改訂であったが、これについては藤江(1990b)が解説と検討を加えている。Rev.3.1では、Rev.3の基本構造を保持したままで、補助分類の設定などの軽微な改訂にとどまった。現在は、2007年に実施される予定の第4次改訂(Rev.4)の最終的なとりまとめ作業が、国連統計委員会によって設置された国際経済社会分類専門家グループによって行われている。以下では、本稿執筆時点で確認可能な範囲で、Rev.4のポイントについてまとめてみる²⁾。

前回改訂(Rev.3.1)の基本的骨格をなしている第3次改訂からすでに15年が経過し、この間に情報通信産業の興隆を始めとして、各種サービス産業、バイオテクノロジーなど新産業が拡大・勃興し、新たな社会的・経済的变化を適切に反映する分類が必要となったことはいままでのない。また、世界各国・地域で採用されている産業分類の改訂がこの間に

進んだことで、これらの諸分類とのあいだでの比較可能性の確保が重要となったことも背景としてあげられる。特に北米産業分類 (NAICS) との相違が大きくなっており、これとの調和をはかることが課題として指摘されている。さらに、改訂以前の分類との継続性を確保することも当然ながら改訂における重要な視点である。

具体的な基本構造の改訂内容としては、2005年8月の draft³⁾によると、①Rev.3.1における大分類「A 農業、狩猟業および林業」と「B 漁業」を一つにまとめて「A 農林漁業」とすること、②「E 水道、下水処理、廃棄物管理、修復業」、「J 情報通信業」、「M 専門的、科学的、技術的サービス業」「N 管理及び支援サービス業」「R 芸術、娯楽及びレクリエーション」の5つの大分類の新設、が主要なものとしてあげられる。これによって、大分類 (Section) は21分類となる。また、中分類 (Division) は88、小分類 (Group) は238となり、いずれも Rev.3.1よりは増加することになる。

分類の方法論に関わる問題については、TSG (2002)、UNEG (2005)、松尾 (2003) でまとめられているが、以下の諸点があげられる。①ISICはSNAでカバーする財とサービスの生産に関わる経済活動であること、②ISICのカテゴリーと叙述は活動にもとづくこと、③統計単位とその同定についてはSNAとの整合性を保ち、SNAにおける扱いが変わらなければ、補助的活動を行う事業所についてはダブルコーディング (本来の事業活動と補助的活動そのもの二重格付け) を推奨する、④分類規準は、従来どおり、投入、生産プロセス、産出の3つによるが、改訂にあたっては生産機能により重点をおく、⑤多種類の活動を行っている統計単位の主要活動の決定については付加価値基準を適用し、垂直的統合のケースについても同様とする。

その他の点については、「修理・整備業」の大分類としての新設について賛否が分かれることから、中分類の中に振り分けること、また、国際的な比較可能性を確保する課題としては、2桁レベル (中分類) での統一を目標とすること、SNAデータの表章と分析のために、21の大分類の上に約10の超大分類をおくが、これはISICの正規の構造とはしない、などがあげられる。

以上でとりあげた点、さらにはそれ以外のさまざまな点も含めて、合意をはかりながら2007年にむけた改訂作業が進められている。

1.2 北米産業分類 (NAICS) の創設と改訂

北米産業分類 (North American Industry Classification System, NAICS) は、1997年にアメリカ、カナダ、メキシコ3カ国の共通分類として創設された。NAICS創設の背景については、Ambler (1998) や米国商務省センサス局WebサイトのNAICS紹介ページ⁴⁾などで述べられているが、主な点としては、それまで使われていたSIC (1987年改訂版) が製造業中心の分類で、サービス業が拡大・発展した現在の経済構造を反映していなかったこと、そして1993年の北米自由貿易協定 (NAFTA) の成立によって域内の共通分類が必要とされたこと、があげられる。

NAICSの構造や方法論について分析を加えた文献は多くはなく、NAICSの概要を紹介した通商産業大臣官房調査統計部企画・国際室 (1999)、JSICとNAICSを比較検討している飯盛 (2002) 以外は、日本語での文献はあまり見られない。

NAICSは、財・サービスの生産に同様の生産プロセスを用いている経済単位は同一分類にグルーピングされるという、「生産指向」 (production-oriented) 的な分類原理をとっている点で、これまでにないユニークな分類で

ある⁵⁾。この原理は、統計局が、生産性や単位労働コスト、資本集約度に係わるデータ、投入産出関係、雇用産出関係、他の投入と産出を同時に必要とするデータを生産するうえでの利点となる。

NAICSはサービス経済化したアメリカと北米の経済構造を反映するために、サービス部門の拡張を行っている。20ある大分類のうち、サービス業関連が16を占めていることからわかる。また、NAICSに含まれる1,170産業のうちサービス関係の産業は565であるが、前身のSICでは、1,004産業のうちで416産業であった。NAICSでは358の新しい産業が加えられたが、そのうちサービス関連産業は250であった。

NAICSは6桁分類であるがそのうち5桁までは北米三カ国での同一化をはかり、残りの1桁を各国の事情に応じた分類に使用している。

NAICSは2002年の改訂で、建設業と卸売業で大きな分類変更があり、小売業および情報産業などにおいても変更が加えられている。

ISICとの比較可能性については、ISICの2桁レベル(中分類)での比較可能性を考慮して作られている。近年は、欧州共同体産業分類(NACE)がISICとの高い比較可能性を保持しているのに対し、NAICSとISICでは相違点が出てきているため、2007年予定のISIC改訂では、この点の改善が留意点の一つとしてあげられている。

1.3 日本標準産業分類(JSIC)の改訂

(1) 改訂の背景と内容

日本標準産業分類は、2002年に第11回改訂が行われたが、45年ぶりに大分類項目が新設するなどのこれまでにない大幅な改訂となった。改訂内容全般の概説としては、坂巻(2001)、白金他(2002)、舟岡(2003)が、個

別産業の分類規準・方法については、片岡・見目(2003)、引頭(2003)、清水(2003)がある。また、次期改訂に向けて残された課題については、これらの諸文献の他に、片岡(2002)、坂巻(2002)による指摘がある。江見(2000a, 2000b)は、日本標準産業分類の創設から今次改訂にいたるまで、各改訂時の要点についてまとめている。以下、これらにもとづいて今次改訂の特徴と今後の課題をまとめてみる。

今次改訂を行うにいたった背景としては、情報通信の高度化、経済活動のソフト化・サービス化、少子・高齢化社会への移行等にもともなう産業構造の変化があり、また国際的な分類との比較可能性の向上への要請などがあげられる。改訂内容としては、5つの大分類項目が新設されたことが最大の特徴で、具体的には、「情報通信産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療・福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」が大分類として新設された。また、中分類、小分類、細分類のレベルでも新設と廃止が行われ、大分類項目数は増えたが、それ以外の分類の項目数は減少している(大分類:14→19, 中分類:99→97, 小分類:463→420, 細分類:1,322→1,269)。大分類項目数の増加は国際的な産業分類の改訂動向を見ても趨勢であり、ISIC、NAICSなどとの比較可能性を考えると、大分類項目数を増やすことが必要であったといえる⁶⁾。

今回の改訂が分類体系の大幅な変更を伴った理由として、舟岡(2003)は、これまでの「L-サービス業」に対する見方、捉え方が大きく変化したことをあげている。経済サービス化により「L-サービス業」が著しく肥大化(就業者構成比、事業所構成比で4分の1を超える)し、複数の大分類への分割が必要であったが、異質な活動の集合であるため統一した分類基準の作成が困難であったが、これに含まれていた各種サービス業を独立させること

で、「L-サービス業」を「バスケット項目」（残余からなる大分類，分類大項目への分離・新設を待つ集合所）とする見方に立ったとしている。

(2) 次回改訂に向けてむけて残された課題

今次改訂は大規模なものであったが，他方で，今回は実施が見送られ，次回の改訂に向けて検討課題として残された課題も少なからずある。

舟岡(2003)は，今後の検討課題として，①主として管理業務を行う本社等と持株会社の位置付け，②大分類「製造業」の見直し，③大分類「林業」「鉱業」のあり方，④Q-サービス業の再編成，⑤国際基準との整合性確保をあげている。①については，今回改訂においては，本社等の管理的業務を単に付随的経済活動とせず，管理的活動と現業的業務のどちらか主要な方に産業格付けされることとなったが，その際の判断基準の方法がまだ検討を要すること，また将来的に持ち株会社が一般化した場合の産業格付けの問題をあげている。②については，近年の新素材の登場や生産工程の技術革新により，従来の分類基準が統一性を欠くようになったことをあげているが，詳しくは清水(2003)で展開されている。③については，林業，鉱業はともに従業者数，事業所数が極めて少なく，何らかの統合が必要であるが，産業分類が法令，省令，施行令，施行規則，通達等の適用業種に規定されているため迅速な対応ができない点をあげている。④については，分類改訂でサービス業をスリム化したが，依然として10数%のウェイトを占めるため，今後も引き続き規模の大きい産業については分離検討が必要であること，またファイナンシャル・リースの取り扱いをSNAや国際標準分類との比較可能性の点から検討すべきとしている。⑤については，

ISICの第4回改訂(2007年)の検討内容を十分に吟味して，国際比較可能性確保をはかる必要をあげている。

坂巻(2002)は，製造業の分類体系の問題と分類における「旧密新粗」の問題を指摘している。分類体系の問題については，「分類の規準が，i 生産する財または提供するサービスの種類，ii 財貨生産又はサービス提供の方法，iii 原材料の種類及び性質，サービスの対象及び取り扱われるもの，という3次元(ただし，i，ii，iiiの順に優先度は高い)であるにもかかわらず，並び方を1次元にしているために生じる問題点が根底にある」⁷⁾とし，特に製造業においては，中分類からの3規準が産業によってさまざまに適用されていることが問題であると指摘している。分類における「旧密新粗」とは，かつての基幹産業(繊維産業など)の分類が密であるのに対して，高度成長期以降の基幹産業(機械産業など)の分類が粗っぽいことを意味している。このようなことが生じる理由の一つとして，産業分類が各種行政施策の業種指定に使用されているために，分類統廃合にあたって省内外の協議・調整が困難になっていることがあり，解決方向としては，「産業分類が統計分類のための規準であることを周知する必要がある」⁸⁾としている。また，機械器具製造業(特に精密機械器具製造業)，新製品・複合製品の取り扱い，卸・小売業と製造業の境界の曖昧性(本社・本店，製造小売，製造問屋の扱い)，生産活動の多角化と産業格付けの問題，についても検討課題をあげている。

片岡(2002)は，今後早急に検討すべき分類の問題として，産業区分の曖昧さの拡大，情報産業の範囲の確定，事業所における経済活動の多面性，イノベーションの成果と既存産業区分との不整合，販売業分野の革新と分類のあり方(e-コマースなど)，物財にサービ

ス・システム・情報を加味した「融合型」商品(ブランド商品)の分類, NPO型経済活動の評価, 企業分類の設定, をあげている。

清水(2003)は, 製造業の分類規準となっている品目の同質性について, 需要条件(用途・機能等)から供給条件(生産技術, 原材料の種類と構成等)へと重視する側面が移行してきたが, いずれについても明確な基準概念がないことを問題として指摘し, 今後の検討方向の一つとして, 産業連関分析におけるアクティティ概念を分類規準とする品目分類をあげている。

1.4 その他の産業分類に関わる研究

産業分類に関わる上記以外の研究として, 坂田(1998)は, 業種概念を主軸に中小企業統計を分析することで, 中小企業の多様な事業実態を解明している。美添・細倉(1998)は, クラスタ分析の手法を用いた産業分類案を提示している。飯盛(2002)は, JSICとNAICSの分類改訂内容を比較検討し, また情報業についての生産的労働論の点から理論的検討を行っている。

2. 職業分類について

2.1 国際標準職業分類(ISCO)の改訂動向

国際標準産業分類(ISCO)は, ILOによって作成・改訂が行われており, 現行分類であるISCO-88は, 1988年にILOで採択され現在にいたっている。職業分類とは, 職業を仕事の類似性によって分類するものであるが, ISCO-88の場合, 仕事の類似性を技能の類似性で見ていることが以前のISCO-68と異なる特徴である。さらに, 技能の類似性を「技能のレベル」と「技能の専門性」の2つの次元からみており, 技能のレベルの判断基準として, ユネスコの国際標準教育分類(ISCED)を

利用して, 4レベルに分けている。

この間のISCOに関する研究としては, 三浦(1996)は, 職業分類の概念, 定義, 分類原則をあげながらISCOの変遷過程についてまとめている。また西澤(1999, 2000a, 2000b)は, 日本標準産業分類(JSCO)と労働省編職業分類(ESCO)との関わりでISCOの内容と改訂について取り上げている。

ISCO-88は現在, 2010年の人口センサスでの採用を念頭に置き, 2007年改訂にむけた作業中にある。ISCO改訂については, 2003年12月に開かれた第17回国際労働統計家会議(ICLS)では, 現行分類の基本原則と主要構造は変更すべきでないが, いくつかの分野で改善をはかるために修正がはかれるべきことが合意された。ISCO-88の改訂が必要される理由として, ILOは以下の4点をあげている⁹⁾。第一に, ISCO-88が採用されてから16年以上が経過し, この間の各国経済の発展(とりわけICT部門)を反映させる必要があること。第二に, 各国でISCO-88を適用して得られた経験を反映させて問題点の改善をはかる必要があること。第三に, 第17回ICLSでの合意がILOに現行分類の改善を求めていること。第四に, ISCOの改訂はこれまでISICの改訂サイクルに合わせて行われてきたが, 今回もこれを踏襲すべきであること。

なお, 改訂を必要とする分野における一般的な問題については, ILOのWebページで取り上げられている¹⁰⁾。

2.2 日本標準職業分類(JSCO)の改訂動向

日本標準職業分類(JSCO)の改訂動向については, 労働省大臣官房政策調査部産業労働調査課(1998), 西澤(1999, 2000a, 2000b)がある。西澤(1999, 2000a, 2000b)の研究は, 公共職

業安定機関における職業紹介・指導のために開発された分類体系である労働省編職業分類(ESCO)に関するものであり、方法論やこれまでの改訂経過に関して詳細な分析を行っているが、ESCOが依拠するJSCOについても詳しく取り上げており、改訂過程の各委員会での議論状況の紹介、国際分類との比較可能性の検討を行いながら改訂内容についてまとめている。

日本標準職業分類は、1997年に第4回改訂が行われたが、1986年の第3回改訂以来、11年ぶりの改訂となった。改訂の主な内容としては、前回改定以後の職業別就業者数の増加・減少、職業の専門分化の進展、さらに国際比較性を考慮した分類項目の新設・統合・廃止が行われた結果、項目数は、大分類が10項目(増減なし)、中分類が81項目(4増)、小分類が364項目(12減)となった。また、新たな職業の採用や時代の変化に応じた職業名の変更なども行われたが、男女共同参画社会を実現する立場から、①原則として性別を表す語の使用を避ける(例、マネキン嬢→マネキン、洗濯婦→洗濯人)、②性別の故障を両方併記する(例、保健婦→保健婦・保健士、飲食店マダム→飲食店マダム・マスター)、という方針が取り入れられたこともひとつの特徴である。国際比較可能性については、「議会議員」「秘書」のように、ISCOに対応した項目の新設があったが、分類体系全体の整合性という点では、第4回改訂においてISCOの体系を採用することはできなかった。

JSCOの国際比較可能性に関して、西澤(1999, 2000a, 2000b)は、「統計の継続性を重視すると、ISCO-68に準拠して分類体系・構造が構築されているJSCOには、ISCO-88の考え方を採り入れることができず、逆に、ISCO-88との整合性を優先すると統計の継続性を保つことができないという二律背反的な

問題が生じる」¹¹⁾ことを指摘している。ISCO-88は、大分類レベルの区分に「技能(skill)レベル」という新しい概念を採り入れていること、またISCO-68にはない大分類項目を設定するなど、ISCO-68の全面改訂版になっているため、JSCOがISCO-88との整合性を追及することは、統計の継続性の点で重大な問題に直面するということである。

松尾(2005)によれば、JSCOの次回改訂にむけて2002年度より政府部内で調査研究がとりくまれ、その結果が「日本標準職業分類に関する調査研究報告書」(総務省統計局統計基準部、2005年)にとりまとめられている。具体的な成果の例として、スキルレベルの取り込みについての検討結果などがあげられている。国際的比較可能性の確保については、この政府部内の調査研究の主要対象にもあげられており、ISCOが採用している「技能レベル」をJSCOの基本構造に採り入れることには、次回改訂の際の重要な問題となろう。

3. 社会・経済のICT化と産業・職業分類

この10年間の産業構造変化の趨勢としては、世界的に見てICT化が機軸であったことは疑いがないだろう。実際、産業・職業分類の改訂においては、NAICS, JSIC, ISIC Rev.4 draftのいずれにおいても情報通信業、情報産業が大分類として設定されていることは、ICT化の反映である。

以下では、ICT化の実態とその進展による影響を分析するために、ICT産業やICT関連職業を独自に定義した事例について、OECDと米国商務省の事例を中心にとりあげるが、これらの分析の方法は、基本的には標準産業分類の組替えであり、マッハループやポラトといった古典的な情報産業・情報経済研究の

延長にあるとってよい。

(1) OECDによるICT部門の定義

情報通信技術(ICT)の急速な発達と普及によって、ICT部門の動向が経済全体に与える影響が大きくなったことを受けて、OECDでは、経済政策に必要なICT部門の実態把握のための統計整備に着手したが、手始めとして1998年にICT部門の定義を行った¹²⁾。定義の内容は、「データと情報を電子的に捕捉、伝達あるいは表示するような生産物を生産する、製造業とサービス業の組み合わせ」をICT部門とするものである。この定義に該当する具体的な経済活動を、ISICの分類に対応させてまとめられている。具体的な産業としては、製造業としては、事務機器、コンピュータ、ケーブル、電子部品、テレビ・ラジオ、通信機器、計測器・検査機器、産業制御器などが、サービス業としては、コンピュータや通信機器の卸売業、通信業、事務機器・コンピュータのレンタル業、コンピュータ関係サービス業、などが含まれている。

OECD(2003)では、上記の定義に基づいて、世界各国別にICT部門の規模、構成が計測され、成長率などのマクロ経済面のパフォーマンスとの関係の分析がまとめられている。

(2) 米国商務省によるIT産業、IT職業の定義

米国商務省(1999a)では、IT革命がマクロ経済に与える影響(経済成長、生産性、インフレ、雇用など)を分析するために、IT産業を定義し、IT産業それ自体の分析およびIT産業が他産業に与える影響を考察している。ここで定義されるIT産業は、ハードウェア(コンピュータ関係、半導体、計測器など)、通信機器、ソフトウェアとサービス、通信サービス(通信と放送)から構成されている。IT

産業については、米国経済の中で拡大を続け、他の産業よりも成長率と生産性が高いという分析がなされている。

この定義は、若干の変更を含みながら、デジタル経済に関するこれ以後の米国商務省報告書(米国商務省(1999b, 2000, 2002))の中で使われている。

IT職業としては、米国商務省(1999a)の中では、コンピュータシステム管理者やプログラマーのほかに電子部品・電子機械関係の技術者や組立工なども含まれている。IT産業雇用者や全産業のIT職業従事者は、全体的に賃金が高く、労働需要の増加も大きいと分析されている。IT職業についての分析は、米国商務省(1999b, 2000, 2002)の中でも引き続き行われている。

(3) その他の分類事例

日本標準産業分類の第11回改訂が行われるまでは、情報通信産業の拡大とICT利用の浸透が進む一方で、情報通信産業が独立していなかったため、独自分類の試みがいくつか行われている。

倉沢(1996, 1997)は、情報化が進む一方で、情報産業についての共通の理解、日本標準産業分類に「情報産業」が存在しないことを指摘し、情報産業に関わる既存の統計調査を概観した後で、情報産業の定義と分類を試みている。具体的には、売上の対価としての物理的なモノの移動を伴う「物流型情報産業」とモノの移動を伴わない「サービス型情報産業」に分け、さらに前者を、「情報関連製造業」「情報関連卸売業」「情報関連小売業」の3つに、後者を「情報関連制作業」「情報サービス業」の2つに分類している。

高田(2000)は、既存の標準産業分類の組換えによる「情報・通信業」の構成を示した後、ITの浸透に伴う産業構造の変化に対応しう

る「新しい産業分類」として、情報インプット軸(情報投入度合い)と情報アウトプット軸(ユーザーから見た財・サービスの情報価値)の2つの軸を設定し、情報財産業、情報多使用産業、情報少使用産業の3区分を提案している。

稲葉(2005)は、個別事業所における経済活動や従業員の職業構成の変化を捉えるために、事業所の履歴データか、事業所を固定したパネルデータが必要であるとしている。行政記録(税務や雇用保険)を活用した「ビジネス・レジスター」を整備し、それに基づいたパネルデータによる「事業所の構造変化を捉える統計」の作成が、社会構造の変化を捉えるうえで急務だとしている。

おわりに

本節の最初に述べたように、産業分類・職業分類に関する研究がこの10年をふりかえってあまり見られなくなってきた。背景の一つとしては、20世紀末の政治状況の変化と相俟って、社会科学の分野においてマルクス主義的研究が大きく退潮したことがあげられるだろう。例えば、産業分類・職業分類についての研究は、サービス労働論、生産的労働論争と結びついて展開されてきた部分が少なからずあり、マルクス主義への関心低下にともなってこの研究への関心も低下した部分がある。また、本学会会員による研究蓄積があった階級・階層論(とりわけ階級構成表作成)が、最近の学会の研究動向であまり見られなくなったことも産業分類・職業分類への関心低下と関係するのではないかと思われる。大橋方式以降、階級構成表についての会員による研究展開があまり見られないが、社会的情勢としては、日本社会の階層化、所得格差拡大が進んでいるとする認識が広まり、

これに関する論争が活発になるなど(13章、大井論文参照)、階級・階層論の新たな展開を求めている。この点で新たな研究展開が見込まれる余地があるといえよう。

本節でとりあげた、ICT化と関連する産業分類・職業分類の研究展開については、国際機関での取り組みを始めとする海外の研究と比べて、日本国内の研究状況がそれほど活発とはいえない。21世紀は知識・情報・技術が社会のあらゆる領域の基盤として重要性を増す知識基盤社会(Knowledge-based Society)であるともいわれている。そうだとすれば、知識生産や情報処理、技術開発などに関わる産業・職業がより重要になってくるであろうし、このような点から産業分類・職業分類の再編・見直しが必要になってくる。

いずれにせよ、現実の経済社会の変化・展開にともなって提起されるさまざまな問題とのかかわりで、産業・職業についての構造分析が今後とも求められることは明らかである。そのような問題提起に応えるためにも、今後とも産業分類・職業分類の研究がますます深められる必要がある。

注

1. 『平成17年版情報通信白書』(総務省)では国際機関の利用動向をふまえて「IT」の代わりに「ICT」を使うとしており、本稿の記述もそれにならっている。ただし、参照文献の原文で「IT」を利用しているものについては、そのままにしてある。
2. 国連統計委員会およびその下にある作業グループでの議論状況については、以下に詳しい。
<http://unstats.un.org/unsd/class/intercop/default.htm>
3. <http://unstats.un.org/unsd/cr/registry/iscic-4.asp> にdraftがアップロードしてある。
4. <http://www.census.gov/epcd/www/naics.html>
5. Triplett(2003)は、生産指向的な分類原理が持つ利点について、分類をめぐる政治的駆け引きなどに関わる点も含めて強調している。

6. 大分類数は、NAICS1997が20、ISIC Rev.3が17であった。
7. 坂巻(2002), p.14
8. 坂巻(2002)p.16
9. ILOのWebページ(<http://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/isco88/intro.htm>)より。
10. <http://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/isco88/intro4.htm>
11. 西澤(2000), p.39
12. Roberts(2004)に、OECDによるICT部門に関する統計整備の動向がまとめられている。

参考文献

- 飯盛信男(2002)「産業分類の改訂とサービス産業」『佐賀大学経済論集』佐賀大学経済学会 第35巻第4号。
- 稲葉由之(2005)「社会構造の変化と統計分類-産業分類, 職業分類について(特集 統計の整備・充実に向けて)」『ESP』経済企画協会 474号。
- 引頭麻実(2003)「IT関連産業-情報通信産業と電気通信関連の製造業の分類-」『統計』日本統計協会 5月号。
- 江見康一(2002a)「産業分類と職業分類(1)-分類の形成と各改訂時の要点-」『統計』日本統計協会 3月号。
- (2002b)「産業分類と職業分類(2)-分類の形成と各改訂時の要点-」『統計』日本統計協会 4月号。
- 片岡寛(2002)「産業分類の意義と分類基準をめぐって」『Estrela』統計情報研究開発センター 第97号。
- 片岡寛, 見目洋子(2003)「サービス関連の大分類項目の誕生とその内容-日本標準産業分類の改訂を終えて-」『統計』日本統計協会 5月号。
- 工藤弘安(1990)「日本標準商品分類の改訂について」『統計情報』全国統計協会連合会 7月号。
- (1992)「国際統計の現状と動向-特に国際経済分類について-」『統計学』経済統計学会 第62号。
- 倉沢鉄也(1996, 1997)「情報関連市場の考え方と統計調査(1)~(4)」『Estrela』統計情報研究開発センター 第32~34号。
- 坂田幸繁(1998)「中小企業統計における業種分類について-中同協特別調査を基礎に-」『企業環境研究年報』中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター 第3号。
- 坂巻敏夫(2001)「日本標準産業分類第11回改訂の概要」『経済統計研究』経済産業統計協会 第29巻第4号。
- (2002)「日本標準産業分類第11回改訂後の製造業分類に残された課題」『経済統計研究』経済産業統計協会 第30巻第4号。
- 清水雅彦(2003)「製造業における産業分類について」『統計』日本統計協会 5月号。
- 白金久生, 塚越啓次, 甲賀智子(2002)「産業構造の変化に適合した日本標準産業分類の的確な見直し」『統計情報』全国統計協会連合会 3月号。
- 杉森混一(1991)『人口分類と階級分析-フランスの社会職業分類』御茶ノ水書房。
- 高田伸朗(2000)「ITの進展に対応した新しい産業分類」『知的資産創造』野村総合研究所 第8巻第8号。
- 竹永健一(2004)「国際経済社会分類専門家グループ会合に参加して」『統計情報』全国統計協会連合会 vol. 53。
- 通商産業大臣官房調査統計部企画国際産産分類改訂グループ(1999)「北米及び欧州における産業分類の適用状況」『経済統計研究』通産統計協会 第27巻第1号。
- 統計審議会答申「諮問第268号の答申 日本標準産業分類の改訂について」平成14年1月11日。
- 中島信和(2002)「日本標準産業分類第11回改訂の概要」『労働統計調査月報』労務行政研究所 第54巻第6号。
- 長澤克重(1996)「産業構造の変化と統計」『統計学』経済統計学会 第69・70号。
- 西沢弘(1997)「職業分類改訂のための事例研究」『日本労働研究機構研究紀要』第13号 3月。
- 西沢弘(1999)「職業分類の改訂に関するJSCOとESCOの比較研究(上)」『日本労働研究機構研究紀要』第18号 12月。
- (2000a)『労働省編職業分類の改訂に関する研究』日本労働研究機構調査研究報告書 No. 130。
- (2000b)「職業分類の改訂に関するJSCOとESCOの比較研究(下)」『日本労働研究機構研究紀要』第19号。
- 能登克巳(2003)「事業所・企業統計調査 新産業分類別事業所数及び従業者数」『統計』日本統計協会 5月号。
- 羽田昇史(2001)「産業分類と職業分類の関連」『竜谷大学経済学論集』竜谷大学経済学会 第41巻第3号。
- 藤江昌嗣(1990a)「統計単位概念とその構造について」『統計学』経済統計学会 第58号。

- 藤江昌嗣(1990b)「国際標準産業分類第3次改訂(「ISIC. Rev.3」)について」『統計学』経済統計学会 第59号.
- 舟岡史雄(2003)「日本標準産業分類の改訂について」『統計』日本統計協会 5月号.
- 米国商務省(1999a)『デジタル・エコノミー』(室田泰弘訳) 東洋経済新報社.
- 米国商務省(1999b)『デジタル・エコノミーII』(室田泰弘訳) 東洋経済新報社.
- 米国商務省(2000)『デジタル・エコノミー2000』(室田泰弘訳) 東洋経済新報社.
- 米国商務省(2002)『デジタル・エコノミー2002/03』(室田泰弘編訳) 東洋経済新報社.
- 松尾和彦(2002)「IAOS(国際官庁統計協会)会合結果概要 新たな国際分類への対応に向けて」『統計情報』全国統計協会連合会 11月号.
- (2005)「日本標準職業分類に関する調査研究報告書について」『統計情報』全国統計協会連合会 8月号.
- 水谷暉(1996)「職業分類の改訂についての一考察」『日本労働研究機構研究紀要』第11号.
- 三浦由己(1996)「職業分類1, 2, 3」『統計』日本統計協会 4, 5, 6月号.
- 三浦信邦(1983)『経済統計分類論』有斐閣.
- (1991)「日本標準統計分類の発達と国際標準分類-職業分類と産業分類」『城西大学大学院研究年報』第7号.
- (1992)「「職業・産業分類」と「従業上の地位分類」」『統計』日本統計協会 3月号.
- 美添泰人; 細倉昌子(1998)「産業分類へのクラスター分析の適用」『青山経済論集』青山学院大学経済学会 第49巻第4号.
- 労働省大臣官房政策調査部産業労働調査課(1998)「日本標準職業分類の改訂について」『労働統計調査月報』第50巻第3号.
- 「毎勤統計 新産業分類に基づく調査を開始—9大産業から14大産業へ、統計の接続性に配慮—」『賃金・労務通信』労働法令協会 第58巻第9号.
- Ambler, Carole A. (1998) “NAICS and ISIC – Now and the Future”, paper prepared for Fourth Meeting of the Expert Group on International Economic and Social Classifications, New York, Nov.
- Matsuo, Kazuhiko (2002) “Japanese Experience in the Revision of the Standard Industrial Classification for Japan”, paper prepared for IAOS meeting, August.
- OECD (2002) *Measuring the Information Economy*, OECD
- OECD (2003) *ICT and Economic Growth*, OECD
- Roberts, Sheridan (2004) “OECD work on measuring the Information Society”, paper submitted to the 19th meeting of the Voorburg Group on Services Statistics, Sept.
- Takenaga, Kenichi (2003) “Comments from the Viewpoint of JSIC on the ISIC structure paper proposed by United Nations”, 18th meeting of Voorburg Group on Service Statistics, Oct.
- Triplett, Jack E. (2003) “Industries, Products and Aggregations: NAICS Provision of Information for the New Economy”, paper prepared for IAOS meeting, August.
- TSG (2003) *The 2007 Revision of ISIC and CPC, A Draft Concept Paper*.
(TSG: Technical Subgroup of Expert Group on International Economic and Social Classification)
- UNEG (2005) *ISIC Rev.4 Draft Structure (May 2005)*.
(UNEG: United Nations Expert Group on International Economic and Social Classifications).
- Web Site
United Nations Statistics Division, <http://unstats.un.org/unsd/class/default.htm>
ILO, <http://www.ilo.org/>
IAOS, <http://www.stat.fi/iaos/>
OECD, <http://www.orcd.org/>
US Census Bureau, <http://www.census.gov/>

コメント

松川 太一郎

筆者は、標準分類の改訂動向を次の3項目を焦点にしてフォローしている。①経済構造

の変化に対応した分類項目の統合と新設、②分類基準の理論的性格、③分類格付けであ

る。そして、論述の力点もこの順に置いている。そのため、第4節では、産業構造のICT化に対応した分類項目の設定とデータ分析の紹介に留まり、稲葉(2005)の紹介では、「事業所の構造変化を捉える統計」が分類格付けに起因する統計分析上の問題への対応策としても意義付けられている、という文脈に触れていない。ここでは、先行研究に依拠して、③と②の順に論点を補う形で研究方向に関する見解を述べたい。

大屋(1995)は、統計調査された統計単位情報の分類項目への格付けについて、統計の情報性格を規定する論理的技術的要因として、次のように述べている。「いまここで標準分類について詳論するつもりはない。指摘しておきたいことは、標準分類にかぎらず分類原則が確定されると、単位情報は定められた分類の“約束ごと”に準拠して形式的に分類されるということ、しかも項目への格付けは、通常、回答をどれか一つの項目に“押し込む”あるいは“落とす”ことであるから、ボーダーラインの事象、不特定事象、複合多義的な事象の格付けには“割り切り”の論理が使われるということである。そのため分類格付けの誤差が生じる。」(大屋, 1995, p.105)

この誤差を具体的に分析することが、統計学の研究方向の一つとして考えられる。その線での業績に、松田(1991)を挙げることができる。それは、企業行動の統計的分析に必要な統計の情報量の拡大と素材的情報を提供する統計の正確性の検討を目的として、事業所および企業を調査対象とする諸統計を、または、調査個票における統計単位情報を接合するという、統計データの組み合わせ利用との関連において、格付けによる誤差を考察している。その概要は下記のように示されよう。

企業統計の情報量拡大を目的とする統計の接合の前提は、組み合わせの素材となる統計

の間で、統計単位の範囲が一致することである。これが成立していない時には、範囲の異なりを示す標識に関して詳細な分類の施された多重分類集計表を用いて、範囲の一致する統計値を抽出して接合するという調整作業が必要になる。この作業において、接合される企業統計が事業所の名寄せ集計に基づくものと企業そのものを調査単位としたものである場合、両統計の間で同一の産業分類項目に包摂される企業の範囲が産業格付け法の違いにより異なるので、その検討の必要性が述べられている。

また、接合対象の統計間で、規模別分類標識が、一方は従業者規模のみ、他方は資本金規模のみ、と異なる時、直接に同一階層に関する統計値の接合はできない。その場合、両標識の階層間を産業別に回帰分析を用いて規定し、対応する階層を明らかにした上での接合が必要となる。この回帰分析に必要なデータの調査単位が企業である時、その各々は産業分類において同一項目上に格付けされていても、実際には異種の産業項目に渡る複数の事業所を含むことがあるから、回帰が示す関係には企業が格付けされている産業における関係のみならず、企業の副次的活動が該当する異種産業における関係も混在するため、接合の精度を損ねる可能性が指摘されている。

松田は、企業行動の分析に最も重要な標識として、企業の活動である産業概念を挙げている。これに伴って、産業分類の格付けにより引き起こされる、産業活動の統計的把握上の問題点を重視している。これは、氏の研究対象である統計の接合法においても、産業格付けによって同一産業分類項目に分類される統計単位の斉一性の検討が必要なことから、当然の言及であろう。そして、産業格付けによる誤差への理論的分析と具体的量的な把握

を試みている。

ところで、分類された統計データに対し、把握対象の斉一性がそもそも前提とならない場合がある。この時、松田と異なる研究方向が求められる。一例はSNAの支出額の不変価格表示に関係する。支出の細分項目を財・サービスごとに設定し、数量と不変価格を一対一に対応させる操作は、データの制約によりできない。項目は財・サービスのバリエーションを含むのに、あてがわれる不変価格は代表品目の価格に過ぎず、多対一の対応である。ここで、不変価格表示額＝不変価格×数量という関係を考える時、数量を単純に代表品目の物量として解釈することはできない。数量の意味を理論的に解明する必要がある。そのための作業はReich(2001)に示唆されている。

Reichは自らの研究アプローチを次のように述べる。「それ(経済理論のこと。引用者注)は、百年間の統計実践で発展してきたルーチンを観察して記録し、それに適した論理的根拠を探し、そして、矛盾が直面されるならば、それがいかにして解決されるかを、必ずしも新しい規定を指示することによるのではなく、統一された解釈を提示することによって、考える。」(Reich, 2001, p.104)

この方向で、Reichは、まず、物価指数作成の価格調査のための実務的規定とSNA・ESAにおける関連規定から、それ自体にある理論的含意を引き出し、価格統計により捉えられる価格の変化を「純粋な価格変化」として概念規定する。それは、物質的特性上の品質のみならず、供給または需要のパターンに対応して市場が評価を与える社会的な品質の

面でも同一な品目の価格変化を意味する。この考察過程で、財・サービスのバリエーション間で異なる品質を、価格で表現される価値として規定する。以上の規定に基づき、細分項目額を「純粋な価格変化」を測定する品目の価格で除した値に「総量」(volume)という概念を規定する。それは、財・サービスの物量と、「純粋な価格変化」の測定品目に対する、それ以外の財・サービスの品質差を成分とする。

最後に、論点②の分類基準の理論的性格に触れることにしよう。筆者は、産業分類基準の行政的統計ニーズからの被規定性をも指摘している。その具体的様相を明らかにして、分類基準の本質を、理論と行政目的双方からの被規定性の総体として把握する必要がある。それは、すでに40年前になされた産業分類基準に対する指摘、「いまの産業分類は原則と例外が多様で混んでいる。しかし、これらは手引などでよく理解する以外に方法はない。」(日野, 1966, p.37)に対する、研究者側からの回答である。

参考文献

- 稲葉由之(2005)「社会構造の変化と統計分類—産業分類、職業分類について—(特集 統計の整備・充実に向けて)」『ESP』経済企画協会 474号。
- 大屋祐雪(1995)『統計情報論』九州大学出版会。
- 日野源四郎(1966)「産業分類の急所若干」『統計』日本統計協会 5月号。
- 松田芳郎(1991)『企業構造の統計的測定方法』岩波書店。
- Reich, U.P.(2001)*National Accounts and Economic Value*, Palgrave.

Ⅲ 政府業務記録と統計利用

岡 部 純 一

はじめに

業務統計は調査統計と共に統計情報の主要な二大源泉のひとつである。政府業務統計は行政記録を統計源情報とし、それを加工・集計して得られる統計である。ここで行政記録とは行政行為の一環としてその活動範囲内で確認された事象に関する記録の集合である。そこには、登録、届出、申告、認可にもとづく記録から、行政が行うサービス、処理事案、所管事務等の活動記録やその他文書に至る多様な記録が含まれる。本稿は行政記録の様々な統計の利用に関する内外の主要な研究動向を取り上げ、現状と課題を総括する。

政府業務統計の利用価値は行政記録の形成プロセスを制約する組織的・社会的諸条件を研究しなければ評価できない。行政記録は行政行為の一環として形成されるため、行政組織の内情と行政環境に強く制約されるからである。データ形成の社会的文脈に敏感な理論的伝統ゆえに、もともと経済統計学会にとって政府業務統計の研究は優位分野の一つであった。実際、かなり早い時期から先駆的研究が生まれている(上杉, 1960a, 1960b, 大屋, 1960など)。しかし、これまで統計学界で業務統計の利用価値に関する大規模な議論はなかった。第1に、数理統計学の学界は統計解析の数理研究に偏重する傾向が強かったため、業務統計の特殊なデータ形成プロセスに遡及する体系的な議論は立てにくかった。第2に、

データ形成プロセスに強い関心を寄せる社会統計学の学界においてすら、調査統計こそが主要な統計形態であり、統計の主要なデータソースは直接的な集団観察であるという通念が非常に根強かった。たしかに20世紀はセンサスや標本調査が著しく発達を遂げた世紀である。まさに調査統計の世紀であったといっても過言ではない。そのため業務統計を「第二義統計」と最初に概念規定したG. v. マイヤー以降、社会統計学派の継承者たちが業務統計を副次的な統計として軽視したことは否めない(岡部, 2000, 2001a)。第3に、業務統計は行政組織外部の研究者にとって容易ならざる研究対象である。業務統計を深く研究するためには行政組織の内部記録の利用に精通した統計実務家からの問題提起がきわめて重要である。しかしこれまで統計実務家からの問題提起は少なかったのである。

1. レジスターベース統計の有効性——最近のヨーロッパでの議論

ところが20世紀末になって統計学界は大きな転換期を迎えた。統計予算の制約や調査環境の変容によって調査統計の生産が難しくなるなか、ヨーロッパを中心とする統計実務家が、電算化された行政記録システムから統計を生産する道を模索しはじめたからである。

周知のようにデンマーク統計局は、1981年以來、行政レジスターのみに基づく人口・

住宅センサスを実施し、国際機関や国際学会から注目を集めている。デンマーク統計局は、個別データの保護を条件に、個人、住宅、事業所等々に関する夥しい数の行政レジスターを行政機関から受け入れ、それを整理・編集して各種データベースに変換し、各データベースを個体識別番号によってリンク可能な状態で保管している(Thygesen, 1995)。これは国家的規模のデータウェアハウスといえる。デンマークではセンサスのみならず基礎統計の多くがそこから生産されている。ここでいう「レジスター(register)」とは民事上の強制的な全数記録のことであり、広義の行政記録(administrative records)の一形態といえる。ヨーロッパではフィンランド、アイスランド、オランダ、スウェーデンなどもレジスターベースの(register-based)人口センサスを実施し、あるいは予定している。伝統的人口センサスとレジスターベースセンサスの混合を図る国も多い。ドイツ統計局もレジスターを併用した新しいセンサスに向けて実験を開始している。このようにレジスターベースの統計制度はいくつかの国ですでに実現しており、実現を見合わせている国においても試行実験が報告されている。

行政記録の統計的利用を現在最も活発に議論しているのは、ヨーロッパ統計家会議(Conference of European Statisticians)である。ヨーロッパ統計家会議は1995年1月に、ジェノバで作業部会: Work Session on Registers and Administrative Records for Social and Demographic Statistics を開催した。この作業部会には国際諸機関と24カ国の代表が参加した。この作業部会はその後、1999年と2002年にも開催されている。ヨーロッパ統計家会議はヨーロッパの統計実務家の自由な意見交換と意見調整の場である。アメリカ合衆国やカナダも参加している。事務局は国連

欧州経済委員会統計部である。ヨーロッパ統計家会議の議論は国際統計協会(ISI)などの国際学会の議論にも影響し、ヨーロッパ以外の諸国にも波及している。

デンマーク統計局は、最近、レジスターベース統計の品質を維持するためにレジスターのカバレッジや正確性を継続的にチェックしている。結果は良好といわれている。ただ、レジスターベースの労働力データを標本調査ベースの労働力データと個人番号を介して試験的に照合したところ、いずれか一方または双方のデータの不備により、9.7%のデータについて産業大分類コードの不照合が報告されている(Poulsen, 1999)。

レジスターベース統計を使った応用研究の発表は、欧米では年々増えている。その多くは個別分野に深く関わるのでここでは紹介しきれない。行政記録を利用した縦断的統計データ(longitudinal data)による研究や、複雑なリンクージュによって構成されたレジスターベース統計によってこれまで分析しにくかった諸事項について小規模集団や小地域に及ぶ多面的な研究が可能になってきたのである(藤岡, 2000)。企業組織のデータマイニング技法を行政記録に活用しようという提案もある(Priest, 1996)。

調査統計の統計源情報を行政記録とマイクロレベルでリンクすることによって可能となる様々な統計利用についても研究されている。行政記録は、業務統計・レジスターベース統計として直接統計利用されるだけでなく、センサスや標本調査の調査リストや標本フレームを補完・代替することを通じて間接的に統計生産に寄与する場合も多い。行政記録と標本調査のサンプルをマイクロレベルでリンクすることによって、標本誤差や非回答の影響を除去する研究、小地域推計(small area estimation)の精度を高める研究などがある

(Thomsen, 1998)。

統計機関が行政機関から行政記録を取得する制度的諸条件と、統計機関がプライバシーを保護する制度的諸条件についてはすでに日本でも紹介されている(工藤, 1989)。

Harala and Reinikainen(1996)は、フィンランドの行政諸機関から統計局への情報提供を、行政情報の公開という観点から説明している。「市民に行政活動を監視する権利を保障するためにそうした情報はできるだけ公開すべきというのが、フィンランドとスカンジナビア諸国の民主主義の基本的な考え方」という。デンマーク統計局は、行政記録の記録事項やその一貫性について、行政機関と交渉・協力することによって介入を図る、「統合的データ収集(integrated data collection)」という制度を模索している(Poulsen, 1999)。

一方、個人・法人に関する行政記録情報の統計機関への流れは、調査統計の個票データの場合と同様に、厳密に一方向に規制され、秘匿義務(confidentiality)が優先されている。行政記録の統計目的への利用は個人・法人情報の目的外使用にあたるため、Harala and Reinikainen(1996)は、目的外使用の事実を記録対象者である当該市民たちにかに説明すべきかという問題が最大の課題であるとして、その対応策を紹介している。統計法でこの説明責任を完全に義務付けるのは実際上不可能に近いことを認めている。

異なるデータソースから得られた行政記録同士をリンクするキー変数として、共通の個体識別番号は技術的には有用である。だが、ヨーロッパでもドイツのように個人識別番号による行政記録のリンクを認めない国もある。ドイツ連邦統計局は新センサスの実験段階で、氏名、生年月日、出生地などの文字列をキー変数にしてレジスターをリンクすることに成功した(Szenzenstein, 2005)。だが、最近欧

米では、研究目的で匿名化した行政記録をマイクロデータとして大学や研究機関の研究者に使用を認めるケースが増えている。その場合、匿名化とは単に一定の個体識別変数を匿名化するだけでなく、過剰な時間と費用と労力を費やさない限り個体識別できない「事実上の匿名化(factual anonymity)」が工夫される。だがBender et al.(2001)は、事実上の匿名化が施されたレジスターの個人データについて追加的な情報を持つ侵入者(intruder)が、パソコンの手軽なソフトウェアを用いて諸変数の特異な組み合わせから当該諸個人を再識別(re-identification)するリスクを計量し、その確率がゼロでないことを例証している。Harala and Reinikainen(1996)は、フィンランド統計局の情報保護は市民から信頼されており、まだ懸念の声は上がっていないが、「市民のこの信頼はほんの些細な出来事で揺らぐであろうし、もしそうなった場合、信頼の回復には相当時間がかかるだろう」と注意を喚起している。

行政記録の品質についても多くの議論がある。ILO統計局のHoffmann(1995, 1997)の問題提起が代表的である。Hoffmannは、ヨーロッパ統計家会議の前述の1995年作業部会で、行政記録は行政行為の一環として収集されるから、その品質は必然的に以下の次元で制約を受けると説明している。すなわち、

- ・カバレッジ(coverage)：行政記録が法律上カバーすべき社会集団の範囲と現実の社会集団が一致するとは限らない。各国の「グレー」エコノミーの規模と構造に制約される。
- ・信頼性(validity, representation and coverage of variables)：行政目的による行政記録は統計利用者の求める変数を有効に記録するようデザインされるとは限らない。
- ・正確性(reliability)：記録された情報が意図

した特性を正確に反映するとは限らない。

- ・速報性(timeliness)：事象や行為が迅速に報告され処理されるとは限らない。
- ・集計頻度(frequency)：記録を総括し集計する周期が行政処理手順に制約される。
- ・一貫性(consistency)：行政機関の作業規則やその運用方法が地域間で一貫し、あるいは時系列的に一貫しているとは限らない。

そこでHoffmannは、行政データの品質を確保するために次の対策を勧告している。すなわち、(i)行政組織のデータ収集プロセスの実際について詳しく知り、(ii)しかもそのプロセスをたえずモニターし続け、(iii)統計機関の側から行政データ作成機関に収集データの品質向上の支援を行い、(iv)独立に実施された統計調査を行政記録と対比することによってレジスター統計の精度を評価・修正し、(v)行政データに関する十分な理解を前提に各種統計表の推計方法を確立し、(vi)統計利用者にレジスターベース統計の長所・短所について責任ある説明をすべきである、と勧告している。Hoffmannは、もし統計機関が行政報告システムの内容とその作業規則に影響力を行使し、行政データの品質に働きかけられるとしても、このもし(if)は「大きなもし(a big if)」であり、「統計機関が行政報告システムの実際の運用や、行政ルールへの公衆の反応を変えるのは難しい」と示唆している。

レジスターベース統計の長所・欠点については、論者によって評価が異なる。

フィンランド統計局のMyrskylä(1999)は、レジスターベース統計制度の長所を、コストを低く抑えられること、報告者負担を軽減できること、既存のレジスターデータを有効活用できること、統計分析の可能性が広がること、毎年データが得られること、小地域や小規模人口集団のデータが得られること、短期の活動・多角的な活動・副次的な活動が捕捉

できること、様々なタイプのデータセットとリンクできること、縦断的統計データの作成が容易であること、などをあげている。

その一方で、Myrskyläはレジスターベース統計制度の第一の欠点として、調査統計に比べて設問を自由に追加できず、柔軟性(flexibility)に欠ける点をあげている。実際、Thygesen(1995)もデンマークのレジスターベース統計が「全ての統計ニーズに応えるわけではない」と説明している。「ある種のデータ、とくに世論や生活時間などの『ソフトな』データはそこから得られない」ため、レジスターベース統計制度はインタビューや郵送調査など他のデータ収集方法で補完されている。第二の欠点としてMyrskyläは、統計機関が縦断的統計データファイルなど詳細な個人データを取得することによって、市民のライフヒストリーの全体像を把握し、プライバシーや個人の利害・権利を侵害する監視社会を招く可能性について、公衆が不安を抱く傾向について指摘している。

レジスターベース統計制度に対しては懐疑論もある。ヨーロッパ統計家会議事務局のGriffin(当時国連欧州経済委員会統計部長)は、退任直前の1999年に、彼の人口センサスに関する論評の中で、一方で「レジスターベース人口センサス方式は今やセンサスを将来実施する場合に可能な唯一の方式になりつつある」と主張する統計家がいるが、他方で「このタイプの『センサス』は非常に特殊な状況にあるごく少数の限られた国でしか実際的でない」と信じる懐疑論者がいることを指摘する。そして彼自身はその懐疑論者を自認する。なぜなら、第一に、レジスターベース人口センサスが安価に実施できるという通念は幻想にすぎないという。安価に実施できるのは、非常に良好な人口登録がすでに確立し、費用をかけてそれを周到に維持する国のみであっ

て、そのような人口登録を確立し維持するには相当費用がかかるという。費用は統計家から登録行政機関に転嫁されるだけであるという。第二に、行政レジスターの利用が容認されているのは、ヨーロッパでも比較的人口動向が安定した国であり、かつ、正常な社会的政治的生活の一部として人口登録がごく普通に受け入れられた国においてのみであるという。それ以外の国々ではプライバシー問題が重大な障壁となるし、民族や宗教等々を特定できるレジスターやリストに対する市民の抵抗感も強いと指摘する。第三に、伝統的人口センサスが提供する完全なデータをレジスターに期待するのは幻想にすぎないという。行政家はレジスターの品質を自らの使用に足る水準に維持すれば十分と考え、住民の側も、例えば、移動のたびに人口登録を変更するなどのインセンティブが働くとはいえないという。第四に、伝統的人口センサスを採用する国は、既存のレジスターや行政システムについてすでに利用経験を積み問題点を熟知しているという。例えば多くの国は年次人口推計に既存レジスターを利用するが、その推計値は伝統的人口センサスの確定値が出るたびに改訂を余儀なくされている。Griffinは、多額の資金を人口センサスに振り向けるよう政治家や市民を説得するのがただでさえ至難の業なのに、伝統的人口センサスは不要になりつつあると一部専門家が根拠希薄な希望を吹聴すると、彼らを説得するのはますます難しくなると警告している(Griffin, 1999)。

Griffinの懐疑論は、北欧福祉国家の経験の重要性自体を疑うものではなく、それがヨーロッパ全域に普遍的に妥当する点を疑っているだけである。だが、Griffinの懐疑論にもかかわらず、その後、ヨーロッパ統計家会議での議論は続いている。

以上のヨーロッパの新動向は、統計学界に

とってきわめてショッキングといえる。

第一に、政府業務統計と行政記録の利用可能性について、統計実務家の側からはじめて本格的に問題提起され、国際的な議論に発展した意義は大きい。各国の統計実務家は行政記録の利用経験を蓄積しながら、行政記録の具体的内実在即したきわめて多様な問題を提起している。業務統計論議はこれを契機に一挙に豊富化したのである。

第二に、ヨーロッパの統計家は行政記録のデータ形成プロセスを詳しく研究する必要に迫られている。ヨーロッパ統計家会議の前述の2002年作業部会では「データ利用者にデータの限界をよく理解してもらい、データ収集とデータ更新の実際について明瞭な説明を与えるために、それぞれの行政記録データセット毎に、品質レポートとメタデータの包括的リストを提供し、また、欠落データの編集処理の効果についても情報提供することが是非とも必要である」(CES, 2003)という合意が成立した。

第三に、ヨーロッパの新動向は、何より20世紀の調査統計中心の統計観が崩壊する予兆といえる。これまで副次的な統計として扱われてきた業務統計が、調査統計を補完するどころか代替する統計として機能する可能性が出てきたからである。たしかに21世紀に北欧福祉国家以外の国々にレジスターベース統計制度が波及するという展望には懐疑的見解もある。北欧諸国ですらレジスターベース統計制度が全ての統計ニーズを十分満たしているわけではない。したがって調査統計中心の統計制度から業務統計中心の統計制度に世界の統計制度がシフトしていると現段階でいうのは難しい。しかし、ヨーロッパの最近の議論から、電算化された行政記録の統計的利用が今後発達し、行政記録が調査統計と相互に比較され、相互に補完する試みが繰り返

されると予想するのは難しくない。

第四に、行政記録の統計の利用は、その副産物として行政機関の官僚制システムに関する驚くほど精密なデータを公開させる契機となっている。この問題を明示的に追究する統計実務家はほとんどいない。だが、ヨーロッパを中心とする統計実務家は、行政機関に行政記録の提供を求めたり、行政記録の形成メカニズムを詳しく調査したり、行政記録を他の行政記録や調査データと比較照合する中で、否応なく、行政機関の官僚制度と直接向き合う立場に立たされているのである。例えば、「行政レジスターの品質問題は一つの行政レジスターを他の行政レジスターや統計情報と照合してはじめて発見されることが多い。そのような照合は主として統計目的で行われるため、ノルウェー統計局は行政記録の全システムの品質に関して情報を収集し蓄積するという特殊な立場におかれている」(Thomsen and Holmøy, 1998)という。この場合、行政記録の品質情報はノルウェーの官僚制度に関する情報と無関係ではあり得ない。

しかし、ヨーロッパを中心とする最近の統計実務家の議論は次の点で限界もある。

第一に、彼らの議論はもともと統計実務に限定されているため、統計制度の大枠をとらえた社会科学的な議論には発展しにくい状況にある。行政記録の統計的利用がなぜ北欧福祉国家で発達したのか？ 欧米の他の国々や世界の国々にこの議論がどこまで妥当するのか？ この統計行政の将来戦略に関わる重要な問いに答えるためには当然各国行政システムや社会制度の違いを研究しなければならないはずである。ところが、そうした議論がまだ本格的には提起されていない。Griffinの懐疑論がわずかにそれを暗示している程度である。さらに、彼らは行政記録の統計的利用のために行政機関の官僚制度と直接向き合う立

場にありながら官僚制度に関する社会科学的な研究にもほとんど無関心である。

第二に、現在、ヨーロッパの統計実務家の関心は調査統計を補完する情報や調査統計に代替する統計を得る可能性を問うことに集中している。それはもっぱら第二義統計とそれに関連する行政記録の利用論議に関心が限定されていることを意味する。第3節で見ると、今日、行政記録を行政評価・政策評価に統計的に利用しようという全く別次元の関心も高まっているので、この点でも彼らの関心は限定的であるといわねばならない。

第三に、欧米で議論されている行政記録の利用領域は未だ限定的である。ヨーロッパ統計家会議の前述の作業部会自体が、人口レジスターやビジネスレジスター(森, 2004)など特定領域に集中し、行政記録の他の利用領域に必ずしも議論が広がっていない。例えば、後に述べるインド統計評議会(2000-2001年)が、行政記録の利用領域として、社会・人口統計、企業統計以外に農業統計から通商統計、インフラ統計、金融統計、国際統計に及ぶきわめて包括的な領域を検討しているのに比べて、欧米での議論はまだ範囲が狭い。

2. 業務統計の比較体制論—— 開発途上国, 移行経済国, そして日本

以上で見たヨーロッパ統計家会議での華々しい議論にもかかわらず、現在のところレジスターベースの統計制度はヨーロッパの一部地域でしか確立していない。同じヨーロッパでもイギリス(岩井他, 2003)やフランスをはじめ多くの国々が今のところ伝統的センサス方式を基本的に維持し、レジスターベース人口センサスへのシフトを見合わせている。

冷戦体制崩壊後におけるヨーロッパの焦眉

の課題はむしろ旧ソ連地域を含む東欧の移行経済諸国で統計制度をどう立て直すかという問題である。国連欧州経済委員会統計部長(当時)のGriffin自らが、レジスターベース人口センサスに前述の懐疑論を唱えたのは、実は、国連欧州経済委員会が直面する課題の反映といえる。国連欧州経済委員会及びヨーロッパ統計家会議は第二次世界大戦終結以来、東西ヨーロッパ諸国の対話・協調の場であり、冷戦体制崩壊後は、旧ソ連地域を含む東欧の移行経済諸国の統計局への支援・協力にも優先的に取り組んでいる。移行経済諸国のなかには、国内や近隣諸国間の紛争で出生率・死亡率の急速な変化を伴う大規模な国内・国家間人口移動を経験する国もあり、そうした国々で人口センサスを実施する意義はますます大きくなっている。実際のところ、ラトビアとスロベニア以外のほとんどの移行経済諸国は伝統的人口センサスを実施あるいは計画している。例えば、ハンガリー中央統計局(1999)によると、現在、ハンガリーでは人口レジスターの構築が図られているが、「それをセンサス目的に利用するにはまだ初期の段階にすぎない」と説明している。ハンガリーには1990年まで総人口をカバーする行政レジスターがなく、逆に伝統的センサスがレジスターの作成に利用されていたという。

山口秋義(2003)は、「現在ロシアでは事業所を調査単位とした統計作成方法として、レジスターと統計報告制度とが並存しており、レジスターベースで作成された事業所統計と統計報告制度によって作成された統計との間には数値の大きな誤差がある」と指摘し、その原因を究明している。零細企業の増加、シャドーエコノミーの増長と脱税の広がりなどによって、旧ソ連時代から続く統計報告制度が捕捉する事業所数は、新しく構築された事業所レジスターの1/10から1/2程度に過ぎない

という。山口はまた一次資料に基づいてソ連の統計報告制度の成立経緯を明らかにし、その中で報告統計を業務統計とも調査統計とも性格の異なる独特の統計形態として性格付けている。もっとも、調査主体の日常的組織系統の内部で生起する現象を対象とする業務統計を、その外部で生起する現象を対象とする調査統計との対照から特徴付けるなら、ソ連の報告統計は、計画経済組織の内部に包摂された事業所を報告単位に得られた統計であるから、限りなく業務統計に近い統計形態であったと見るべきではなかろうか。「経済計画の遂行状態を点検し次期経済計画におけるノルマを作成するという過程の中で、統計報告制度が統計の真実性を歪める『水増し報告』を生みだす基盤となった」のもそうした経緯と無関係ではないだろう。現在日本で調査統計と考えられている生産動態統計調査も、戦時経済統制組織では業務統計に近い性格を持っていた(上杉, 1960b)。行政記録には行政行為による散発的な経験を順次動的に記録したものが多く、行政行為が一時点に集中したり周期的に集中する場合には大量の事象が一定時点に記録されることになる。森(1992)が問題提起するように調査統計と業務統計の間には調査論理の違いに応じて統計形態の様々なスペクトルが存在するのである。

中国の統計報告制度についても批判的研究が待たれるがそれは今後の課題である。

アメリカ合衆国には北欧諸国のような人口レジスターが存在しないので、合衆国センサス局は内国歳入局(Internal Revenue Service)の税務申告ファイルや社会保険行政ファイル等の行政記録をベースに「行政記録センサス(administrative records census)」の試験調査を実施している。しかし、1995年試験調査で調査対象地域の行政記録から得られた世帯

リストを実査世帯と直接マッチングしたところ、わずか11%–25%程度しか符合しなかったという(Leggieri, 1999)。その後、合衆国センサス局は2000年人口センサスと並行して2000年試験調査(Administrative Records Census Experiment 2000)を実施した。この時には、ほとんどの人口を個人単位でカバーすることに成功したと報告されている。Judson(2002)は、この試験調査の成功が2010年人口センサスに影響を及ぼすと予想している。だが、この試験調査でも世帯像を行政記録から再構成することに成功したとはいえない。しかも、Leggieri(1999)は、プライバシー保護の観点からアメリカ合衆国市民が行政記録のセンサス目的での利用を受け入れるかどうか未だ流動的だと見ている。

レジスターベースの統計制度にシフトした国はアジア地域ではきわめてまれである。シンガポール統計局が世帯登録データベース(Household Registration Database)と20%抽出標本調査を利用して2000年人口センサスを実施した事例が報告されている程度である(B. Leow, 2001)。むしろ最近の研究で明らかになっているのは、開発途上国における行政記録に依存した統計制度が、経済自由化以降あるいはそれ以前から機能不全に陥っているという実態である。そうした国々ではレジスターベースの統計生産どこか、逆に行政記録に過剰に依存した統計制度が反省されているのである。例えば、インドでは2000年から2001年にかけて国家統計評議会(National Statistical Commission)が、第二義統計や、国民経済計算の推計データや、各種標本調査フレームを作成するための情報源として利用されるインドのあらゆる種類の行政記録について総括的な検討を加えた(National Statistical Commission, 2001, 岡部, 2003)。インドでは、行政組織それ自身が機能不全に陥った結果、

行政記録の収集システムが末端レベルで深刻な劣化を生じ、そのことが行政統計制度の行き詰まりを招き、統計制度全体を衰弱させているといわれている。インドの統計制度の機能不全は以前から常態化していたが、1990年代の経済自由化後に一層深刻化している。例えば、インドでは出生・死亡登録のカバレッジは50%前後である。産業の膨大なインフォーマルセクターについては事業所名簿すら未確立である。むしろ標本調査が重要な役割を果たしている。したがって、このようなタイプの開発途上国を視野に入れると、政府業務統計をめぐる世界の論議は必ずしも単線的でないということになる。

日本では統計審議会が『統計行政の新中・長期構想』(1995)で、行政記録を統計の作成や母集団名簿の整備に活用するよう提案している。総務庁統計局統計基準部はその予備作業として『行政記録に基づき集計された統計の印刷物等による公表状況調査結果』(1998)をまとめた。しかし、この10年間「総体としてみれば、行政記録の統計への活用は依然として期待されたほどには至っていない」といわれている。その背景には「統計の作成に活用される行政記録の側に目的外の使用禁止や秘密の保護といった制度的あるいは運用上の制約がある場合が少なくないこと、行政記録のデータの範囲や内容等に均一性が十分ではなく統計の作成に容易に活用できないといった事情がある」(内閣府経済社会統計整備推進委員会『政府統計の構造改革に向けて』(2005))といわれる。「統計の作成に行政記録をより広範に活用するための統計法制上の根拠規定の整備」が、現在、焦点になっている。今後、日本の行政記録を統計的に利用するためには海外での議論を参考にしながら、それら諸国と日本の行政記録の比較研究を進める必要があろう。例えば、もし日本がドイツ

の模索するレジスターベースの新センサスを試みても、それは社会制度の違いから無理であろう。ドイツ連邦統計局は新センサスのために自治体の人口レジスターと連邦雇用庁の雇用者レジスターとのリンクを試みているが、仮に日本の住民基本台帳データ(金子, 2001)を雇用保険被保険者データとリンクしても同様の効果は期待できないだろう。少なくとも日本の雇用保険行政記録のカバレッジは非正規労働部門に関してドイツよりはるかに不十分である。北欧とインドの行政記録の状況を両極とすれば、日本の行政記録の状況は、その両性格を複雑に兼ね備えた特殊な状況にあるといえよう。

以上見たように世界各国の行政記録の統計的利用は、各国の社会制度の違いに応じて一律には評価できない。各国行政記録の差異は、各国社会体制の微妙な差異を反映した比較体制論ともいふべき問題を提起している。同様に、森(2000)は、20世紀の国家介入強化の時代から80年代以降の「新保守主義経済体制」への移行に伴って、各国で規制緩和や民営化が進むなか、業務統計のあり方に変化が生じている点に注意を喚起している。

3. 業務統計の自己言及性と行政評価・政策評価

行政記録に基づく業務統計は、全く次元の異なる2つの社会事象を同時に表現する統計である。調査統計は何か外部の客体を対象にそれを表現する統計であることは明らかなのに、業務統計が表現する対象は、一たとえ外部からの届出・報告から作られた統計であっても—それほど単純なものではない。なぜなら行政記録に基づく業務統計には、

- (i) 直接的に行政それ自身、
- (ii) 行政対象としての社会現象、

という全く次元の異なる2つの事象が、通常、同時に表現されているからである。行政記録は行政行為の一環としてその活動範囲内で確認された諸事象の記録だから、それを集計した統計は自ずと(i)「行政それ自身」の全体像を一定側面から表現することになる。岡部(2000, 2001b)は、業務統計を「自己言及的(self-reflexive)」な統計と性格規定している。例えば、インドでは出生・死亡登録統計ですら、登録行政の影響範囲の狭さと機能不全を表現し、評価する数値として利用されている(岡部, 2001b)。ましてや行政の行うサービス、事案処理、所管事務等に関する活動量統計が「行政それ自身」を表現する数値であることは明らかである。その一方で、通常、行政行為は抽象的に自己完結するものではなく、何らかの行政対象を前提とすることもまた明らかである。だからこそ、われわれは行政記録から(ii)「行政対象としての社会現象」に関する記録を抽出し、第二義統計と呼ばれる統計を作ることができるのである。業務統計の対象規定にはこのように二重性がある。

問題は、これまで統計家や統計理論家が、業務統計をもっぱら第二義統計としてのみ扱い、行政それ自身に対する計測値として扱うことがほとんどなかったということである。調査主体の日常的組織システムの内部で生起する現象を対象とする業務統計を、その外部で生起する現象を対象とする調査統計から区別する、それまでにない画期的な知見を提示した大屋(1995)も、これまでそこから進んで行政それ自身に対する統計的研究という課題を提示したことはなかった。また、すでに見たように、レジスターベース統計に関する統計実務家の近年の関心事も、行政記録の中から調査統計の対象と類似する社会集団に関する記録を抽出し、「(ii)行政対象としての社会現象」を統計化する試みであって、行政記録か

ら「(i)行政それ自身」を再構成することが課題ではない。彼らは行政記録の統計的利用のために行政機関の官僚制度と直接向き合う立場にありながら、「(i)行政それ自身」の姿にあまり触れようとしないし、それを計測するという問題提起も今のところない。

ところが、行政学や経営学などの組織科学の分野では、業務統計が組織のパフォーマンスを表現する数字であるという理解が一般的になっている。例えば、行政学者西尾勝(1993)は、H. A. サイモンの組織科学に倣って統計情報を分類し、業務が適切に遂行されているか否かを点検し確認するための「成績評価情報」と、注意を振り向けるべき問題の所在を探知するための「注意喚起情報」に類型区分している。西尾によると行政組織では、業務統計の多くが、第一次的には成績評価情報として記録され整理されているが、第二次的には注意喚起情報としても活用されている、という。調査統計の多くは、第一次的には注意喚起情報として調査し収集されるものであるが、第二次的には政策・施策の効果を確認し評価する成績評価情報として活用されることもないことはない、としている。西尾の統計情報論は行政組織の日常的な統計利用の姿をよく示している。行政組織は行政記録を個別データとして利用するだけでなく、集計データとしても独特の仕方で行っているのである。業務統計が行政の成績評価情報として機能しているならば、それは少なくとも「(i)行政それ自身」を表現する情報として機能していることを意味する。そのことが重要である。もっとも、岡部(2000)は西尾の業務統計論を批判して、「業務統計が表現する行政活動の内容は、行政能率の成績情報に限られるものではない」と指摘している。業績評価統計を批判的に再構成すれば、そこには行政の「官僚制的組織が社会体制内に占める複雑な

位置関係が統計的に表現される」。例えば、日本の雇用保険業務の低いカバレッジは、雇用保険法制の問題や市民社会の反応など、雇用保険行政の行政的努力をこえた社会構造上の問題を多く含んでいる。

近年、行政記録と業務統計は、行政評価・政策評価を目的とした業績測定の評価指標として一定の役割を期待されている(古川, 2000, 梅田他, 2004)。1980年代後半以降、民間企業の経営手法を行政現場に導入して公共部門の活性化を図る「ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)」を標榜して、内外で、中央政府や地方自治体に関する定量的な行政評価・政策評価が求められているからである。これによって行政パフォーマンスの向上が図られるばかりでなく、説明責任が果たされるものと信じられている。日本でも無数の自治体が急速に行政評価に取り組み、中央省庁も「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(2002年4月)の施行に伴い評価結果を公表するようになってきている。

行政評価及び(広義の)政策評価とは「行政機関(あるいは公共機関)の活動を客観的に評価する」取り組みのことである(梅田他, 2004)。「行政それ自身」を表現する業務統計が行政評価・政策評価の評価指標体系の中で重要な位置を占めるのは当然のことといえよう。なぜなら行政活動の「アウトプット指標」(事業量の指標)として業務統計は不可欠な情報だからである。だが、その一方で「行政評価においては(数値)指標を作るのが難しい、というのが定説になりつつある」といわれている(梅田他, 2004)。行政記録のなかで行政評価・政策評価に関係する情報は、公式な第二義統計を作成するために使われる情報に比べても、内容的に格段に複雑かつ多様である。しかも、80年代以降の新保守主義経済体制の下で、社会体制内に占める行政機関の複雑

な位置関係を社会科学的に評価することなしに、小さな政府論のイデオロギーや行政管理上の行政能率のみを追求するきわめて歪んだ行政評価・政策評価が横行する可能性もある。さらに、行政記録を行政評価・政策評価に統計的に利用する場合、情報公開と個人情報保護について解決すべき問題も多い。たしかに、統計による行政評価・政策評価をめぐる最近の動きは、一面で、市民に行政活動を監視する権利を保障する説明責任を追求するものであり、その限りで民主主義の発達に向けてきわめて望ましい動きといえる。だが、その一方で、行政評価・政策評価と統計利用のあり方について社会科学に基礎を置いた批判的な研究がなければ、国家と市民社会の複雑な構造を研究することは難しいし、公共政策のあるべき具体的な姿について冷静で広範な議論は期待できないだろう。これは今日統計学のきわめて実践的な課題といえる。

統計による行政評価・政策評価は官僚制度の計測という従来になかった新しい統計利用であり、社会統計学のパラダイム転換に匹敵する研究課題のシフトを意味する。こうした統計利用によって、統計学は国家の病根を透視できるほど深く体制の中核に浸透した研究課題を扱える可能性も出てくる。統計行政のあり方も新しく問われてくる。これまで統計行政にとって行政評価・政策評価は越権行為に近い行為であった。行政統計の劣化に悩むインド国家統計評議会も「政府や地方公共団体が提供するサービスの範囲を統計的に監査する制度」すなわち統計的監査(statistical audit)制度を検討課題にしたが挫折した(岡部, 2003)。日本でも『統計行政の新たな展開方向』(各府省統計主管部局長等会議)のなかで「最近では、政策効果の事前・事後の評価を行うために統計の重要性が高まっている」と謳われているが、このような統計活動が未だ

統計行政の主要任務になっていない。

一方、統計による行政評価・政策評価(「アウトカム指標」等)のためには非公式なアンケートはもとより公式の調査統計も新しい機能を果たす。実際、「インドの調査統計(センサスや標本調査)は、行政統計とパラレルに対比することによって、しばしば行政機能を外側からチェックし相対化する積極的役割を果たす」(岡部, 2003)。調査統計をレジスターベース統計で置き換えるという統計政策は、一面で、官僚制組織を外側からチェックする調査統計の機能を軽視する危険をはらんでいる。この点も検討課題である。

まとめ

電算化された行政記録の統計的利用に関する日本での議論は欧米諸国に相当立ち遅れている。しかし、今後、電算化された行政記録が、第二義統計と行政評価統計という次元の異なる二重の統計目的から脚光を浴び、検討が進むことは避けられない状況である。これは統計学の将来にとってきわめて重要な研究フロンティアといえよう。そうしたなか、社会科学に基礎を置く統計の批判的研究がますます重要になっている。

しかも、行政記録を統計的に利用するためにわれわれは行政機関の官僚制度と直接向き合わなければならなくなっている。社会統計学は近代官僚制度の研究という一つの人類史的課題に直面する新たな段階に入っている。

しかしながら、今後の課題として、金融、環境、福祉をはじめ社会経済のもっと多様で広範な諸領域に関する行政記録について、議論の展開が必要であろう。

参考文献

- 岩井浩, 金子治平, 近昭夫, 杉森滉一(2003)『現代イギリスの政治算術』北海道大学図書刊行会.
- 上杉正一郎(1960a)「資本主義国における第二義統計の諸形態」『統計学』経済統計研究会 第8号.
- (1960b)「第二義統計としての経済統計について」『東京経済学会誌』29・30号.
- 梅田次郎, 小野達也, 中泉拓也(2004)『行政評価と統計』日本統計協会.
- 大屋祐雪(1960)「社会経済体制と統計」『熊本商大論集』第12号.
- (1995)『統計情報論』九州大学出版会.
- 岡部純一(2000)「官僚制的組織と業務統計の基礎概念」, 杉森滉一, 木村和範編『統計学の思想と方法』北大図書刊行会.
- (2001a)「G. v. マイヤーの第二義統計理論の再構成—自己観察—概念の現代的展開」『経済学研究』第51号 北海道大学.
- (2001b)「インドにおける出生・死亡登録のカバレッジは何を意味するか」『統計学』経済統計学会 第79号.
- (2003)「インドの官僚制度と行政統計」『統計学』経済統計学会 第85号.
- 金子治平(2001)「国勢調査人口・住民基本台帳人口の一致性と地域別死亡率の問題点」『統計学』経済統計学会 第80号.
- 工藤弘安(1989)「レジスター・ベースの統計制度」『研究所報』法政大学日本統計研究所 No. 16.
- 西尾勝(1993)『行政学』有斐閣.
- 藤岡光夫(2000)「職業別死亡統計の日・北欧比較と年齢別死亡分析」『静岡大学経済研究』4(4).
- 古川俊一(2000)「政策評価の概念・類型・課題(上)(下)」『自治研究』76巻2, 4号.
- 森博美(1992)「業務統計の作成論理とその構造」『経済志林』法政大学経済学会 59-4.
- (2000)「経済体制と業務統計」『統計』日本統計協会 1月号.
- (2004)「イギリスにおけるビジネス・レジスターについて」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 86.
- 山口秋義(2003)『ロシア国家統計制度の成立』梓出版社.
- Bender, Stefan Ruth Brand and Johann Bacher(2001) Re-identifying register data by survey data: An empirical study. *Statistical Journal of the UNECE*, Vol. 18 Issue 4.
- Conference of European Statisticians (CES) (2003) *Report of the December 2002 Joint UNECE-Eurostat Work Session on Registers and Administrative Records for Social and Demographic*.
- Griffin, Tom(1999). The census in Europe; *Statistical Journal of the UNECE*, Vol. 16 Issue 2/3.
- Harala, Riitta and Anna-Leena Reinikainen(1996) Confidentiality in the use of administrative data sources. *Statistical Journal of the UNECE*, Vol. 13 Issue 4.
- Hoffmann, Eivind(1995) We Must Use Administrative Data for Official Statistics – But How Should We Use Them?; *Statistical Journal of the UNECE*, v. 12, Issue 1.
- (1997) Administrative Records and Surveys as Basis for Statistics on International Labour Migration. *International Statistical Review*, 65, 2.
- Hungarian Central Statistical Office(1999) The role of population registers in censuses, *Working Paper No. 30*, Joint UNECE-Eurostat Work Session on Registers and Administrative Records for Social and Demographic Statistics.
- Leggieri, Charlene(1999) Uses of Administrative Records in United States Census 2000, *Working Paper No. 5*, Joint UNECE-Eurostat Work Session on Registers and Administrative Records for Social and Demographic Statistics.
- Judson, Dean H.(2002) Merging Administrative Records Databases in the Absence of a Register, *Working Paper No. 5*, Joint UNECE-Eurostat Work Session on Registers and Administrative Records for Social and Demographic Statistics.
- Leow, Bee-Geok and Eng-Chuan Koh(2001) Combining Survey and Administrative Data for Singapore's Census of Population 2000, *Bulletin of the International Statistical Institute*, 53rd Session Proceedings Tome LIX Three Books Book1.
- Myrskylä, Pekka(1999) New statistics made possible by the use of registers. *Statistical Journal of the UNECE*, Vol. 16 Issue 2/3.
- National Statistical Commission(2001) *Report of National Statistical Commission*, 2001 [第1章–第9章の摘訳は、岡部純一訳「インド統計制度の現状と課題(上)–2001年国家統計評議会報告から」法政大学

- 日本統計研究所『統計研究参考資料』No. 80, 2003年.
- Poulsen, Marius Ejby (1999) Maintaining the quality of the registers used in the Danish Census; *Statistical Journal of the UNECE*, Vol. 16 Issue 2/3.
- Priest, Gordon (1996) Challenges and opportunities in administrative records. *Statistical Journal of the UNECE*, Vol. 13 Issue 4.
- Thygesen, Lars (1995) The Register-Based System of Demographic and Social Statistics in Denmark – An Overview; *Statistical Journal of the UNECE*, v. 12, Is-

sue 1.

- Thomsen, Ib and Ann Marit Kleive Holmøy (1998) Combining Data from Surveys and Administrative Record Systems: The Norwegian Experience. *International Statistical Review*, 66, 2.
- Simon, Herbert A. and C.E. Ridley (1938) *Measuring Municipal Activities*, 本田弘訳(1999)『行政評価の基準』北樹出版.
- Szenzenstein, Johann (2005) "The New Concept and Method of the Next German Census", 『研究所報』(法政大学日本統計研究所)No. 33.

コメント

これまでの調査統計全盛時代にあつて業務統計研究は、統計学研究においても「第二義的」位置づけしか与えられてこなかった。本論文の著者はこの分野での数少ない専門研究者として、このサーベイの中で、わが国における研究の到達点を適切に位置づけるとともに、欧州を中心とする行政記録の統計利用についての最新の動向も踏まえ、また行政と行政記録に対する新たなパラダイムを意欲的に提起している。その意味で本論文は、単なるサーベイの域を超えた本記念号を代表する本格的の研究となっている。そのレベルは到底評者の及ぶところではない。論点はすでにほぼ尽くされており、もし追加すべき点があるとしても、それは紙幅の関係で意図的に簡略に触れるに留められたものに他ならない。そこで以下では、おそらく筆者が十分承知しているにも拘らず十分な説明スペースが確保できなかったと思われる2, 3の論点に限定して、紙幅の許す範囲で若干のコメントを行うことで今回の責めを果たしたい。

今後とも人類が歴史を刻んでいったとして、100年後に現在を改めて振り返った場合、恐らく20世紀末から21世紀初頭の時期は、統

森 博 美

計史における大きな転換点として記録されているであろう。かつて主流であった業務記録に基づく統計作成は、19世紀半ばにヨーロッパを中心に調査統計にその支配的地位を奪われた。今後の政府統計の将来を展望した場合、20世紀中盤以降に特徴的な業務統計の再評価、復権は、それが大きな転換点に差し掛かりつつあることを暗示している。

転換の最大の契機は、いわゆる統計調査の実施環境の悪化である。調査への協力度の低下は報告負担削減を、また破産状態にある国家財政は一層厳しい統計予算の洗い直しを求めている。その一方で多様化する統計ニーズは、従来にはない新たなタイプの統計も含め、追加的情報提供を政府統計に要求している。実は業務統計再評価の背景には、このような二重の意味の現実の変化がある。

北欧諸国を中心にレジスター・ベースの統計制度が構築され、人口センサスについては、標本調査の組み込み(英国)、ローリング・センサス(フランス)、レジスター(ドイツ)といった様々な方向が模索されている。また、企業統計についても、多くの国で、税務データその他の情報をベースにしたビジネス・フ

レームが、調査実施のインフラとして整備されている。調査統計全盛時代を支えてきたセンサスの形態や機能が大きく変容しつつあり、そのような動きの中で行政記録がそのキー情報として構造的に組み込まれている。多くの国で行政情報の統計目的への使用(統計情報の行政目的での使用禁止)規定が、それを法制度面で担保するものとして制定されている。なお、レジスター・ベースの統計制度の下では、行政情報が統計作成のための原単位情報の提供源であり、ノルウェーは行政情報そのものへの統計基準の適用という局面にまで進展している。

行政情報の統計活用という場合、業務統計そのものの拡充利用と調査データとのリンクageによる追加的統計情報の獲得という2つの形態が考えられる。本論文でも的確に指摘されているように、行政情報は様々な利用上の制約を持っている。にも拘わらず、その有効性が再評価されているのは、それが調査統計の対応し得ない分野や短い周期での悉皆的動態把握など独自の情報特性を持つためである。その意味で行政情報は、調査統計の静態属性とリンクすることで既存の調査・業務統計にない新たな現実認識素材を獲得できる可能性を持っている。国連が1994年に採択した「官庁統計の基本原則」の第5原則が多様な源泉からの政府統計の作成を掲げているのは、単なる調査環境への対応だけでなく、このような積極側面も含まれている。

行政情報の活用による追加的報告負担なしに新たな統計情報を獲得する際に問題となるのが、企業統一コード等のリンクのためのキー情報についての厳格な管理とリンク行為

の事前告知に関するシステムの構築である。わが国では、プライバシーの尊重をいわば口実に、統計情報の有効活用については極めて制限的に制度の運用が行われてきた。行政情報の有効活用という場合に、G. Orwell的世界にならないためにも、そのリンクについての合意形成並びにそれを体現するシステムの構築が必要であり、またその論議についても、原理主義的見地からではなく現実的な歴史認識に立ったものであって欲しい。

明治期以来、わが国の行政は一貫して情報主権を維持してきた。それは戦後の民主化改革のもとでも揺るぐことはなく、行政の各組織にとって行政情報に対する主権は内堀、そして統計データに対するそれは外堀としての役割をこれまで果たしてきた。本論文の中で原著者は、統計に行政評価・政策評価という新たな機能を付与している。これについては、政府統計の公共財的性格が行政における情報主権の見直しを求め、多様な情報源に基づく政府統計の作成・提供が、多様な政策の選択肢の提案、合理的政策選択及び政策結果の評価という一連のサイクルの中に行政情報を位置づけることになろう。ちなみに1997年の「共同体統計の提供に係るEU統計局の責務」を規定したEU規則(EC322/97)第11条は、「EU統計局が、共同体の政策の実施、監視、評価のために、共同体の組織、加盟各国組織、社会経済組織、学界、及び一般市民に対して「共同体統計」を提供する責務を負う」と規定している。このような視点は、行政情報と統計データとのリンクについての合意形成にも有効に寄与するものと考えられる。

第6章 民間統計の現状と利用可能性

山 田 茂

はじめに

日本および社会経済的な状況が類似しているアメリカや西欧の国々において政府の統計部局が編集する統計年鑑や統計リスト類に民間機関が作成した統計資料が数多く収録されている¹⁾。このことから多くの民間作成統計がその国の統計部局から政府統計がカバーしていない分野の資料として一定の評価を得ており、また民間作成統計に対する広範な利用需要が存在していると考えられる。他方、上記の国々では民間作成統計の結果をインターネットサイトに収録する動きが急速に広がっている²⁾。

本稿では、このような民間作成統計の現状と利用可能性について次のように考察の範囲を限定する。「民間作成統計」の範囲としては、政府機関・地方自治体以外の機関、すなわち個別企業・業界団体・政府関係機関・労働団体・その他の団体などが、主として自機関とその構成員および顧客が利用する目的で作成する調査統計および業務統計とする。また、「利用」は作成機関自身が作成した結果を利用する場合および公表された結果を作成機関とは特定の関係がない第三者が利用する場合に限定する。第三者の利用については主に研究目的の場合を想定している。したがって、政府機関など他の機関からの委託に基づく民間機関による統計作成(統計調査・世論調査・市場調査など)については本稿では取り上げ

ない³⁾。また、民間作成統計の実態反映上の問題点の立ち入った検討は、別の機会に譲る。

1. 作成活動の現状把握と作成結果利用のための手段

民間作成統計の結果を第三者が利用するためには、まず作成活動自体を把握し、それに基づいて結果を入手しなければならない。公正取引委員会による業界団体に対する独占禁止法関連の規制関連を除いて、民間機関の統計作成活動に関わる承認・届出などの手続きは不要であるので、政府統計に関する『統計調査総覧』のような民間作成統計を網羅的に収録したリストが自動的に作成される仕組みは存在しない。

1.1 作成活動の存在自体の把握

民間作成統計の作成主体として最大の存在である業界団体の活動については、公正取引委員会(1993)・日経広告研究所(1995)・日本経済新聞社(1997)・流通科学大学・業界団体研究会(2001)などによって紹介されている調査がある。このうち流通科学大学・業界団体研究会(2001)によれば、業界団体が行う5種類の活動の中で「調査・統計的な活動」は過去・現在において多くの団体の中で最も重視されている。

民間機関の統計作成活動を把握するための資料源としては、大別して結果を含む統計関連の情報を掲載した刊行物とインターネット

サイトの収録内容が現在利用できる。

(1) 刊行物

ここでは作成機関自身が発行する刊行物、刊行物のリスト類の順に紹介する。

作成された統計の結果を掲載した機関誌・報告書の発行状況や掲載内容を、作成主体が想定している利用者(専門調査機関の顧客・業界団体の会員企業など)以外の者が把握することは非常に困難である。統計を収録している資料に限定しなければ、国立国会図書館のサイト(2005)など大規模な図書館が提供する民間団体・企業に関する情報が利用できる。なお、経済広報センターのサイトには、加盟している38の業界団体(の広報誌)のサイトへのリンク集が設けられているので、発行状況の把握に利用できる。

刊行物のリストは、実用上の便宜から政府統計を併載したものが多い。このうち経済団体連合会(1971)は、1956年以降6次にわたり作成されていた民間統計のリストの最後のものであり、320の民間機関が作成した統計(業務統計・加工統計を含む)の概要が収録されている。1998年には経済団体連合会(1998)として復刻版が発行された。

最近のリストには、日本能率協会総合研究所(2002)・1992年以降毎年発行されている日本能率協会総合研究所(2004)・全国統計協会連合会によるものなどがある。日本能率協会総合研究所によるものは、営利企業がその企業活動の方針立案に利用するための統計資料が掲載内容の中心である。全国統計協会連合会(1997)とその改訂版である全国統計協会連合会(2001)は、民間作成統計に限定したものである。

刊行物に掲載されたリストへの掲載は、作成が新たに開始された統計の場合は遅れがちではあるが、対象・調査項目などに関する相当量の情報が収録されているので検索の出発

点として利用できる。

このようなリストをインターネット上で提供する試みも始まっている。全国統計協会連合会(2001)の電子版は日本財団のサイトに収録されており、作成主体が結果をサイト上で公表している統計には同連合会のサイトからリンクが設けられている。日本能率協会総合研究所が設けた「eReport」というサイトには、300以上の調査機関が無償公開するレポート(他機関が作成した統計の分析を含む)が掲載されているサイトへのリンク集が設けられている。なお、作成結果に関するメディアの報道は専門紙の場合でもごく簡単な内容が多いが、記事データベースに収録されている場合は、作成活動を検索する出発点として利用できる。

(2) インターネットサイトの検索

日本では1997年前後から民間作成統計の各作成主体が、結果を自ら開設したインターネットサイトに収録し始めており、それによって作成活動の把握と結果自体の入手も格段に容易になった。また、閲覧者にとって入手したデータの保存・加工および作成機関への問い合わせの便宜の点でも優れている。

インターネットサイトに収録されている民間統計に関連する情報の検索は、刊行物から得られた情報を別にすれば、主に「キーワード検索」とリンク集を利用して行うのが、一般的である。

表1に、1998年～2005年に行った検索による民間機関が全国を対象に定期的に作成している統計の結果を収録したサイト数⁴⁾を示した。全体として急速な勢いで増加しているといえる。

他方、作成した統計の結果をメディアなどには公表していながら、自身のサイトが未開設であったり、未収録の場合が、調査機関、部品・建材業界などの業界団体を中心に

表1 全国を対象とする定期作成統計を収録したサイト数の推移

検索時期	1998年	2000年	2005年8月	
				業務統計 ¹⁾
サイト総数	166	290	454	65
①個別企業	42	64	87	17
(1)情報関連業種	24	41	54	1
メディア	5	7	11	0
専門調査機関・シンクタンク	13	28	35	1
広告	4	4	6	0
HP検索サービス	2	2	2	0
(2)「社会的インフラストラクチャ」	14	21	31	16
不動産業	5	5	7	0
サービス・流通業	3	5	11	7
金融機関と系列シンクタンク	6	9	11	8
運輸・通信系企業と系列シンクタンク	0	2	2	1
(3)その他の個別企業	4	2	2	0
②企業の上部団体	89	166	297	36
メディア系	0	2	5	1
情報・通信系	7	7	8	1
エネルギー・運輸系	4	6	12	1
金融・証券・商品取引系	23	27	33	14
農林漁業系	3	8	12	7
製造業系	19	62	139	3
環境・リサイクル系	1	5	14	4
建設・不動産業系	5	8	13	2
流通・貿易系	9	14	23	0
サービス業系	11	16	26	3
業界横断全国団体	7	11	12	0
③労働団体・関係研究機関	3	8	9	0
④その他の団体	32	52	61	12
政府・地方自治体系	26	39	41	9
純民間系	6	13	20	3

1) 業務統計だけを収録しているサイト。

この表は、筆者の個人サイト(<http://home.t06.itscom.net/ecyamada/>)に収録。

2005年8月現在少なくとも30件程度は残っている。

つぎに、作成機関へのリンク集は、ポータルサイトが設けている「(分野別のリンク集である)ディレクトリ」、所管官庁・専門紙・上部団体などのものが利用できる。特に業界団体および法人格を取得している調査機関のサイトは、所管官庁のサイトからのリンク集に含まれていることが多い。なお、山田(1998b)は、民間機関が作成している統計がさまざまな名称で呼ばれていることや作成機関の名称が多様であることが「キーワード検索」の制約になることを指摘している。

さらに、特定地域を対象とした統計も、景

況判断調査を中心に多数作成されている。山田(2003)によれば、定期作成分だけで約210件(地域金融機関などの個別企業91件、個別商工会議所65件、商工会議所の連合会・中小企業団体の県域団体など49件)の景況判断調査の結果収録が2003年12月現在サイト上で確認されている。山田(2003)は、独自景況判断調査実施の主な理由として地域レベルと全国レベルの景気動向の間の相違を挙げている。

同一主体が複数の統計を作成している場合もあり、アドホック的に作成されているものも含めれば、結果が公表されているものだけでも膨大な数の民間作成統計が存在するとい

えよう。

1.2 作成結果の公開

作成された統計結果の利用のためには、作成主体による公開が前提になる。公表の動機は、作成主体が業界団体である場合には当該団体自体あるいは統計作成活動への参加の促進、顧客・潜在的投資家・マスメディア・関連情報業者などへのサービス、有料サービス・刊行物購入への誘導、作成機関(企業・団体)自体のPRなどであろう。組織外または顧客以外への公表には、料金の負担・公表内容の限定・利用可能時期などの制限がある場合が多い。

なお、委託調査の場合には、当然のことながら、委託元が了承しない限り委託先の調査機関は結果を公表しないので、第三者による結果の利用は不可能である。

2. 作成主体の動機と第三者による結果利用

民間機関が統計作成に着手する動機は、作成主体の本業の属性によって異なる。専門調査機関の場合は、結果の提供自体が企業活動の中心であり、その他の個別企業・業界団体の場合は、会員企業への提供および事務局自身の利用が目的である。業界団体および調査機関の中には「自主統計」という名称を使用している場合がある。これは、所管官庁および顧客の指導・依頼によるのではなく、その統計を「自らが使うから作る」、「無償での提供を目的として自発的に作る」という作成主体の意識が顕在化したものであろう。

以下では、調査統計と業務統計に分けて作成主体の作成動機と第三者による結果利用の際の問題点を考察する。

2.1 調査統計

調査統計は、作成主体の組織運営のための通常業務の遂行を通じて半ば自動的に作成される業務統計とは異なり、特別の経費・労力の負担、調査客体の協力確保など特別の措置が必要である。1.1節において紹介した業界団体に対する最近の調査が示すように、各団体の財政状況は厳しく、経費などの負担はできれば避けたいところであろう。

山田(1997)は、作成主体の属性別に民間作成統計を整理して、実地調査が最も困難であるのは、協力が得にくい調査客体が組織外の個人・企業などである場合であると指摘している。ただし、調査客体による自発的な公表物(企業業績関係のデータ、広告・テレビ番組など)が利用できる場合は、例外である。

政府機関が実施する統計調査においてさえ非協力が指摘されるようになって久しい。民間機関が実施する統計調査への協力は、結果利用の意向が強ければ、抵抗感は緩和されると考えられる。この点は、政府機関が実施する各種の景況判断調査の中で最高の回収率を長期間維持している日本銀行「短観」の結果に対する調査客体である企業の利用率の高さ⁵⁾が示唆している。近藤(2001)が指摘するように、調査客体が業界団体の会員企業の場合には、調査結果を利用する意向が強いので協力は得やすいのではないだろうか。

専門調査機関の場合は外部へ提供する予定のサービスや顧客からの具体的な依頼内容と経費のバランスの判断に基づいて作成の着手が判断されており、業界団体の場合は団体事務局の組織・資金力と会員会社の回答能力が前提条件となっていると考えられる。したがって、これらの条件を満たす限られた場合にだけ作成が着手されているのであろう。

既存の政府統計に重大な不満がなければ、経費や調査客体の抵抗などを考慮して着手さ

れることはないと考えられる。このような利用需要の具体的な状況を把握するために同じ分野を対象とする政府統計を中心とする既存統計と民間統計を対比する必要がある。山田(1998)は、1997年前後に作成されていた民間統計について公表時期・調査周期⁶⁾・実施時期・カバレッジ・分類の5つの側面から関連する政府統計との対比を行っている。その中で最も多いのは、結果の公表時期(17件)であった。

これらの点に関わる民間作成統計の状況をその後の推移を含めて簡単にみてみよう。

筆者が把握できた対象の範囲に関連して統計の改廃が生じた場合は次の通りである。民間機関による調査統計が政府統計の対象分野

の関連で着手または中止された例には、所管官庁が作成を中止した統計または集計を民間機関が継承している場合(保有船腹量、味噌・麦茶・次亜塩素酸ナトリウムの生産)⁷⁾および民間作成統計の対象が政府統計に含まれるようになり中止された場合(石灰石・化粧品生産)⁸⁾がある。

つぎに調査項目についてみる。業種によって異なるが、政府統計には基本的な項目が採用されているのに対して、民間統計の場合には営業活動の成否に直結する項目が付加されている。たとえば、製造業の企業の場合には、製品の販売経路・顧客層・容器などには、政府の生産統計の調査項目である製品の成分・製造方法と同様に 관심이強いと考えられ

表2 全国を対象とする定期作成統計を収録したサイト数(作成周期別)

(2005年8月現在)

作成周期 ¹⁾	日以下	週	月	2～6ヶ月	1年～3年	合計
サイト総数	21	13	159	64	197	454
①個別企業	10	8	31	19	19	87
(1)情報関連業種	2	6	23	14	9	54
メディア	1	3	6	0	1	11
専門調査機関・シンクタンク	1	2	13	12	7	35
広告	0	0	4	1	1	6
HP検索サービス	0	1	0	1	0	2
(2)「社会的インフラストラクチャ」	8	2	8	5	8	31
不動産業	0	0	4	1	2	7
サービス・流通業	1	2	3	0	5	11
金融機関と系列シンクタンク	7	0	0	3	1	11
運輸・通信系企業と系列シンクタンク	0	0	1	1	0	2
(3)その他の個別企業	0	0	0	0	2	2
②企業の上部団体	11	4	111	32	139	297
メディア系	0	0	2	0	3	5
情報・通信系	0	0	2	0	6	8
エネルギー・運輸系	0	1	6	2	3	12
金融・証券・商品取引系	8	1	15	4	5	33
農林漁業系	3	0	2	2	5	12
製造業系	0	1	57	13	68	139
環境・リサイクル系	0	1	4	1	8	14
建設・不動産業系	0	0	4	2	7	13
流通・貿易系	0	0	12	3	8	23
サービス業系	0	0	4	2	20	26
業界横断全国団体	0	0	3	3	6	12
③労働団体・関係研究機関	0	0	0	2	7	9
④その他の団体	0	1	17	11	32	61
政府・地方自治体系	0	1	12	9	19	41
純民間系	0	0	5	2	13	20

1) 収録されている統計のうち周期が最も短いものを基準に分類した。

る⁹⁾。機械振興協会経済研究所(2005)は、機械製造業の業界団体が作成している統計を中心に関連する統計との調査項目・分類の相違などを多数指摘している¹⁰⁾。

さらに結果の利用可能時期は、作成主体および想定されている主な利用主体が、迅速な判断を日常的に迫られている営利企業であるので結果の利用可能時期(作成周期および集計の公表時期)は重要である。ただし、研究の利用にとって利用可能時期の意味はあまり大きくはない。

そこで各民間作成統計の作成周期をみてみよう。表2に、表1の民間作成統計が収録されている各サイトを作成周期別に分類したものを掲げた。状況の変化が一般に激しい金融業・エネルギー供給業・製造業などの分野の統計において月次以下の短周期のものが多いことがわかる。

他方、集計結果の公表時期は政府統計よりも早い場合が多い。たとえば、サイト上の結果の更新またはメディアへの公表が定期的に行われている製造業の生産関連の月次調査の2005年6月分の結果36件のうち22件が、経済産業省「生産動態統計」の結果が公表された7月29日までに公表されている。小売業・サービス業・エネルギー供給業などの分野においても同一分野の政府機関が作成している統計よりも早期に公表されているものが多い。結果を早期に提供する努力が幅広く行われているといえよう。

2.2 業務統計

業務統計は、種々の取引仲介業を除いて組織外への公表を当初は前提とせず、作成主体自身の運営上の必要性から作成されている。調査統計と異なり通常の業務活動を遂行する結果作成されるので、追加的な経費はそれほど必要とされない。しかし、組織外の利用者

にとっても関心ある分野についての業務統計の公表例は、調査統計と比べて一般に少ない(表1参照)。その機関の活動の社会全体における同種の活動ないし取引における「占有率」が高い場合には、情報としての価値は大きいと考えられる。たとえば、取引の集中度の高い証券取引所・商品取引所などの取引記録・独占的行政代行機関の業務遂行記録に関する統計に対する注目度は高い。

3. 民間作成統計を第三者が利用する際の利点と制約

3.1 政府統計と比較した利点

民間作成統計は、結果に対する利用需要の高まりに対応して比較的短時間で作成が着手されることが多いので、新しい現象の把握が政府統計よりも早く行えることがある。作成主体の利用需要のほか、会員企業・所管官庁・顧客・投資家などの要請が着手への促進要因と考えられる。山田(1998a)は、第2次世界大戦前から1990年代半ばまでに作成・公表が開始された統計の一覧表を掲げている。表3には、その後作成され始めた民間統計の例を掲げた。

最近重要性が急速に増大しているものの、政府統計がまだカバーしていない分野に関する統計が比較的早期に作成され始めていることがうかがえる。山田(2005a)は、最近の作成における特徴的な傾向として企業活動などの国際化に伴う対応・急成長業界に関する統計の作成開始・短周期化の3点を指摘している。

3.2 制約

(1) 作成方法などについての情報の提供

調査方法・対象の範囲・基本的な概念などについての情報提供は一般に少ない。特にその統計に参加していない(調査票を提出して

表3 作成が最近開始された民間統計

作成開始	作成主体「統計の名称」
1996年1月	電気通信事業者協会「携帯電話/PHS/無線呼出しの累計加入者数」
1996年	電通「インターネット広告推計」
1996年	マルチメディア総合研究所「PCサーバーの国内出荷台数」
1996年	日本映像ソフト協会「売上金額」
1997年	日本クレジット産業協会「クレジットカード不正使用被害の発生状況調査」
1997年	生駒データサービスシステム「23区内大型ビル空室率」
1997年	日本旅行業協会「旅行市場動向調査」
1998年	リクルートエイブリック「中途採用求人数」
1998年	日本工作機械工業会「輸出向け受注額」
1998年	不動産経済研究所「ペット飼育可能マンションの普及率」
1998年	日本電機工業会「燃料電池納入量統計」
1999年	カメラ映像機器工業会「デジタルカメラ世界出荷」
1999年	BCN「ビジネスソフト販売シェア調査」
2000年4月	電子情報技術産業協会「移動電話国内出荷台数」
2001年6月	日本貿易振興会「アジア・クイックDI調査」
2003年1月	学生援護会「アルバイト職種別平均賃金」
2005年4月	日本卸電力取引所「スポット取引価格インデックス」

いない)アウトサイダーのシェアなどについては触れられていないことが多い。近藤(2001)は、「業界内部の人でさえ統計数値の背景となる情報が無いと的確に数値を読み切ることは難しい」と指摘している。なお、笠原(1997)・富沢(1997)・日高(1997)は、実地調査の細部に関する貴重な情報を提供している。

(2) 作成活動の不安定性

1990年代前半以降の長期不況の影響は、大手企業およびその構成する業界団体にまで及んでいる。長期間にわたって作成されてきた相当数の統計の作成または公表が、その作成主体の消滅・会員企業の経営不振などのために中止されている¹¹⁾。

(3) 長期データ・構造データなどの提供

表4に示した収録データの始期別サイト数からわかるように、1990年代半ば以前からのデータの収録は少ない。特に個別企業が設けたサイトでは少ない。これは、作成主体の主な関心の対象が最近の状況であること、サ

イト開設時に直近の結果が収録され、その後は新しい結果の追加だけが行われたためではないかと考えられる。

インターネットサイトで提供されているデータは、刊行物の掲載内容よりも限定されている場合が多い。総額についての時系列統計¹²⁾が大半で、研究上必要性が高い企業規模別・地域別などの構造統計表は少ない。

(4) 利用できる調査項目

民間作成統計の大半を占める業界団体・営利企業が作成している統計において採用されている項目は、企業の営業状態の把握に直結する売上・出荷・生産の金額・数量などが多い。何らかの審査を経ている政府機関による統計とは異なり作成機関の作成目的をストレートに反映している。したがって、作成された結果を作成機関以外の利用者が利用可能かどうかは、利用目的における作成機関と利用者の相違の程度によって左右される。

表4 収録データの始期別にみたサイト数

(2005年8月現在)

収録始期	個別企業	業界団体	労働団体	その他	計
～1994年	4	85	0	14	103
1995年	1	13	0	2	16
1996年	4	10	1	2	17
1997年	4	12	0	1	17
1998年	4	23	1	3	31
1999年	5	14	1	10	30
2000年	6	34	1	10	51
2001年	8	19	3	3	33
2002年	8	23	0	3	34
2003年	8	32	0	3	43
2004年	15	19	1	7	42
2005年	20	13	1	3	37
計	87	297	9	61	454

1) 収録されているデータのうち始期が最も早いものを基準に分類した。

4. 残された課題

本稿では、特定地域を対象とした民間統計の作成状況の動向、業界団体・業界紙などによる関連政府統計の組み替えなどの加工利用、業界団体と官庁との関係の変化の統計作成への影響、海外の民間作成統計の状況などについては立ち入って検討することができなかった。別の機会に取り上げることにした。

注

1. 総務省統計局(2005b)には200件以上の民間作成統計が収録されている。米国のBureau of the Census(2005)は、国内外の約100の民間機関が作成した約210件の資料を掲載しており、イギリスのOffice for National Statistics(2005)は民間機関が作成した十数件の統計資料を掲載している。日本の総務省統計局(2005a)も、約40の民間機関が作成した統計資料を掲載している。
2. 山田(1999)は、1999年に実施した検索結果に基づいてアメリカ・イギリス・カナダを中心に200件余りのサイトが民間作成統計を収録していることを紹介している。Mort D.(2002)には、イギリスの民間機関が作成した約900の統計資料と約300の関連サイトが収録されている。このMort D.(2002)は、1985年が初版で5回目の改訂版にあたる。
3. 毎年発行されている『統計調査総覧』『世論調査年鑑』『市場調査白書』が、民間機関が他機関から委託されている統計関連業務の実情把握の手がかりとなる。これらの2005年時点の最新版は、総務省統計局統計基準部(2005)・内閣府大臣官房政府広報室(2005)・日本マーケティング・リサーチ協会(2005)。
4. 次の6つのケースについては、カウントから除外している。①他の機関が作成した統計を加工した統計、②他の機関から実地調査ないし集計だけを委託された統計、③「社会的インフラストラクチャ」以外の個別企業が自社の通常の活動から得られる情報に基づいて作成している業務統計(例小売業企業の売上高統計)、④業界団体の収支計算書などの作成機関の運営状況だけを専ら反映した業務統計、⑤技術開発のための実験データ、⑥スポーツ関係団体が競技記録を対象に作成した統計。
5. 日本経済団体連合会(2004)。
6. このうちコンビニエンスストアの月次販売額統計は、1998年に通商産業省(当時)によって開始されている。他方、日本フランチャイズチェーン協会による同種の統計の作成開始は1983年であった。
7. 日本船主協会「日本商船船腹統計」(1972年～)・全国味噌工業協同組合連合会「容器別出荷数量」(2000年～)・日本ソーダ工業会「次亜塩素酸ナトリウム生産量」(2002年～)・全国麦茶工業協同組合「麦茶生産動向」(2003年～)。
8. 石灰協会「石灰用途別出荷実績調査」(1963年～1965年)・東京化粧品工業会「化粧品工業年報」(～

- 1984年)。
9. 食糧庁「米麦加工食品生産動態統計調査」が容器別・販売先別出荷数量の集計を2000年以降中止した後、全国味噌工業協同組合連合会がこれらの項目について会員社を対象に独自の調査を実施して集計を公表している。
10. たとえば、「[家庭用電気機器 国内出荷実績] 同工業会の調査による家庭用電気機器の国内出荷統計(販社出荷ベース)である。品目数は前出の生産動態統計調査(機械統計)よりも多くなっている。」のような業界団体作成の統計と政府統計の対比が示されている。
11. 日本貿易会「大手商社輸出入成約高統計」・日本長期信用銀行「設備投資計画調査」・日本債券信用銀行「設備投資計画調査」・日本興業銀行「設備投資アンケート調査」・富士総合研究所「景況感調査」・日本電気大型店協会「主要家電製品販売実績」などが1998年以降中止されている。なお、公正取引委員会(2004)によれば、業界団体の実数自体は、分野によって多少の差異はあるものの、減少する傾向はみられない。
12. 総務省統計局のサイトの「日本の長期統計系列」のページには、30件余りの民間作成統計が収録されている。
- ## 参考文献
- (インターネットサイトに収録されているものは、2005年8月に閲覧可能であったもの。新聞記事は日本経済新聞社「日経テレコン」に2005年8月に収録されていたもの)
- 笠原政栄(1997)「JCA統計の概要」『研究所報』法政大学日本統計研究所 23.
- 機械振興協会経済研究所(2005)「機械情報産業の入り口」機械振興協会経済研究所サイト(<http://www.eri.jspmi.or.jp/link/fdantai.htm>)。
- 菊地進他(2005)「地域景況調査の実施状況」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 88.
- 経済団体連合会(1971)『民間統計調査資料一覧』経済団体連合会。
- 経済団体連合会(1998)『民間統計調査資料一覧』日本図書センター。
- 公正取引委員会(1993)『事業者団体の活動と独占禁止法』商事法務研究会。
- 公正取引委員会(2004)『独占禁止白書 公正取引委員会年次報告』公正取引協会。
- 国立国会図書館(2005)「テーマ別調べ方案内 経済・産業 統計の調べ方」国立国会図書館サイト(http://www.ndl.go.jp/jp/data/theme/theme_keizai.html)。
- 近藤正彦(2001)「業界団体—その特徴と利用上の留意点」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 76.
- 全国統計協会連合会(1997)『民間統計ガイド』全国統計協会連合会。
- 全国統計協会連合会(2001)『民間統計ガイド 2001年版(電子版)』。
- (日本財団電子図書館 <http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2000/00117/>)。
- 全国統計協会連合会(2001)『民間統計ガイド 2001年版』全国統計協会連合会。
- 総務省統計局(2005a)『日本統計年鑑』日本統計協会。
- 総務省統計局(2005b)『統計情報インデックス』日本統計協会。
- 総務省統計局統計基準部(2000)『統計調査等の報告負担に関する調査結果』。
- 総務省統計局統計基準部(2001)『報告等の記入依頼状況等に関する実態調査』。
- 総務省統計局統計基準部(2005)『平成15年 統計調査総覧(府省等)編』全国統計協会連合会。
- 富沢久(1997)「日本鉄鋼連盟の統計活動」『研究所報』法政大学日本統計研究所 23.
- 内閣府大臣官房政府広報室(2005)『平成16年 世論調査年鑑』国立印刷局。
- 日刊自動車新聞社(2003)「自販連、自社登録調査を復活、5年ぶりに1月から」日刊自動車新聞 2003年12月12日付。
- 日経広告研究所(1995)『事業者団体の広報・広告活動調査』日経広告研究所。
- 日興リサーチセンター(1987)『産業データの読み方』日本経済新聞社。
- 日本マーケティング・リサーチ協会(2005)『市場調査白書2005年版』日本マーケティング・リサーチ協会。
- 日本経済新聞社(1997)「業界団体アンケート調査」『日経産業新聞』1997年11月21日付。
- 日本経済団体連合会(2004)「統計の利用拡大に向けて—景気関連統計を中心として—」日本経済団体連合会サイト(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/084.pdf>)。
- 日本能率協会総合研究所(2002)『ビジネスデータ検索事典』日本能率協会総合研究所。
- 日本能率協会総合研究所(2004)『ビジネス調査資料総

- 覧』日本能率協会総合研究所.
 日本能率協会総合研究所(2005)eReportSite(<http://www.e-report.info/>).
 日高淳雄(1997)「通信機械工業会の統計」『研究所報』法政大学日本統計研究所 23.
 法政大学日本統計研究所(1998)「業界統計リスト」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 55.
 山田茂(1997)「民間作成統計の諸類型とその特徴」『研究所報』法政大学日本統計研究所 23.
 ——(1998a)「民間統計における作成の実状と結果の利用」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 55.
 ——(1998b)「ホームページ収録の民間作成統計の利用における問題点—業界団体が作成した統計結果の第三者による利用を中心に—」『政経論叢』国士館大学 106.
 ——(1999)「海外のホームページに収録された民間作成統計の特徴点」『政経論叢』国士館大学 108.
 ——(2000)「民間作成統計のホームページへの最近の収録状況」『政経論叢』国士館大学 112.
 ——(2001)「最近の地域景況関連統計の作成状況と結果の提供」『統計学』経済統計学会 80.
 山田茂(2002)「民間主体による企業・事業所を客体とする景況判断調査の実施状況」『政経論叢』国士館大学 121.
 ——(2003)「特定地域を対象とする景況判断調査の実施状況とその特徴点」『政経論叢』国士館大学 123.
 ——(2005a)「全国を対象地域とする定期作成民間統計の最近の作成・公表状況」『政経論叢』国士館大学 132.
 ——(2005b)「民間機関による統計作成と結果公表の現状」『統計情報』全国統計協会連合会.
 流通科学大学・業界団体研究会(2001)『わが国業界団体に関する学術調査報告書(その1)』, 流通科学大学・業界団体研究会.
 Mort D.(2002) *Sources of Non-Official UK Statistics 5th edition*, Gower.
 UK Office for National Statistics(2005) *Annual Abstract of Statistics*.
 US Bureau of the Census(2005) *Statistical Abstract of the United States*, Bernan.

コメント

佐藤 智秋

山田会員による民間統計に関する主な研究は、民間統計の概要と作成主体の諸類型(山田, 1997), 業界団体による統計作成状況(山田, 1997, 1998a), 民間統計のホームページへの掲載状況(山田, 1998b, 2000, 2005a, 2005b), 海外における同状況(山田, 1999), 民間による景況調査実施状況(山田, 2002), 地域レベルでの景況統計作成活動(山田, 2001, 2003)からなる。そして、当論文はこれらの著作から抜粋されたものである。山田会員による民間統計研究の特徴は、刊行物やインターネットの徹底的な調査をもとに研究対象の特徴を整理するところにあるが、当論文に関しては抜粋されすぎているために、研究内容のエッセンスがうまく活かされていないように思われる。そこで、参考文献にあげられた山田会員の論文内容も含めてコメントを行うことに

する(引用に際しては、山田論文の参考文献をお借りする)。なお、山田会員は、民間統計ではなく民間作成統計という用語を使用しているが、コメントでは、民間統計という表現を使う。

まず、当論文のタイトルは「民間作成統計の現状と利用可能性」であるが、山田会員の研究内容は民間統計全体に関するものではなく、特に変化の見られる領域に、かつ、刊行物とインターネットから把握できるものに限られており、山田会員自身、冒頭において、取り上げる民間統計の範囲を、作成主体、利用主体、統計の種類について限定する。また、この限定も、この範囲内で考察するということであって、この限定された範囲の民間統計を概観するというのではない。この点を踏まえておかないと、民間統計の全体像はもち

ろん、限定された民間統計についても、どういう状況なのか、増えているのか減っているのかの記述もないために、肩すかしの感が残るかもしれない。民間統計の広がりやを考慮すると限定はやむを得ないが、一工夫欲しい。さらに、考察の大半は結果統計に関するものである。民間における統計の作成過程や作成能力についての言及はこれまでの著作においても全体的に少ない。

それでは、第2節の作成活動の現状把握と作成結果利用のための手段からみていくことにする。この10年のあいだに、情報処理技術の進歩は、統計調査方法、結果統計の公表形態・利用方法等、統計の環境を大きく変えている。山田会員は、インターネットを利用し民間機関のサイトを検索することにより、この間の民間統計を掲載するサイト数の推移、作成主体、作成周期等を整理する。この手法により業界団体の活発な統計作成の動きや、その他の把握できた民間統計の特徴を示していく。

第2節では、さらに、地域レベルでの独自の統計作成への取り組みが取り上げられる。山田(2001, 2003)では、全国と特定地域との景気動向の相違により、地域においては独自統計に対する需要が存在するとみなす。そして、とりわけ動きのみられる景況調査、景気動向指数の作成、県民経済計算の推計・公表等の動きが整理される。ここでは、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫を中心とする地域金融機関、および複数の経済団体による取り組みが多数を占め、また増加傾向にあることが示される。例えば、景況調査に関しては、ホームページへの収録状況、開始年次、調査企業数、調査周期を調査・整理し、全国レベルの統計との相違点を示すことで、地域レベルでの独自統計に対する具体的な需要を指摘する。今日多くの地域において、地域経済の活性化

が重要課題になっており、地域独自に景気動向や経済規模を捕捉するために関連する統計が整備されつつある。地域統計の領域において地域間競争が展開されているわけだが、こうした状況がわかりやすく整理されており、関係者にとっては貴重な情報になっている。

つづく第3節では、民間統計の作成主体の動機が取り上げられる。山田会員は、民間が独自に統計を作成する理由を、既存の政府統計が、民間の統計需要に適合していないためと捉える(山田, 1998a, 第2章)。政府統計と民間統計を整理・比較し、民間統計の方が、調査項目では営業活動により直結したものの、作成周期では短いもの、公表時期では早いものが多いという特徴点を導き出し、政府統計に対する民間統計の補完的な関係を指摘する。

ところで、山田会員の他の論文に対してもいえるのであるが、民間は何のために独自に統計を作成するのか・利用するのかという目的や意義に関する考察が弱いように思われる。動機、理由、目的、意義という言葉は繰り返してでてくるが、やや曖昧なままに使用されており、目的や意義そのものに対する焦点の当て方が弱いようである。重要な点であるが、わかりづらいところでもあるので、他の会員の記述もお借りして説明したい。

近藤会員は、業界統計の役割について、「業界統計は企業においては、業界動向の把握のほか、事業計画や経営計画の策定などに利用できる非常に役に立つ統計である」と述べ(近藤, 2001, p.1)、その上で、「業界統計は、業界の業況を把握するという大きな目的のほかに、マクロの経済統計(官庁統計(引用者))を補完するという役割を結果的に持っている。結果的にと書いたのは、業界統計はマクロ経済統計を補完することを念頭に置いて作成されている訳ではないが、経済動向を見る際に結果的には大いにマクロ経済統計を補完して

いるからである」と述べる(同, 2001, p.26)。

また、菊地会員は、地域における景況調査について、「……地域の企業調査も単に行政による内部資料づくりのための調査というのではなく、結果が公表され、地域の認識が深められるような、地域の公共財となるようなものとして作られるのでなければならない。その際大事なものは、地域の行政自らが調査を企画し調査を実施することである。そのことにより対象をより深く捉えようとする力が形成されると共に、他方で、国の統計を活用する力を要請することにも繋がる。そうした視点に立つとき、地域景況統計の活用は大変重要な意味を持ってくるように思われる」と述べる(菊地, 2005, pp.1-2)。引用箇所は地方自治体が独自に統計を作成する意義に関するものであるが、内容は行政以外の地域の経済団体や金融機関等の民間機関であっても当てはまるであろう。

つまり、山田会員が民間統計に対して与える政府統計の補完という役割は二義的・副次的なものであり、民間統計について論じるのであれば、補完を越えた独自の目的あるいは意義を考察することが欠かせないのである。

これと関連するが、第3節で第三者による結果利用、第4節で民間作成統計を第三者が利用する際の利点と制約が取り上げられる。山田会員によれば、第三者は研究者や一般消費者などであり、主に研究上の制約になる。山田(1998)では、第三者が利用する際の制約として、民間統計の代表性の問題、作成主体の個別の目的に合わされた調査項目・集計方法が指摘される。事実、政府統計と比較するならば、民間統計の大半は、質的に劣るであろうし、第三者が利用する上での制約も多い。しかし、民間統計における第三者の制約は、あくまでも二次的なものに留まるのであり、作成主体による利用の実態まで踏み込み、作

成主体自体が抱える制約あるいは問題を考察していくことも必要であろう。

社会における統計需要は今後も拡大を続けていく。そして、民間統計が拡大する需要の多くを満たしていくことは間違いなく、それに対応し、研究対象としても、民間統計は重要度を増していくことは明らかである。こうした中で、既存の政府統計と新たに動きの見られる民間統計を比較し、民間統計の補完的な特徴を整理していくことは大切な研究作業であるが、あわせて、民間統計の独自の役割や積極的役割を示していくことも不可欠である。

中央省庁、地方自治体、業界団体、企業、民間専門調査機関では、それぞれ統計を作成し利用する理由・目的は異なる。一方、こうした組織が、新たな役割を持ったり、あるいは協力関係を築いて、統計作成を行うケースもますます増えてこよう。山田会員は、全国レベルの統計について、「行政側からの独自統計作成への直接的な誘導・作成費用に対する補助金支給などによる積極的な働きかけ」(山田, 1998a, p.11)に言及している。資金や人員の面で絶対的な制約がある地域にあっては、統計の作成形態は、民間委託であれ産官学の連携であれ、さらに広がっていくであろう。全国レベルでは、すでに統計事務の効率化のための政府統計の民間開放・委託が日程に上がってきている(この民間委託については、山田(2005b)において、委託件数の推移、分野、調査方法・調査の整理を行っている)。補完的関係を指摘するだけでは、無原則な民間開放に歯止めをかけることはできない。社会における統計利用のあり方を方向づけていくためにも、個々の統計について、その目的や意義を語っていくことが統計研究に求められよう。

第7章 統計制度改革の国際的動向と統計品質論

水野谷 武 志

はじめに

本章の課題は、統計制度改革の国際動向として1990年代後半から広がりを見せている国際的な統計の品質論に注目し、その内容について特に最近の動向と先行研究を紹介・検討しつつ、日本の社会統計学における諸理論との関係について論じることにある。

国際的な統計品質論は、先進諸国および国際(統計)機関がイニシアチブをとって1990年代に特に活発になった動きで、統計の品質というタイトルの下に集まった、統計データの質、統計の生産から配布までの過程の質、さらにその過程を支える統計制度の質を問う一連の論議を指す。統計品質論で重視されるのは①統計利用者のニーズを重視し、②統計の質を評価し結果を公表するところまで進もうとし、③統計的生産物(1次統計資料や分析結果をふくむ最終生産物および統計基準等をふくむ中間生産物)を経済活動における生産物一般の品質管理論として捉えようとしていること、である。

本章では次の4点について考察する。第1に、各国および各国際機関で様々な統計制度の諸改革がこの10年で実施されているが、本稿ではそれらの諸改革の底流を形成していると思われる統計の品質というテーマのもとに集まっている論議をとりあげる。第2に、日本におけるこの論議の到達点と目される伊藤陽一の先行研究を紹介し、この論議を検討する。

第3に、伊藤の先行研究では十分に議論されていなかった最近の国際的な品質論議に関する動向として、特に国際通貨基金(IMF)、ヨーロッパ連合統計局(Eurostat)主催の統計品質に関する国際会議、国連統計委員会による国際統計の品質に関する国際会議、さらに国連統計部が2003年に第3版として発行した『統計組織ハンドブック』における議論を紹介・検討することである。第4に、日本の社会統計学が早くから研究してきた分野である統計の品質論議の多く、例えば統計の正確性や信頼性についての論議を含め、日本の社会統計学の諸理論とこの論議の共通点や相違点について考察する。現在の国際的論議は研究対象の広がりや深さ、さらには具体的な実践の積み重ねがあることから、我々経済統計学会が基調とする社会科学に基礎を置いた統計学にとって多くの学ぶ点があるのと同時にこの論議に我々が貢献できる点があるのではないかと思う。

1. 統計品質論の主な経過と概要

1989年の東西ドイツ統合や91年の旧ソ連崩壊を契機として、多くの社会主義体制の国々が市場経済への移行を始める中で、中央による計画経済体制に組み込まれる形で報告義務によって統計が作成され公表されていた統計制度もまた変革に迫られることになった。1990年前後に中東欧地域の移行国が統計制度の新たな体制構築の問題に直面する中で、

ヨーロッパでは国連ヨーロッパ経済委員会を中心として、移行国だけでなく、すべての国に適用可能な政府統計の基本的な原則づくりの機運が高まった。これが、1991年の国連ヨーロッパ統計家会議、1992年の国連ヨーロッパ経済委員会、そして1994年の国連統計委員会での「政府統計の基本原則」の採択へとつながったのである(United Nations Economic Commission for Europe, 2003)。

国際的な統計の品質論はこの「政府統計の基本原則」が国連の普及活動や実施状況調査(United Nations Economic and Social Council, 2004a)等を通じて国際社会に周知されていくのと時を同じくして始まった動きでもある。また、1990年代後半という時期には、アジア通貨・経済危機による統計への不信、先進国においては統計予算の抑制や統計活動に対する国民的協力の低下、情報公開とプライバシー意識の浸透等が国際的な統計品質論議の背景としてあった。そして21世紀に入り、国連ミレニアム開発目標に象徴されるように、世界的規模の諸問題を統計によって把握し改善の方策を探りさらに改善の進捗度を測ることの重要性が国際諸機関や統計学界において強く意識されると連動して、統計の品質論議も具体的な実践と研究の積み重ねを経てより包括的になってきた。

第1に、IMFの活動がある。IMFは1990年代後半の通貨危機の際に統計への不信が高まる中で、1990年代後半から経済・金融分野を中心に統計の作成および公表における基準を定め、それにもとづいた加盟国の統計情報(メタデータ)や評価などをウェブサイトで公開している。第2に、Eurostat主催による「政府統計の品質と方法論に関する欧州会議」がある。1990年代後半からEurostatによって進められていた統計の品質をめぐる研究成果は2001年の第1回会議(通称Q2001)で初めて発

表された。第2回会議は2004年(Q2004)に開かれ、2006年には英国で開催される予定である。第3に、国連統計委員会・Q2004サテライト会議がある。Q2004のサテライト会議として「国際機関のデータ品質に関する会議」を初めて開催した国連統計部・統計活動調整委員会(CCSA: Committee for the Coordination of Statistical Activities)は、世界のさまざまな国際機関が発行する国際統計の品質について基準づくりを試みようとするもので、Q会議と同様2年おきに開催予定である。第4に、国連統計部が改訂版として発表した『統計組織ハンドブック』がある。これは上記3点に代表されるの統計品質論議をうけて、国連統計部が1980年に発行した第2版を全面的に改訂したものである。

その他の注目すべき主な動向としては、① *The Economist* 誌に1991年と1993年に掲載されたOECD主要国の統計制度の評価と順位付けの記事(*The Economist*, 1991, 1993)、② 統計制度の整備と発展の途上にある主に開発途上国に対して政府統計活動の能力を高める支援、いわゆる「統計能力の構築」(Statistical capacity building)を通じて当該国の統計の品質を高めようとするWorld BankやPARIS21: Partnership in Statistics for development in the 21st centuryの動き、③ 統計の品質に対する各国の最近の取り組み¹⁾、④ 品質を構成する次元、品質のチェックリストなどをふくむOECDが提供する統計の品質に関する枠組(OECD, 2003)および統計データ公表の速報性について各国統計機関の優れた実践例の公開、がある。

以上、統計の品質論議に関わる国際的な動向を簡単にみてきた。統計の品質をめぐる論議が、第1に、従来からあった統計の誤差についての議論を超えた一国の統計制度全体の在り方まで及んでいること、第2に、一国が

生産する統計の品質だけでなく、国連委員会・CCSAの初の国際会議にみられるような国際機関の生産・編集する国際統計の品質についても論じられるようになるなど内容の深化と論議の全面化が窺えることがここからわかる。

2. 日本国内における関連先行研究の概観

先行研究について経済統計学会会員とそれ以外に分けて説明した上で、特に本学会会員の伊藤陽一の先行研究を筆者なりに整理し、伊藤による貢献と筆者が参考にすべき点について検討する。

2.1 経済統計学会会員

現在、国際的な統計品質論については、伊藤陽一による一連の研究(伊藤 1999b, 1999c, 2002, 2005)と張(2005)による中国の経済統計の品質についての研究がある。本学会会員外についてみてもこのテーマについては伊藤の先行研究がもっとも有力であるとみなせるので、後で詳しく取り上げて論じることにする。統計品質論には統計組織や統計制度の検討が欠かせないが、それらに関する先行研究はいくつかある。国連統計委員会をはじめとする国際的な統計組織の1980、90年代における動向について工藤(1996)が前回の記念号で論じた。各国の統計制度研究に関しては、山口(2003)がロシアにおける政府統計制度の成立期の分析から、通説とされていた社会主義経済体制における集中型統計組織と統計報告制度を再検討した。岡部(2003a, b)はインド統計制度の現状と課題について総括したインド統計評議会による議論を紹介・検討した。森(1999, 2000)はイギリスにおける統計機構の変遷と政府統計機関における統計の作

成状況について論じた。伊藤(1999a)は1990年代後半の米国連邦統計に関する諸改革について取り上げた。また、最近の人口センサスの制度改革については濱砂(2000)がドイツ、杉森(2000)と西村(2003)がフランスを論じた。さらに、日本の統計制度については、ミクロ統計データの提供や個人情報の保護について濱砂(1999)と森(2004, 2005a)が論じ、統計制度の今日的課題を考える基礎のために森(2005b, c)が「統計法」成立過程を検討した。

2.2 経済統計学会会員以外

国際的な統計品質論についてはまず、川崎(2001)が国際的な品質論議の背景、IMFの統計品質の枠組を紹介し、日本の政府統計における課題として、統計利用者の目的に合致した統計を作成することによって統計の有用性を高めること、統計の精度や利用上の留意点を統計利用者に対して積極的に提供し、統計の透明性を確保することを指摘した。

これ以外では、大戸(2001)がIMFの統計品質セミナー、また福井(2001)がQ2001、熊埜御堂(2004)がQ2004での論議について紹介しており、さらに吉澤(2003)が最近の品質管理の動向からみた統計および統計機関の質について論じている。伊藤彰彦(2003a, b, c, d)はQ2001で報告された論文を翻訳紹介している。統計の品質論議とは直接関わらないが、島村(2005, 2006)が世界各国および国際統計機関の統計制度について紹介・検討した。また、総務省統計局統計基準部国際統計課がほぼ毎年刊行している『諸外国における統計の制度と運営』では、各国の統計制度の動向に関わる重要文書の翻訳等が収録されていて参考になる。最近では2001年に同省同部が諸外国政府に対して郵送した統計関係の法律及び統計の総合調整機能等の統計制度に関する

調査の結果を発表した。

2.3 伊藤陽一による到達点の検討

これまで日本国内における統計品質論議に関する先行研究をみてきたが、研究の数が少ない上に、その大半は国際会議(Q2001, Q2004, Q2004サテライト会議)での報告論文紹介に若干のコメントを加えたものにとどまっている。川崎(2001)はこの論議の背景やIMFの統計品質の枠組の内容に関わる検討の上で、日本の政府統計活動に対する含意を論じているが、この論議について最も包括的に検討を加えているのは伊藤陽一である。

伊藤が国際的な統計品質論議について初めて言及したのは伊藤(1999b)であり、ここでは日本の社会統計学の蓄積、特に統計の真实性や統計制度論をふまえて、Eurostatが提出した統計品質の考え方や品質の構成要素に一定の整理を与えた。また、伊藤(1999c)には、Eurostatが1990年代後半に発表した統計の品質の関する主要論文が訳出されている。伊藤(2000)では国際的な動向や文献を紹介した上で国際的論議の注意点と統計品質および統計制度の品質評価に対する意見を述べた。Q2001へ実際に参加(伊藤 2001)した後に、伊藤(2002)では、Q2001に提出された主要論文の訳出とIMFのデータ品質参考文献サイト(DQRS)の訳出、等を収録した。最後に伊藤(2005)では、Q2004サテライト会議を紹介した上で日本の統計学や政府統計活動及び最近の統計改革論議について意見を述べた。

以上の研究における伊藤の貢献点は、第1に、政府統計機関、国際(統計)機関、統計学界においてこの議論が特に1990年代以降に加速している背景要因を数多く指摘している点である(伊藤 2000)。第2に、多様な議論を持つ品質論議がカバーする分野を、①品質評価(・管理)の対象、②評価対象ごとの品質

構成要素とその相互関係、③品質評価者と品質評価の方法、④品質評価結果の公表、⑤品質管理とその体制、の5つに整理したことである(伊藤 2000)。なお、②については伊藤独自の整理を与えたが、それでも各要素がなお並列的に語られている点に注意を促している。第3に、統計品質論に対する以下のような指摘、すなわち、(i)この国際論議は、個別的には日本の社会統計学でも特に統計の信頼性・正確性論議および統計調査過程論として取り上げられてきたが、統計データの内容にとどまらず、統計利用者のアクセスの良さ、経済性、各構成要素間のトレードオフ関係を問題にしている点で、日本の社会統計学の議論を超えていること(伊藤 2000, 以下(v)まで同様)、(ii)一国の統計活動・統計制度は絶えず問われ続けてきたが、世界規模の社会問題を抱える今日的段階においてそれがあらためて問われていること、(iii)一国の統計制度を評価する研究は興味深いのが、経済統計に偏った評価が多く社会統計まで含めた広い評価とはなっていないこと、(iv)統計的生産物や統計制度をふくめた品質を問うことによって、より多面的で現実的な検討が可能となり、また現実的改善策を提起しうること、(v)この論議は、地方統計、中央政府統計、国際統計のレベルにおいて検討されるべきこと、(vi)この論議が徹底して統計利用者のニーズを重視することは優れた意味を持つ一方で、それを強調し過ぎることによって統計の真实性を確保する見地が弱まりうること(伊藤 2002)、(vii)この論議の積極的側面を認めつつも、統計諸機関におけるコスト削減や効率化本位の中では現在のこの論議の適用が統計機関構成員の意思を無視し、長時間労働を要求する可能性があること(伊藤 2002)、という指摘がそれである。

このように、国際的な統計品質論議に関し

てはすでに、伊藤による広範でしかも多岐にわたる研究成果が存在する。このため以下では、そこではあまり取り上げられていない統計の品質をめぐる最近の動向、すなわち品質論議での強力な先導役を演じているIMFの最近の活動、Q2004でのEurostatによる統計の品質に関する新たな取り組み、国連統計委員会が開催したQ2004のサテライト会議での新たな動き、そして国連統計部が改訂版を発行した『統計組織ハンドブック』に絞ってその内容を紹介・検討する。

3. 国際的な品質論議における最近の注目すべき動向の紹介・検討

3.1 IMFのDSBB(Data Standards Bulletin Board)

IMFの統計品質に関わる現在の活動はDSBBサイトに集約されている²⁾。活動の契機となったのは、1994年に国連統計委員会が採択し「政府統計の基本原則」である。IMFはまず経済・財政統計を作成・公表する際の基準を定めたSDDS(Special Data Dissemination Standard)を1996年に設置し、次に経済・財政統計に加えて社会統計を作成・公表する基準を定めたGDDS(General Data Dissemination System)を1997年に設置し、その後、統計データの品質に関する情報源サイトとしてDQRS(Data Quality Reference Site)を公開し、現在ではDSBBをトップページとしてその下に以上の3つ(SDDS, GDDS, DQRS)のサイトが集まっている。以下では、先行研究では十分紹介されていないIMFのサイトについて簡単に紹介する。

3.1.1 SDDS³⁾

SDDSの目的は、加盟国に対して経済・財

政統計公表のガイドラインを提供することによって、適時的で網羅的な統計の入手可能性を高め、健全なマクロ経済政策の実現に貢献することである。SDDSでは、経済・財政統計の作成・公表に対する基準を定め、この基準に対する情報提供を加盟国に要請している。なお、これらの基準はあくまでも指針であって、加盟国にこの基準の遵守を求めるものではない。この基準には4つの次元(dimension)、①データ(カバレッジ、定期刊行、適時性)、②公衆によるアクセス、③高潔性(integrity)、④品質、がある。IMFはこの基準についての参加と情報提供をSDDS設立時の1996年以来、加盟国に要請している。ただし、SDDSの基準を満たすだけの経済・財政統計が整備された統計制度を有するのは先進諸国が中心であることから、SDDS参加国はその大半が先進国である(IMF加盟184国のうち61国:2005年8月現在)。SDDS参加各国の統計機関から提供されたSDDSの各次元に関する情報は、SDDSのサイトで公開されている。日本は、SDDS設立直後の1996年に参加し、IMFに情報提供している。

3.1.2 GDDS⁴⁾

1997年に設置されたGDDSの目的は、「(1)データの品質改善を加盟国に促し、(2)データ改善の必要性とその優先順位の設定を評価するための枠組を与え、(3)経済・金融の統合が増す世界において、網羅的で適時的で入手が容易で信頼性のある経済・金融統計ならびに社会統計の公表について加盟国を手引きすること」であり、そこでは統計整備の途上にある開発途上国の参加が念頭に置かれている。2005年8月現在で参加国は84である。

参加国には、統計開発の枠組としてGSSを使うこと、国との調整役を選任すること、政府統計の作成と公表に関わる情報や短期・

長期的な統計実践の改善計画を用意することが要請される。IMFはこのような要請をする一方で、参加国には関連する技術支援を行っている。GDDSの枠組は、SDDSと同じ4つの次元(データ、公衆によるアクセス、高潔性、品質)をもつ。ただし、データの次元の内容(カバレッジ、定期刊行、適時性)に関してはSDDSの基準より緩いものを採用している。また、SDDSとは異なり、GDDSでは経済・財政統計の他に社会統計の基準を定めている。この社会統計は国連ミレニアム開発目標における指標を意識しており、その中には、人口、教育、健康、貧困が含まれる。参加国は、経済・財政統計だけでなくこれらの社会統計についてもGDDSの基準にそって情報を提供し、統計作成・配布の改善に取り組んでいる。

3.1.3 DQRS⁵⁾

このサイトはマクロ経済データの品質に関する参考資料や文献リストなどを集めたものである。特にこのサイトで注目されるのは、IMFが統計の品質評価の枠組として独自に開発したData Quality Assessment Framework (DQSF)と、このDQAFを使ってIMFと対象国の関係者とが合同で自国の統計の品質を評価した報告書(ROSC: Reports on the Observance of Standards and Codes)である。DQAF開発の背景としては、各国から自主的に報告されるSDDSやGDDS情報の公開と共有から一歩進めて、その国の統計の品質を評価できる枠組の提供というねらいがあるものと思われる。またROSCは2001年に始まったIMFの事業である。2005年8月現在でROSCを提出している国は合計51であり、すべてこのサイトで公開されているが、日本からの報告はまだ提出されていない。

3.2 Q2004での統計の品質に関するEurostatの活動

統計の品質に関するEurostatの指導グループ(Leadership Group on Quality: LEG)は、Q2001で「ESSの品質宣言」と統計品質についての22の勧告(以下LEG勧告)を提出したが、この勧告を受けて開かれたQ2004では、Eurostat関係者からQ2001以降の取り組みについて一連の報告がなされた。ここではそのうち主要な報告の概要を紹介するとともに筆者なりの意見を加えてみたい。

3.2.1 ESSにおける品質問題の基調報告(Öberg, 2004)

Q2004の開会にあたっての全体会議で、ÖbergはESS(欧州統計システム: EU各国の統計機関や省庁や中央銀行の合同組織)における品質活動についての基調報告を行った。品質評価の作業グループによる評価枠組の次元と説明が示された。Eurostatの品質要素はIMFのDQAFに比べると統計データを中心に考えており、IMFとは品質要素に対する接近方法は異なるが、両者は補完する関係にあるとみるべきであろう(United Nations Statistics Division, 2004a)。

3.2.2 LEG勧告の実施状況についての報告(Karlberg and Probst, 2004)

ヨーロッパ各国・各機関でのLEG勧告の実行状況について6段階評価による報告がなされた。ヨーロッパで統計の品質改善にむけてEurostatの主導の下に提出された諸勧告が、単なるスローガンではなく、各勧告の具体的な実行状況を様々な調査にもとづいて検討・点検していることがわかる。

**3.2.3 統計調査の品質に関する自己評価
についての報告(Laiho and Nimmergut, 2004)**

Eurostatの品質枠組やLEGの品質に関する勧告をもとづき、特に個別の統計生産の現場で指揮/監督業務にあたる管理者が統計の質を評価し品質改善するためのチェックリストが、LEG勧告を受けて作業グループとして組織されたDESAP(Development of a Self-Assessment Programme for Surveys)から発表された。このチェックリストは統計調査の各段階毎に設定されており、日本の社会統計学における統計調査過程論との共通点をもつ。

3.2.4 標準品質指標について(Linden and Papageorgiou, 2004)

Eurostatによる7つの次元を持つ品質評価枠組にもとづいて実際の評価に使用する指標がLinden他から提案された。提案された指標は全部で20からなるが、そのうちの12は必ず満たされるべき指標、4は間接的に品質に影響を与える指標、そして残りの4がESSの統計機関によってさらなる経験と議論を要する指標として提示されている。品質の指標化の確定にはさらに検討を要する課題がなお残されているものの、この報告から評価枠組の具体的な構築に向けての作業が進行してい

ることがわかる。

**3.3 国連統計委員会主催によるQ2004
サテライト会議⁶⁾**

国連統計委員会の統計活動調整委員会の主催によるこの会議は、国内を対象に統計の品質を議論してきたQ2001、Q2004とは異なり、国際(統計)機関が公表する国際統計の品質を問題とした初めての国際会議という点で画期的であった。この会議での主要報告の詳細な内容については伊藤(2005)にゆずり、ここでは、一国並びに国際レベルでの政府統計の品質に関して公表・採択されている様々な要素を整理した国連統計部の報告(Havinga et al., 2004)についてとりあげる(表1参照)。なぜなら、この表に国際(統計)機関の統計品質に対する今後の考え方が集約的に示されていると考えられるからである。なお、表頭の「原則」は統計の品質枠組についての哲学的な内容、「評価枠組」は原則を実現するための戦略的な評価枠組、「基準」は評価枠組を測定可能なように操作化したものと考えられる。この分類によれば、一国レベルでは既に表にも示されたような要素が存在しており、国際レベルでも統計の品質論について、一国レベルと同様に3つの要素が準備されるべきではないか、というのがこの報告の1つの主張で

表1 国際政府統計の品質枠組

	原則 (哲学的)	評価枠組 (戦略的)	基準 (操作的)
国 レ ベル	FPOS : Fundamental Principles for Official Statistics 政府統計の基本原則	DQAF : Data Quality Assessment Framework データ品質評価の枠組	SDDS/GDDS Special Data Dissemination Standards/General Data Dissemination System 特別データ配布基準・一般 データ配布システム
国 際 レ ベル	DPIS : Declaration of Principles for International Official Statistics 国際政府統計の原則宣言	QFIS : Quality Framework for International Official Statistics 国際政府統計の品質枠組	IDDS : International Data Dissemination Standards 国際データ配布基準

Havinga et al. (2004), p.3の図1より筆者が作成

ある。提出された論文には、国際レベルの原則にあたる DPIS と評価枠組にあたる QFIS の草案を、一国レベルの FPOS と DQAF をもとに、新たに付け加えるべき項目や削除する項目を示しながら一覧表にまとめている。

国際レベルでの統計品質論議はまだ始まったばかりであり今後の動向には引き続き注目する必要があるが、DPIS や QFIS が具体的に提案され論議されており、今後はこのような動きが本格化するものとみられる。また、国際レベルの品質枠組に IMF の枠組が引用されていることから、IMF の枠組、具体的には DQAF が国際的な品質枠組の論議を主導しているように見受けられる。これには、DQAF が FPOS にもとづいていること、品質枠組に統計制度をふくむより広い要素を考慮に入れていること、などが考えられる。ただし、先に紹介したように、Eurostat では品質評価の要素の他にも多様な調査・研究(統計調査過程の研究、自己評価システムの開発など)が進行中であり、IMF だけが国際的論議を主導しているわけではなく、両者の研究を総合的に見ていく必要がある。

3.4 国連統計部『統計組織ハンドブック』第3版

『統計組織ハンドブック』(以下『ハンドブック』)は、先進諸国を中心にその経験と知識を集約させた統計制度および統計組織における国際的な指針について論じた注目すべき文献である。過去に発行された1954年の第1版、1980年の第2版はその時期の時代背景を反映して書かれた。2003年発行の第3版の「まえがき」には、第3版が1999年にIMFと国連によって開催されたデータの品質に関するセミナーでの第2版の改訂要請を受けてまとめられたとある。最近の統計品質論をふまえて『ハンドブック』がどのようにまとめられて

いるかも注目するところである。

『ハンドブック』第3版は全13章からなっており、その内容は統計機関の原則から始まり、統計制度、統計利用者、統計組織、統計職員、プライバシーの保護等をふくむ。この第3版の特徴に関しては川崎(2005)が第1、2版との比較においてすでに論じている。主な点は、①「政府統計の基本原則」を基礎としていること、②中央統計機関の長(Chief Statistician)のリーダーシップが重視されていること、③マイクロデータの提供を論じていること、④新たに統計法を制定しようとする主に発展途上国にむけて統計法のモデル事例が注釈付きで掲載されていること、⑤行政記録の統計への活用が明記されていることである。川崎の指摘以外に重要と思われるのは、第1に、統計利用者とそのニーズについての記述が充実している点である。第Ⅲ章において、統計利用者を政府、公衆、企業、研究者等の4分類にし、さらに各分類の中で利用者とそのニーズを詳細化している。これは統計利用者の視点を重視する統計の品質論議と一致する点である。第2に、統計組織の調整機能についての記述が充実している点である。この中で特に中央統計機関の長、国家統計委員会(The national statistical council)、統計法、統計予算の役割とあり方に重点がおかれている。統計組織論として古くから問題とされてきた集中型と分散型における議論を強調するのではなく、程度の差こそあれ多くの国で採用されている、分散した統計組織における調整機能の現実的なあり方が重視されていると言えよう。

以上の点はいずれも統計制度における最近の国際的にも重要な論点を『ハンドブック』が取り込んだ結果であると言えよう。『ハンドブック』は、IMF や Eurostat 等の統計の品質論議では十分に取り上げられていない、統

計組織・制度に関するより具体的で詳細な指針を提供している点で注目される。

4. 結論：日本の社会統計学との関係

本章では国際的な統計の品質論議に関して、特にIMFの品質活動、Q2004、CCSAによるQ2004サテライト会議、『ハンドブック』に注目して最近の動向を検討した。本章の結びとして、伊藤をふまえてこれらの新しい動向についての意味づけを与えることにする。

第1に、統計の品質評価の対象に統計制度を含め、その要素も示されているが、それに関して伊藤が強調する民主制の視点は依然として重要である。その点で統計調査の企画の段階における民主制、情報公開とプライバシー保護の確保、現場にいる統計調査員の意見の汲み上げ、などは引き続き議論されるべきである。第2に、統計の品質評価における構成要素の整理はなお独自性を持っている。統計の品質の対象を統計的生産物、統計基準・方法、統計制度までふくめるべきとする伊藤の論点は引き続き有効であると思われる。IMFによる品質評価の枠組であるDQAFの中に統計制度の評価に関わる要素として「前提条件」があるが、これは伊藤の主張と共通するものである。なお、統計的生産物の品質構成要素を内的構成要素と外的構成要素に分類し、さらに重視されるべきは内的構成要素であるとした伊藤の指摘は、国際的な論議にはない独自点である。第3に、国際的な論議へのアジアや途上国の参加が十分でないとい伊藤は指摘しているが、これについては両面あるように思われる。確かに現在の議論を主導しているのは欧米先進国であるが、同時にIMFや世銀やPARIS21は、統計の整備を進めようとする国に対しては知識および技術支援の面

で「統計能力構築」に積極的に関与している(World Bank, 2002)。また、国連ミレニアム開発目標達成の進捗度合いの統計による検証が重要であるとの先進国の認識も、途上国の統計能力構築への支援を通じてこれらの国の統計の品質向上に貢献している。これは非統計専門家への統計知識普及によって統計への理解を高めて、間接的に統計の品質を高めうることを強調する伊藤の指摘とも重なる。しかし、一方でこの統計能力構築の活動は途上国の意思を尊重しているか、先進国の支援が自らの要求と重なる経済統計の整備に偏重していないか、従来からの例えば国連アジア太平洋統計研修所を通じての支援・協力体制と整合的かどうか絶えず問われなければならない。第4に、国際的な品質論議において品質枠組の構成要素が並列的であるという伊藤の指摘は引き続き現在の国際論議にも当てはまると思われる。その他にも、伊藤は、日本の社会統計学で重視されてきた統計調査過程論と品質評価の関係についての整理の必要性を指摘しているが、これについては、日本の統計調査過程論ほどに精緻ではないが、先にEurostatの取り組みで紹介した自己評価(DISAP)において、統計生産の過程にそった品質の自己評価枠組の作成が試みられていた。Eurostatのこの取り組みをさらに精査する必要があるが、日本の統計調査過程論との接点生まれつつあるようにも思う。第5に、限られた予算・人員と効率化の要請強化の中でこの品質論議によって発生しうる追加的作業について、現場の統計機関構成員との意識共有と負担軽減をどう確保していくかという伊藤の指摘に対する答えは先行研究からはまだ見あたらない。複眼的な視野でこの論議の今後を注視すべきである。

最後に、日本の社会統計学との関係で幾つか指摘したい。これまでみてきた国際的な品

質論議と日本の社会統計学の共通する点は、第1に、統計利用者の視点から統計および統計制度を捉え直すこと、第2に、統計の正確性と信頼性を併せて検討すること、第3に、統計的生産物だけでなくそれを支える統計基準や統計制度を重視することである。この国際的論議は日々統計活動で諸問題に直面している現場の統計関係者が推進役となっていることから、統計調査過程論や統計制度論での蓄積をもつ日本の社会統計学は、この国際的な論議に積極的に貢献できるであろう。他方で日本の社会統計学は、国際的な論議の品質構成要素の緻密さ、統計の品質についての理念や概念を測定し評価するという具体的な実践について、一国並びに国際レベルでのより網羅的な品質論議の展開から学ぶこともできるであろう。残念ながら、先行研究を見る限り、この分野に関心を持ち連携を取ろうとする研究者あるいは政府統計関係者は少ない。日本の政府統計では、統計データの公表の面でインターネット公表の広がりにより利用者の利便性が高まっているが、国際的な論議にあるような統計的生産物や統計制度・統計活動の品質を評価し積極的に公表しようとするような動きは見られない。また、統計の品質あるいは『ハンドブック』に見られる統計組織・統計制度に関する国際的な論議をふまえることなく経済構造改革の一環として現在、統計制度改革論議が進行している。そのような状況の中で、急速な盛り上がりや研究の深化をみせているこの国際論議に連携できる学問的枠組をもつ経済統計学会は、政府統計関係者や地域の統計職員と連携することで、この論議を現実の統計並びに統計制度の改善に活かす必要がある。

注

1. IMFのDQRSで紹介されているものに限ってみると、ニュージーランド統計局では1999年に「政府統計の議定書」(Statistics New Zealand, 1999)、カナダ統計局では2002年に「カナダ統計局品質保証枠組」と2003年に「カナダ統計局品質指針(第4版)」(Statistics Canada, 2002, 2003)、イギリス国家統計局では2005年に「統計の品質測定のための指針」(Office for National Statistics, 2005)、フィンランド統計局では2002年に「政府統計に関する品質指針」(Statistics Finland, 2002)、ノルウェイ統計局では統計の品質と方法について明記した「2002年戦略」(http://www.ssb.no/english/about_ssb/(2005年8月アクセス))や2004年に「ノルウェイ統計局の品質とメタデータ」(Statistics Norway, 2004)、オーストラリア統計局では1998~2000年にかけて経済統計およびセンサスの品質についてレポート(Australian Bureau of Statistics 1998; Dopita 1999; McDonald and Hamilton 1999; Robertson 2000; Brady, Dopita and Robertson 2000; Gibbs and Knight 2000; Finlay, Quine and Cronin 2000; Zarb 2001)、米国では統計方法論に関する連邦委員会(FCSM)によって1990年代後半から政府統計の品質についてまとめた報告書(Kasprzyk and Giesbrecht, 2003)が発行されている。
2. <http://dsbb.imf.org/Applications/web/dsbbhome/>(2005年8月アクセス)。
3. <http://dsbb.imf.org/Applications/web/sdds/home/>(2005年8月アクセス)。SDDS手引き書(IMF 1998)も参照した。
4. <http://dsbb.imf.org/Applications/web/gdds/gdds/home/>(2005年8月アクセス)。GDDS手引き書(IMF 2001, 2004)も参照した。
5. <http://dsbb.imf.org/Applications/web/dqrs/dqrs/home/>(2005年8月アクセス)。
6. <http://unstats.un.org/unsd/acsub/cdqio.htm>(2005年8月アクセス)。

参考文献

伊藤陽一(1999a)「アメリカ合衆国連邦統計における1990年代後半の統計改革」『研究所報』法政大学日

- 本統計研究所 No. 25.
- 伊藤陽一(1999b)「統計の品質(統計の真実性と関連諸要因)―最近の国際的論議を参考に―」第3回日中経済統計学会議(1999年10月11～12日・中国・嘉兴市)配布論文。
- (1999c)「『統計の品質』をめぐって―翻訳と論文』『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 61.
- (2000)「『統計の品質』論と統計制度の品質をめぐって」経済統計学会第44回全国総会(2000年9月18～19日・阪南大学)配布論文。
- (2001)「統計の品質に関する総合的な枠組の提示―政府統計における品質に関する国際会議」『統計学』経済統計学会 No. 80.
- (2002)「『統計の品質』をめぐって―翻訳と論文(2)』『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 79.
- (2005)「統計の品質(3): 国際統計機関における統計の品質―Q2004サテライト会議を中心に―」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 89.
- 伊藤彰彦(2003a)「ESS 質指導グループからの報告(要約)」『統計』日本統計協会 5月号。
- (2003b)「ESSのための質管理フレームワーク及びESS各統計局における質慣行に関する調査(抄訳)」『統計』日本統計協会 7月号。
- (2003c)「現代的公共行政における統計機関(抄訳)」『統計』日本統計協会 9月号。
- (2003d)「質管理の実施(抄訳)」『統計』日本統計協会 10月号。
- 梅田次郎・小野達也・中泉拓也(2004)『行政評価と統計』日本統計協会。
- 岡部純一(2003a)「インド統計制度の現状と課題(上)」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 80.
- (2003b)「インドの官僚制度と行政統計」『統計学』経済統計学会 No. 85.
- 大戸隆信(2001)「統計の品質に関するセミナー」『統計』日本統計協会 3月号。
- 大友篤(2005)「統計法と分散型統計制度の問題点―利用者立場から―」『統計』日本統計協会 1月号。
- 各府省統計主管部局長等会議(2003)『統計行政の新たな展開方向』。
- 川崎茂(2001)「統計の品質評価」『統計』日本統計協会 1月号。
- 川崎茂(2005)「日本の統計制度を考える―国際比較の観点から―」『統計』日本統計協会 1月号。
- 工藤弘安(1996)「国際統計機関と国際統計行政の動向」『統計学(創刊40周年記念号)』経済統計学会 No. 69・70.
- 熊埜御堂武敬(2004)「官庁統計の質と手法に関するヨーロッパ会議(Q2004)に参加して」『統計情報』8月号。
- 島村史郎(2005, 2006)「統計制度論」『統計』日本統計協会 2月号～2006年5月号。
- 杉森滉一(2000)「フランス構成調査のリノヴェーション」『統計学』経済統計学会 No. 79.
- 竹内啓(2005)「日本の統計制度を考える―統計の理念と制度―」『統計』日本統計協会 1月号。
- 張南(2005)「中国の経済統計と国際的統計品質―第7回日中経済統計専門家会議―」『統計学』経済統計学会 No. 88.
- 西村善博(2003)「フランスの新人口センサス計画の動向」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 81.
- 濱砂敬郎(1999)「ドイツ連邦統計法におけるマイクロデータ規定と匿名化措置」『研究所報(特集: ミクロ統計データの現状と展望)』法政大学日本統計研究所 No. 25.
- (2000)「2000年世界人口センサスの動向―ドイツ・欧州を中心に―」『統計学』経済統計学会 No. 79.
- 平井文三(2005)「ニュー・パブリック・マネジメントと統計制度改革の展望―諸外国における統計業務の民間委託の法規制を手がかりとして―」『統計』日本統計協会 1月号。
- 福井武弘(2001)「政府統計の質に関する国際会議について」『統計』日本統計協会 9月号。
- 松田芳郎(2005)「世界の常識は日本の非常識・日本の常識は世界の非常識―統計法の改正の必要性―」『統計』日本統計協会 1月号。
- 森博美(1999)「戦後イギリス統計機構の展開」『研究所報(特集: ミクロ統計データの現状と展望)』法政大学日本統計研究所 No. 25.
- (2000)「英国政府統計体系」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No. 66.
- (2004)「政府統計マイクロ統計データの提供とわが国統計制度の今日的課題」『経済志林』法政大学経済学会 Vol. 72, No. 1-2.
- (2005a)「個人情報保護と統計」『学術の動向』日本学術会議 1月号。

- 森博美(2005b)「日本における「統計法」の成立」『オケージョナルペーパー』法政大学日本統計研究所 No. 11.
- (2005c)「統計法」と法の目的」『オケージョナルペーパー』法政大学日本統計研究所 No. 12.
- 山口秋義(2003)『ロシア国家統計制度の成立』梓出版社.
- 吉澤正(2003)「最近の品質管理と統計」『統計』日本統計協会 3月号.
- Australian Bureau of Statistics(1998) *Balance of Payments and International Investment Position, Australia, Concepts, Sources and Methods*, Australian Bureau of Statistics.
- Australian Bureau of Statistics(2000) *Quality Indicators for Household Surveys*, Australian Bureau of Statistics.
- Brady, B., P. Dopita and E. Robertson(2000) *1996 Census Data Quality: Industry*, Australian Bureau of Statistics.
- Carson, C.(2001) *Toward a Framework for Assessing Data Quality*, IMF Working Paper.
- der Vries, W.F.M.(1998) "How are we doing?: Performance indicators for national statistical systems", *Netherlands Official Statistics*, Vol. 13, Spring.
- Dopita, P.(1999) *1996 Census Data Quality: Occupation*, Australian Bureau of Statistics.
- Duncan, J.W. and A.C. Gross(1995) *Statistics for the 21st Century: Proposals for improving statistics for better decision making*, U.S.A.: Irwin Professional Publishing.
- Gibbs, R. and T. Knight(2000) *1996 Census Data Quality: Income*, Australian Bureau of Statistics.
- Giobannini, E. and D. Ward(2004) "Quality Framework for OECD statistics: Getting our own house in order", conference on Data Quality for International Organizations, Wiesbaden/Germany, 27-28 May 2004.
- Giovannini, E.(2004) "Towards a Common Strategy of International Organizations to Improve the Quality of International Statistics", the Committee for the Coordination of Statistical Activities, Fourth Session, New York, 1-3 September 2004.
- Havinga, I., G. Kamanou, S. Schweinfest and W. de Vries(2004) "Squaring the Quality Circle: Towards a quality framework for international official statistics", conference on Data Quality for International Organizations, Wiesbaden/Germany, 27-28 May 2004.
- IMF(1998) *The Special Data Dissemination Standard: Updated Guidance on the SDDS*, Washington, D.C.:
- IMF.
- IMF(2001) *Guide to the General Data Dissemination System (GDDS)*, Washington, D.C.: IMF.
- Karlberg, M. and L. Probst(2004) "The Road to Quality: The implementation of the Recommendations of the LEG on Quality in the ESS", Statistisches Bundesamt, *CD-ROM Proceedings: European Conference on Quality and Methodology in Official Statistics (Q2004)*, Mainz, Germany, 24-26 May 2004.
- Kasprzyk, D. and L. Giesbrecht(2003) "Reporting Sources of Error in U.S. Federal Government Surveys", *Journal of Official Statistics*, Vol. 19, No. 4.
- Laiho, J. and A. Nimmergut(2004) "Using Self-Assessments for Data Quality Management: DESAP experience", Statistisches Bundesamt, *CD-ROM Proceedings: European Conference on Quality and Methodology in Official Statistics (Q2004)*, Mainz, Germany, 24-26 May 2004.
- Linden, H. and H. Papageorgiou(2004) "Standard Quality Indicators", Statistisches Bundesamt, *CD-ROM Proceedings: European Conference on Quality and Methodology in Official Statistics (Q2004)*, Mainz, Germany, 24-26 May 2004.
- Malaguerra, D. and J. Ryten(2000) "Peer Review as an Essential Part of the Restructuring of National Statistical Services: Switzerland's experience", Conference of European Statisticians, Forty-eighth plenary session, Paris, 13-15 Jun 2000.
- McDonald, S. and G.M. Hamilton(1999) *1996 Census Data Quality: Housing*, Australian Bureau of Statistics.
- Norwood, J.L.(1995) *Organizing to count: Change in the federal statistical system*, Washington, D.C.: Urban Institute Press.
- Öberg, S.(2004) "Quality Issues in the European Statistical System", Statistisches Bundesamt, *CD-ROM Proceedings: European Conference on Quality and Methodology in Official Statistics (Q2004)*, Mainz, Germany, 24-26 May 2004.
- OECD(2003) *Quality Framework and Guidelines for OECD Statistical Activities (Version 2003/1)*, OECD.
- Office for National Statistics(2005) *Guidelines for Measuring Statistical Quality*, London: Office for National Statistics.
- Robertson, E.(2000) *1996 Census Data Quality: Qualification level and field of study*, Australian Bureau of Statistics.

- Statistics Canada (2002) *Statistics Canada's Quality Assurance Framework*, Ottawa: Statistics Canada.
- Statistics Canada (2003) *Statistics Canada Quality Guidelines (fourth edition)*, Ottawa: Statistics Canada.
- Statistics Finland (2002) *Quality Guidelines for Official Statistics*, Helsinki: Statistics Finland.
- Statistics New Zealand (1999) *Protocols for Official Statistics*, Wellington: Statistics New Zealand.
- Statistics Norway (2004) *Quality and Metadata in Statistics Norway*, Statistics Norway.
- The Economists (1991) "Official Numbers: The Good Statistics Guide", *The Economists*, September.
- The Economists (1993) "The Good Statistics Guide: Which country boasts the best (or the least bad) statistics?", *The Economists*, September.
- United Nations Economic and Social Council (2004a) "Implementation of the Fundamental Principles of Official Statistics", the thirty-fifth session of the Statistical Commission, New York, 2 to 5 March 2004.
- United Nations Economic and Social Council (2004b) "Report of the Committee for the Coordination of Statistical Activities on its first and second meetings", the thirty-fifth session of the Statistical Commission, New York, 2 to 5 March 2004.
- United Nations Economic Commission for Europe (2003) *50 years of the conference of Europe statistics*, Geneva: United Nations.
- United Nations Statistics Division (2004a) "Report on the Comparison of IMF's Data Quality Assessment Framework (DQAF) and Eurostat's Quality Definition", the thirty-fifth session of the Statistical Commission, New York, 2 to 5 March 2004.
- United Nations Statistics Division (2004b) "Follow up the Q2004 Satellite Conference on Data Quality for International Organizations", conference on Data Quality for International Organizations, Wiesbaden/Germany, 27-28 May 2004.
- Ward, M. (2004) *Quantifying the World: UN ideas and Statistics*, Indiana U.S.: Indiana Univ. Press.
- World Bank (2002) *Building Statistical Capacity to Monitor Development Progress*, Washington, D.C.: World Bank.
- Zarb, J. (2001) *Quality Measures for Systems of Economic Accounts*, Australian Bureau of Statistics.

コメント

小川 雅弘

(1) 品質論の位置付け

経済統計学会は、社会的過程の産物として統計の真実性が検討されるべきであり、またそれと密接に関連した統計作成過程自体が研究課題であるべきだ、と長年にわたり主張し研究を蓄積してきた。大屋理論はもちろんだが、蜷川統計学においても調査過程の信頼性は体系の柱の1つである。水野谷論文が指摘しているとおり、これらの理論を基盤とした個別の実証においても品質論以前から経済統計学会では制度・調査についての研究があり、労働統計等の個別統計についてはさらに多数の研究蓄積がある。品質論においては、このような研究方向が国際機関でも重要な問題と

して取り上げられている。

また品質論は、現在の日本で進行中の「統計改革」においても統計制度の改善または改悪阻止に利用できる可能性を持つ。

したがって、水野谷論文ならび伊藤陽一会員(伊藤 1999c, 2002)と同様に、統計の品質論は基本的に歓迎すべき動きである、と筆者も考える。

制度・機構・調査過程を研究対象とする大屋理論は、品質論と重なる部分が多い。水野谷論文も統計調査論に関係付けており、伊藤会員も日本の社会統計学における調査過程論との関係の整理の必要性を指摘している(水野谷 4)。日本の社会統計学との関係で言

えば、さらに蜷川統計学という正確性・信頼性にも関連する。統計調査制度およびそれを対象にする品質論は、技術的過程の正確性だけではなく、理論的過程の信頼性にも関連する。利用者ニーズそれ自体およびそれを調査へ反映させる制度が、調査票・調査項目へ影響するからである。調査項目と統計制度の関係を利用者のニーズとして視野に入れている点は、品質論の長所である。調査票・調査項目と利用者ニーズの相互関係を統計制度・調査機構まで含めて探求していくことは、本会の今後の課題の1つだろう。

(2) 品質論の特徴

水野谷論文も紹介している伊藤会員による品質論評価(水野谷 2.3)、および水野谷自身による品質論の特徴指摘に加えて、品質論にはさらに2つの大きな特徴がある。作成から利用者の手元に至るまでの総体を対象とする点、および1国の統計を全体として評価するという点である。

前者は、とくに調査票・調査項目への利用者ニーズの反映、および結果の配布・結果への利用者のアクセスを対象にする点である。従来の統計制度研究ではやや軽視されていたこの過程に明示的に注目するのは、品質論の大きな特徴であり、従来の本会の議論を発展させる点である。この点については、伊藤会員による評価—統計利用者のニーズの重視、利用者へのアクセス・経済性・構成要素間のトレードオフ関係についての議論—を水野谷論文も紹介している(水野谷 2.3)。伊藤(1999c)による統計の品質の評価項目分類にたとえば、もっぱら「外的」項目に相当する過程である。ユーザーの視点の重視が品質論の特徴として通常は挙げられており、国連統計部『統計組織ハンドブック』第3版が統計利用者を政府・公衆・企業・研究者に分類

し各々のニーズを論じていることを水野谷も紹介している。蜷川統計学が利用者の視点を強調することは言うまでもないが、実は既に蜷川『統計学の基本問題』も利用者をほぼ同様に分類している。蜷川の「利用者の視点」と品質論の相違は、統計利用者を理論に組み込む点よりも、利用者と統計の関連を上記の2つの過程まで広げて見る点にある。

もう1つの特徴は、1国の統計を作成から配布にいたる全過程にわたって単一指標に集計して評価する点である。たとえば、水野谷も紹介している*Economist*誌による試みである。この作業で算出された統計の品質指標によって1国の統計を評価し、国際比較や時系列比較をするのが、統計の品質論の目的であり最大の特徴である。したがって、統計の品質論は厚生指標や生活水準を単一尺度で測定する試み等いわゆる社会指標の一種と位置づけられる。なお、品質管理の応用という性格付けは重視するべきではなく、生産物—品質論においては1国の統計—を評価するという点だけが、統計の品質論と製造物にかんする品質管理の共通点である、と筆者は考える。製造物にかんする品質管理の手法に準じる試みもあるが(『統計研究資料』No. 79所収のBergdahl et al等)、成功しているは思えない。

(3) 問題点と課題

品質論に関する伊藤会員による問題点指摘(水野谷 2.3)は適切だと考えるが、さらに次の3つの問題・課題について述べたい。

第1に、伊藤会員も指摘する並列性であり、相互連関・体系性の弱さである。上述のように品質論の特徴は、複数の評価項目から単一の品質指標を集計して求める点にある。その際、集計関数・評価関数が明示されている場合はもちろん、明示されていなくとも何らかの集計・変換手続きが暗示的に存在すること

が必要である。そこで集計関数の形状の客観的根拠付けの困難という、社会指標に共通の根本的な問題が現れるのである。集計方法やその際に用いるウェイトや評価関数の関数型が検討対象になり、説得的な解は難しい。評価項目の並列性は、社会指標における集計の問題と言い換えられる。伊藤会員による統計の品質項目の分類・構造化は有力な改善方法であるが、この問題は完全には解消されないだろう。諸項目をいくつかの分野に分けても、各分野内での集計および各分野間の集計という問題は残るからである。ただし、筆者はこれを理由に統計の品質論を無意味と言うつもりは無い。

次に、IMFなど国際機関による国際的な統一基準の設定をどう見るかということである。

これについては筆者も基本的には前進と考えるが、同時に南米諸国への介入や1998年アジア通貨危機におけるIMFの役割＝「グローバル化」の押し付けという危険も考慮する必要がある。統計分類や調査機構・過程における各国の政治制度・文化の独自性を、どこまで尊重するかという問題である。

最後に、本会の大屋・浜砂会員らが取り組んできた統計環境論の視点である。品質論は、もっぱら作成者・利用者を対象にして統計を論じている。被調査者しかも個々の被調査者ではなく社会としての被調査者等々も、統計の真実性を規定している。ここに注目する統計環境論の視点も、一国さらに国際的な統計調査・統計制度を見る際に必要だろう。

執筆者紹介

(50音順, 所属は2006年7月1日現在)

朝井池泉伊伊岩上大大岡小野寺川丸子地村田藤野村橋浦澤屋村砂嶋島井江川谷園藤上野田田	倉口田藤藤井崎藤井西部川小野寺川丸子地村田藤野村橋浦澤屋村砂嶋島井江川谷園藤上野田田	啓一弘国陽俊一達純雅文治和幸智一やよ克政善敬清利輝昌太武謙雅博	郎秀伸志彦一浩夫郎雄広一弘剛庸哲平進範繁秋雄良い元重勝博郎志夫明嗣郎志吉昇俊美剛茂満央	(流通経済大 (愛知大 (立命館大 (大阪経済大 (兵庫県立大 (法政大 (関西教大 (立教大 (鈴鹿国際大 (藍野大 (京都大 (横浜国立大 (大阪経済大 (法政大 (政大 (京大 (鹿児島大 (神戸大 (立教大 (北海大 (中央大 (愛媛大 (福井県立大 (日本大 (お茶の水女子大 (拓殖大 (立命館大 (京大 (大分大 (九州大 (島根大 (専修大 (大阪市立大 (明治大 (鹿児島大 (北海大 (阪南大 (松山大 (関西大 (法政大 (徳島大 (国士館大 (高崎商科大 (東京農工大
---	--	---------------------------------	---	---

社会科学としての統計学 第4集 [創刊50周年記念号]
統計学 第90号

2006年8月1日

編者 経済統計学会
会長 泉 弘志
〒194-0928 東京都町田市相原4342
法政大学 日本統計研究所

発行者 品川 宗典
発行所 (株)産業統計研究社
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-7-3
Tel 03-3230-0731
Fax 03-3237-9287

Social Statistics as a Social Science: the 50th Anniversary Special
Issue, *Statistics*, No. 90.

1st August 2006

edited by The Society of Economic Statistics, Japan
president Hiroshi Izumi
address Hosei University, Japan Statistical Research Insti-
tute, 4342 Aihara, Machida-shi, Tokyo 194-0928
published by Sangyo Tokei Kenkyusya
president Toshimori Shinagawa
address 3-7-3 Iidabashi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0072
Tel 03-3230-0731
Fax 03-3237-9287
